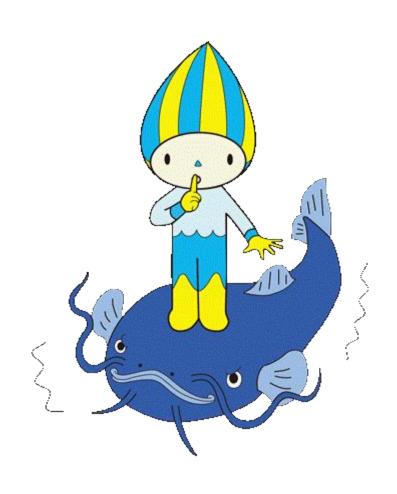
岐阜県 避難所運営ガイドライン



令和7年3月 岐阜県

「岐阜県避難所運営ガイドライン」について

1 ガイドラインの目的

地震災害、風水害、火山災害等の災害発生時には、住民が避難を余 儀なくされる場合があります。平成25年6月に改正された災害対策 基本法において、市町村長は、避難者等が一定の期間避難生活を送る ための施設として指定避難所を指定し、災害応急対策責任者は、避難 所に滞在する避難者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め なければならないとされています。このガイドラインは、県内の市町 村で避難所の運営に関するマニュアルの策定を推進するため、その参 考資料として提示するものです。

2 ガイドラインの使い方

本ガイドラインは、避難所運営に関して実施すべきと思われる基本的事項を「指針」として示すとともに、具体的に避難所運営がイメージできる事例や各種様式、チェックリストを添付しています。各市町村や地域において、本ガイドラインを参考にマニュアル等を作成し、災害時には、市町村と住民が協力し、円滑な避難所運営が行えるように備えて下さい。

(1) 直ちに活用可能な様式集

避難者の状況把握に必要な避難者カード等の記入様式や避難者の健康管理のための掲示様式、また、多言語対応の様式等、避難所で直ちに活用可能な各種様式を添付しました。

(2) 地域住民による避難所運営に役立つチェックリスト

事前対策、初動期、展開期、安定期~撤去期のそれぞれにやるべき ことがわかるチェックリストを添付しました。

目 次

はじめに	=		
		避難所の位置づけ	P 1
	1	避難所の運営	P 1
第1章	事前対策	策	
1 - 1		— 市町村による避難所の指定	P 2
1 1		①施設の確保	1 2
		②建物の構造と立地条件	
		③一人当たりの占有面積	
1 - 2		避難所の周知・確認	P 4
$\frac{1}{1} - \frac{3}{3}$		避難施設の設備・備蓄	P 5
1 - 4		避難所運営マニュアルの作成・設置	
1 - 5		初期の運営と避難所運営委員会設置に向けた取組みー	
1 - 6		避難所開設・運営訓練の実施	
1 0		XEVEN LINES AT THE HALLES OF ME	1 0
第 2 章	初動期	(発災が予見された時~発災後24時間)	
$\frac{2}{2} - 1$	103 -03 773	避難所の開設	P 9
_ 1		①避難所の安全確認	1 0
		②避難所開設の広報	
2 - 2		施設の利用範囲の決定	P 1 3
$\frac{2}{2} - 3$		避難所の初動運営	P 1 6
2 0		①避難者の受付と居住スペースの割り振り	1 1 0
		②避難者の把握	
		③通信手段の確保	
		④避難所リスト等の作成	
2 - 4		トイレの確保	P 2 0
$\frac{2}{2} - \frac{4}{5}$		食料・物資の提供	
2 – 3		及付、物員の促供	F 2 C
## 0 *	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	/ 3% // //	
第3章	展開期	(発災後24時間~発災後3週間程度)	
3 - 1		避難所運営委員会と運営班の設置	
3 - 2		避難者の確認	P 3 1
3 - 3		用途に応じたスペースの設置 (居住・運営スペース)	
		用途に応じたスペースの設置(その他各種スペース)	
3 - 4		水の確保(飲料水・生活用水等)	
3 - 5		食料・物資の提供	P 3 8
3 - 6		衛生環境の確保とごみ処理	
3 - 7		情報の収集と伝達	P 4 2
3 - 8		プライバシーの確保	
3 - 9		一次避難への備え	P 4 6

$3 - 1 \ 0$	他市町村、他県等からの応援職員の受入	P 4 7
$3 - 1 \ 1$	避難所ボランティアの受入	
$3 - 1 \ 2$	マスコミ・訪問者対応	P 4 9
$3 - 1 \ 3$	避難者の健康管理	- P 5 0
$3 - 1 \ 4$	避難者の心のケア対策	- P 5 3
3 - 15	ペットの同行避難について	
3 - 16	防犯体制の確立	
3 - 1 7	多様な視点での避難所運営(再掲)	- P 5 7
$3 - 1 \ 8$	要配慮者への配慮を踏まえた避難所運営(再掲)	
3 - 19	避難所以外の分散避難者への対応	
$3 - 2 \ 0$	車両避難者(車中泊者)への対応	- P63
第4章 安定期	~撤去期(発災後3週間~避難者の生活環境復旧ま	で)
ガイ草 文定剤 4-1	安定期の用務	
4 - 2	避難所の統廃合と閉鎖の検討	
$\frac{4}{4} - 3$	避難所閉鎖に向けた体制	- P67
1 0	YELVINA SKILL IN TO LETTER!	1 0 1
<u> </u>	、様式(例)編>	
【様式1】	避難所利用者名簿	
【様式2】	避難者カード	
【様式3】	避難所開設報告書	
【様式4】	避難所状況報告書	
【様式5】	避難所用務日誌 事務引継書	- 別添参照
【様式6】		
【様式7】	避難所生活ルール 食料・物資管理簿	
【様式8】	食料的質管理專	
【様式9】	物資依賴伝票兼処理表	
【様式10】 【様式11】	物質依賴伝票兼処珪表 避難所ボランティア受付簿	
【様式11】	避無所 ホブンティア 受刊 海 取材者・訪問者への注意事項	
【様式13】	マスコミ用受付用紙	- 別添参照 - 別添参照
【様式14】	ペット飼育者台帳	- 別称参照 - 別添参照
様式集 <掲示		一例称参照
【掲示様式1】	ヾヤ メ エス ト編/ - トイレを使う時の注意(例)	別添参照
【掲示様式2】	できていますか?衛生的な手洗い	
【掲示様式3】	冬は特にご注意!ノロウイルスによる食中毒	
【掲示様式4】		
【掲示様式5】	エコノミークラス症候群予防のために	
【掲示様式6】	************************************	
【掲示様式7】		- 別級参照 別添参照
【掲示様式8】	在庫一覧表	- 別添参照 - 別添参照
	- 在 <i>庫</i> - 見衣 : ックリスト編>	が多いない
『*八末』 ヘアュ		

チェックリスト 1 チェックリスト 2 チェックリスト 3 チェックリスト 4	避難所運営チェックリスト(地域住民の方向け) 避難所運営チェックリスト(市町村担当者向け) 避難所運営チェックリスト(施設管理者向け) 備蓄チェックシート・避難所チェックシート	別添参照 別添参照 別添参照 別添参照
様式集 <多言語	吾(英語・中国語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語)	対応編>
【様式2】	避難者カード	別添参照
【様式7】	避難所生活ルール	別添参照
【掲示様式1】	トイレを使う時の注意(例)	別添参照
【掲示様式2】	できていますか?衛生的な手洗い(用語集)	別添参照
【掲示様式5】	エコノミークラス症候群予防のために(用語集)	別添参照
【掲示様式7】	各種避難所內標記(用語集)	別添参照
参考資料		
「物資調達・輸送	送調整等支援システム」の使用方法	別添参照
分散避難システ、	ム操作マニュアル	別添参照

はじめに

■ 避難所の位置づけ

- 避難には2種類があり、災害の危険から命を守るために避難する施設・場所である「緊急避難場所」への避難と、災害により住家の損壊やライフライン機能の低下の被害を受けた方の安全な生活を確保し、生活再建に向けた支援を行う施設である「避難所」で仮の生活を送るための避難があります。本書は「避難所」での運営を対象としており、「緊急避難場所」は対象としておりません。また、避難所には、「指定一般避難所」と「指定福祉避難所」の2種類があり、「指定福祉避難所」は、受入対象者を特定し、公示することとされています。
- 基本的には自らが支援を受ける必要が無いように備えることや、地域で 支えあえるよう、日頃から関係を構築することが重要でありますが、避難 所で受けられる支援は、主に以下の3つとなります。避難所で生活をされ る方はもちろん、自宅等での生活を継続される方も、必要な支援を受ける ことができます。

また、今後は市町村域を超えた広域避難者への支援についても検討する必要があります。

- ・衛生的環境が整備された滞在場所の提供
- ・水や食料、その他生活に必要な物資の提供
- ・被害状況や生活再建に向けた情報の収集と提供
- 避難所の開設期間は、避難者が自宅での生活に戻るか、応急仮設住宅等 へ入居するまでの間とし、各市町村においては、避難者数や施設の状況、 避難者の意向等を踏まえ、随時、統廃合を行います。

■ 避難所の運営

- 災害対策基本法によると、市町村等は、災害が発生したときは、安全な 避難所を遅滞なく供与するとともに、必要な生活関連物資、保健医療サー ビス、情報等を提供し、生活環境の整備に努めなければならないとされて います。
- 避難所の設置・運営は、市町村等の管理・責任のもと行われますが、被 災者の多様なニーズとその時間経過に伴う変化へより細かに対応するため、 避難所の運営は地域住民が中心となることが理想的です。
- 災害発生から24時間以降(展開期以降)は、市町村の職員と施設管理者が避難者の代表者と連携し、地域の災害ボランティア活動経験のある人々を含む、地域コミュニティを基礎とした避難所運営委員会を設置することにより、運営において幅広い意見が取り入れられるよう、年齢や性別に偏りのない組織作りを目指します。

第1章 事前対策

1-1 市町村による避難所の指定

①施設の確保

市町村長は、まず、学校、公民館、スポーツセンター、等の公共施設を 避難所として選定し、指定をします。公共施設のみでは避難所が不足する 場合などにおいて、民間施設や宗教施設等を避難所として指定する場合は、 当該施設管理者と災害応援協定を締結し、協定内容に災害時に当該施設を 避難所として使用する旨を明記しておきます。

また指定避難所として指定していない施設であっても、発災時に近隣の人が集まると想定される場合には、事前に協定を結んだり届出を受けたりして、協定・届出避難所として位置付け、災害用物資を備蓄しておきましょう。この協定・届出避難所の運営は地域コミュニティが実施することが想定されますが、行政も物資の提供など必要な支援を行わなければなりません。

なお、本ガイドラインでは、**小学校での避難所運営をモデルケースとした**(人数には在宅・車両避難者を含まず) **運営を想定**しています。実際には、施設の規模によって、様々なニーズが生じるため、効率よく、かつきめ細かな対応を行うことが必要です。

■指定福祉避難所の指定について

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活に特別な配慮が必要な者のための避難所として、施設がバリアフリー化され、支援者や生活相談員の確保に適した環境が整備された、老人福祉施設や障がい者支援施設、児童福祉施設、保健センター、特別支援学校のほか、一般の避難所となっている小中学校や公民館、公共・民間の宿泊施設等を指定福祉避難所として体制を整備することも検討し、指定をします。

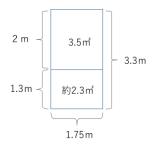
②建物の構造と立地条件

避難所の立地場所は、想定される災害による影響が比較的少ない場所であることが求められており、具体的には、洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、津波災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定することが望まれます。

また、避難所となる施設は耐震性・耐火性を高めるための整備を行うとと もに、避難所となる建物の基本構造以外の非構造部材(天井、外壁、照明器 具など)についても、耐震補強を行うことが重要です。

③一人当たりの占有面積

避難所を指定するに当たっては、スフィア基準に基づき一人当たりの最低限の占有面積 (3.5 m²) 及び車いすで通行可能な通路 (幅 1.3 m) を確保することが望まれます。避難情報を発令する対象地区内の人口を参考にしつつ、避難所の指定、または追加指定を検討します。ただし、施設仕様や感染症対策資機材配置、一時的な避難での使用など、状況に応じて柔軟に対応することが求められます。



一人当たり面積の目安: 5.8 m^2 (1.75×(2+1.3)= $5.775 \rightleftharpoons 5.8$)

※1.75×2 で 3.5 m²

※スフィア基準とは

- ・紛争や災害の際の避難所の環境についての「最低限の基準」
- ・1994年に起きたアフリカ・ルワンダ虐殺を受け、国際赤十字やNGOなどがスフィアプロジェクトを発足させ、スフィア基準(スフィアスタンダード)を作成
- 1997 年にスフィアハンドブック初版 (支援の質とアカウンタビリティ (JQAN) 発行) が作られ、現在は 2018 年版が最新
- ・内閣府の「避難所運営ガイドライン」において、「避難所の質の向上」を考えるときに、参考にすべきとされる国際基準

【参考:避難所に関わる主な基準】

<給水、衛生に関するもの>

十分な数の、適切かつ受け入れられるトイレを安心で安全にいつでもすぐに使用することができるようにする

- ➤ 基本指標:共用トイレの割合
 - → 20人につき、最低1つ
 - ※避難所においては、災害発生初期は、50人につき1基 その後、避難が長期化した場合は、20人につき1基

※女性対男性の割合は3:1

<避難所および避難先の居住地に関するもの>

安全および適切であり、尊厳をもって家庭生活や生計を立てるため必要不可欠な活動をおこなうことができる、居住スペースの確保

- ➤ 基本指標:避難所等での日常的な活動を営むための適切な居住スペース
 - → 1人あたり最低3.5 mの居住スペース

1-2 避難所の周知・確認

地域住民は、自宅等が被害を受け、避難生活を送る場合に備え、予め避 難所の指定状況を確認し、家族と話し合っておくことが必要です。

また、避難を想定している避難所の施設が、災害により使用できない場合も考えられますので、市町村と地域住民の方の事前の話し合いにより、 予め代替の避難先を想定しておくことが望まれます。

また、過去の災害事例から、発生が想定される車両避難者の把握と、エコノミークラス症候群予防のため、指定避難所付近のグラウンドや駐車場の一部を車両避難用の駐車スペースとして使用できるよう事前に想定しておくことも有効です。

なお、災害時に要配慮者となる方を受け入れるための避難所として、指 定福祉避難所の整備もすすめられているところですが、一般避難所におい ても要配慮者が避難することもあるため、体制を整備する必要があります。 専門的なケアが必要となる要配慮者の方と、支援に携わる方とともに、予 め避難方法等を話し合っておくことが必要です。

《避難所運営に向け	事前にすべきこと①》		
地域住民	市町村・施設管理者		
口指定緊急避難場所の確認	□指定緊急避難場所の指定・周知		
口指定一般避難所(避難所)の確認	口指定一般避難所の指定・周知		
	口避難所の耐震診断と耐震化		
	□非構造部材の耐震化		
口代替避難先の想定	口代替避難所の想定とリスト化		
▶指定避難所が使用不能となった場	▶指定避難所が使用不能となった場合		
合に備え、民間施設等で受入れ可	に備え、民間施設等で受入れ可能な		
能な施設を検討する。	施設を検討し、協定等を締結する。		
□車両避難者用の駐車スペースの事前	□車両避難者用の駐車スペースの事前想		
想定	定		
▶指定避難所に付帯するグラウンド	▶指定避難所に付帯するグラウンドの		
の一部や近隣の大型駐車場の一時	一部や近隣の大型駐車場の一時的な		
的な活用を市町村とともに検討す	活用を地域住民とともに検討する。		
る。	│ │□指定一般避難所における要配慮者の受		
	入体制の整備		
口指定福祉避難所の確認	口指定福祉避難所の受入体制の整備		

1-3 避難施設の設備・備蓄

地域住民の方は、災害に対する備えとして、3日分、できれば1週間分の食料と、その他の生活に必要なものを準備するとともに、避難所の設備・資機材・備蓄を予め確認しておくことが必要です。避難所の資機材や備蓄については、市町村がまとめて保管している場合がありますので、保管場所・使用方法についても事前に確認が必要です。また、Wi-Fi 設備や公衆電話※などの通信設備についても、災害時の運用について事前に確認することが望ましいです。

《避難所運営に向け事前にすべきこと②》			
地域住民	市町村		
口避難所における設備・資機材・備蓄の	□避難所における設備・資機材・備蓄の		
確認及び災害時必要数の確認	整備 (流通備蓄についても検討)		
	│□浸水想定水位以上の階への倉庫設置		
	□受変電設備の浸水対策		

《避難所で必要とされる設備・資機材・備蓄の例》

【設備】

- ◆ 非常用電源
- ◆ 生活用水 (防災用井戸、タンク、貯水槽、学校のプール水等)
- ◆ 情報連絡体制(防災行政無線、衛星携帯電話の整備等)
- ◆ 冷暖房設備 (エアコンも含む)
- ◆ 常設トイレ、マンホールトイレ
- ◆ 施設内のバリアフリー化

【資機材】(難燃用素材の使用など適切な防火対策に努める)

- ◆ 非常用電源用の発動発電機、投光器
- ◆ 簡易トイレ、簡易トイレ用テント、仮設トイレ、トイレカー等
- ◆ 毛布・段ボールベッド等の簡易ベッド
- ◆ 仕切り用段ボール板や簡易テント
- ◆ その他要配慮者対策用の福祉資機材
- ◆ 携帯電話、スマートフォン等の充電機、Wi-Fiの確保
- ◆ 害虫対策の設備 (網戸、メッシュカーテン等)
- ◆ 多言語表示案内類や多言語音声翻訳アプリ等(P.11 参照)

【備蓄】

- ◆ 非常用電源用の発動発電機用予備燃料 (携行缶等)
- ◆ 炊き出し道具
- ◆ 3日~1週間分程度の非常用食料 (停電時や断水時にも授乳することができるよう、乳児用液体ミルクの備蓄を 検討すること(備蓄方法の事例については P.57 参照))
- ◆ 携帯トイレ (既存の洋式トイレにつけて使用する便袋タイプ)
- ◆ 感染症予防のためのマスク(大人・子供用)、消毒液(擦り込み式エタ ノール)、ビニール手袋(ノロウィルス対策)、体温計 等
- ◆ 女性用品等(生理用品)
- ◆ 文化の違いや宗教的な理由等により、食べられない食材がある方(ムスリム、ビーガン、ベジタリアン等)に配慮した非常用食料

【その他消耗品】

※「公衆電話」について

令和6年能登半島地震では、公衆電話が利用可能な地域があったものの、存 在が十分に認知されず、利用されない事案がありました。このため、事前に公 衆電話の場所や使用方法について確認し、災害時に利用できるようにしましょ う。

<公衆電話の特徴>

公衆電話は、以下の2つの特徴を有することから、災害等緊急時における有 効な通信手段となっています。

①災害時優先電話

公衆電話は、災害等の緊急時において電話が混み合い、通信規制が実施さ れる場合であっても、通信規制の対象外として優先的に取り扱われます。

②通信ビルからの給電

公衆電話は、NTT 東日本・NTT 西日本の通信ビルから電話回線を通じて電 力の供給を受けているため、停電時でも電話をかけることができます。

<公衆電話の使用方法>

公衆電話の使用方法

公衆電話には、アナログ公衆電話とディジタル公衆電話の2種類があります。 両者間で通常 時の使用方法に違いはありませんが、停電時や無料化された際の使用方法は異なります。

	ディジタル公衆電話	アナログ公衆電話
機種外観		
通常時の 使用方法	受話器を上げ、硬貨又はテレホンカードを	を投入し、電話番号をダイヤルします。
緊急通報の 使用方法 ^{※1}	硬貨やテレホンカードは <u>不要</u> です。 受話器を上げ、 <u>そのまま</u> 110番等を 押します。	硬貨やテレホンカードは <u>不要</u> です。 受話器を上げ、 <u>緊急通報ボタンを押し</u> <u>た後</u> 、110番等を押します。
停電時の 使用方法 ^{※2}	【液晶ディスプレイが消えています】 基本的に <u>通常時と同様です。ただし、 テレホンカードは使用できません</u> 。 ※同一場所に複数台設置されている場合、停電時に稼働していない電話機も あります。	【赤いランプが消えています】 基本的に <u>通常時と</u> 同様です。ただし、 <u>テレホンカードは使用できません</u> 。
無料化措置時の 使用方法(災害 発生時等)**3	硬貨やテレホンカードは <u>不要</u> です。受 話器を上げ、 <u>そのまま</u> 電話番号をダイ ヤルします。	受話器を上げ、 硬貨又はテレホンカー ドをいったん投入 し、電話番号をダイヤルします。 通話終了後、硬貨又はテレホンカードは そのまま返却されます 。

118 (海上保安)、119 (消防、救急)への通話方法となります。 タル公衆電話機についてはバッテリを搭載していますが、バッテリ消耗後は硬貨も使用できなくなります。 ※3 災害救助法が適用される規模の災害が発生し、かつ広域停電が発生するなど被災者の方々の通話を確保することが必要とNTT東日

本・NTT西日本が判断した場合には公衆電話からの通話を無料とすることがあります。

(出典「総務省 公衆電話の特徴と使用方法のパンフレット」)

1-4 避難所運営マニュアルの作成・設置

避難所の円滑な運営のためには、それぞれの地域において、避難所ごと に避難所運営マニュアルを作成しておくことが重要です。

作成したマニュアルは、施設管理者(学校関係者など)に事前に提供するとともに、避難所運営訓練を実施する際に活用し、実効性を確認しておくことが望まれます。

《避難所運営に向け事前にすべきこと③》				
地域住民、市町村、施設管理者				
□避難所運営マニュアルの作成・内容確認				
口避難所運営マニュアルの避難所への設置				
□施設管理者(学校関係者など)への避難所運営マニュアルの事前提供				

1-5 開設及び初期運営と避難所運営委員会設置に向けた取組み

災害発生直後は混乱した状態であるため、避難所の開設及び初期運営と その後の運営に向けた避難所運営委員会と運営班の設置は非常に困難とな ります。

また、災害時の市町村では、膨大な業務が同時多発的に発生し、市町村職員による避難所運営では十分な人員を確保できなかったり、逆に避難所運営に人員が割かれ他の業務が滞ったりする事例もあるため、地域住民の力が必要不可欠となります。

迅速かつ円滑に避難所の開設・運営を行うために、避難所の開設や初期 運営の体制として、地域住民と市町村職員等の役割を明確にしておくこと や自治会長やPTA会長等から代表者を、防災士や自主防災組織等から協 力者を数名選出しておくことが必要です。

また、避難所運営に女性や介護・介助が必要な人など多様な立場の代表が参画することが望まれます。(障がい者、乳幼児がいる家庭の人、PTA、中学生・高校生、外国人(居住者が多い場合))

開設・初期運営の後、他自治体の応援職員が派遣される可能性があるため、地域住民や被災自治体職員が担う業務のうち、応援職員へ依頼できる業務を事前に検討しておく必要があります。

《避難所運営に向け事前にすべきこと④》					
地域住民	市町村	施設管理者			
□地域住民からの代表者の選出	口避難所の開設と	口避難所の開設(特に開			
と、避難所運営委員会の組織	運営体制の検討	錠)と運営の支援体制の			
の事前検討(班長の選出等)	・準備	検討・準備			

1-6 避難所開設・運営訓練の実施

災害時に速やかに避難所を開設し、運営が行えるように、**日頃から市町村と 施設管理者、地域住民の方が共同で、実践的な避難所運営訓練を実施**すること が必要です。

訓練は、想定される様々な条件への対処を行う図上訓練と、実際に開設する施設を利用しての実動訓練があります。特に、あらかじめ決めておいた役割に基づいた避難所の開錠及び安全確認を行ったうえでの開設と、避難者の受付、レイアウト図を用いた避難者への居住スペースの割り振りを行うまでの初期運営は、事前の十分な訓練が重要と言われています。同じく学校が避難所となっている場合は、県や市町村の教育委員会との連携が特に必要です。

また、地域の自主防災組織だけでなく、学校やボランティア団体等とも連携を図り、地域のお年寄りや子ども、外国人等の要配慮者も参加した訓練を行うことで、より災害時に近い形での訓練が実施できます。訓練を通じて課題を確認・認識し、次の訓練や実際の災害時に活かしていくことが重要です。

《避難所運営に向け事前にすべきこと⑤》

地域住民、市町村、施設管理者

□地域住民・市町村・施設管理者が一体となった避難所開設・運営訓練の実施

《避難所開設訓練の例》 ※実際に指定されている避難所を活用すること

- ◆ 避難行動(自宅~避難所へ)
- ◆ 安否確認 (家族・地域の避難者同士)
- ◆ 施設の開錠(鍵の保管場所、管理責任者の確認)
- ◆ 施設の被災状況の確認 (施設の安全確認を実施) (2-1参照)
- ◆ **ライフライン、トイレの使用可否の確認** (簡易組み立てトイレの備蓄がある場合は組み立て訓練を実施)
- ◆ 居住スペースの区割り (基本的には地域ごとに区割りを行い、要配慮者への対応も検討)
- ◆ 避難所利用者名簿を用いた避難者の受付と居住スペースの割り当て (2-3、【様式1】参照)
- ◆ 要配慮者の避難先・方法の検討(スクリーニング(選別))(2-3参照)
- ◆ 避難者カードの配布、記入(3-2、【様式2】参照) →避難者数、要配慮者情報の確認、集約
- ◆ 防災資機材倉庫の開錠
 - →備蓄資機材の確認、各種機器の使用体験
- ◆ 電話、FAX等通信機器、掲示板の設置(2-3、3-7参照)
- ◆ 避難所生活ルールの作成・確認(【様式7】参照)
- ◆ 避難所生活の役割分担(3-1参照)(避難所運営委員会、運営班の設置等)
- ◆ 炊き出し訓練、ボランティア受入れ訓練

第2章 初動期(発災が予見された時~発災後24時間)

2-1 避難所の開設

発災時に迅速に避難所を開設するためには、自主防災組織に属する地域住民 と市町村、施設管理者が協力して初動体制を確立することが必要です。

<初動期の運営体制(例)>

地域住民の協力者(防災士や自主防災組織等から選出)

- ・避難者の受付と居住スペース等の割り振り(市町村職員と協力実施)
- ・避難者への食料と物資の配布(市町村職員と協力実施)
- ・その他必要な作業

地域住民の代表者(自治会長やPTA会長等から選出)

(自治会長などから、事前に選定しておくこと)

・施設管理者と協力し、施設の利用範囲を決定

避難所担当市町村職員

(事前に必要人員を算出し、参集体制を要検討)

- 避難所施設の安全確認と避難所開設の指揮
- ・市町村災害対策本部との連絡調整 (通信手段の確保、情報収集、発信)(避難所開設・運営の責任を担うこと)
- ・避難所利用者名簿の作成、個人情報の管理

市町村

災害対策本部

施設管理者(事前に参集体制を要検討)

- ・避難所施設の開錠
- ・避難所施設の安全点検とトイレの確保
- ・居住スペース等の割り振り
- その他必要な作業の補助

《避難所運営に関わる連絡先》					
避難所の施設管理者	TEL	()	_	
市町村災害対策本部	TEL	()	_	

①避難所の安全確認

発災後は迅速に避難所を開設する必要があるため、市町村は避難所の開設及 び初期運営の指揮等を担当する職員を、**避難所となる施設の管理者は、施設の 開錠を担当する者を速やかに派遣**する必要があります。

避難所担当市町村職員は、施設管理者の協力のもと、避難所の開設に向け速 やかに施設の安全確認を行います。必要な場合は、市町村災害対策本部(市町 村応急危険度判定実施本部)より、被災建築物応急危険度判定士を要請します。

市町村災害対策本部は、避難所担当市町村職員や施設管理者と連携し、安全確認結果を踏まえ、避難所の開設の可否を決定します。

	《避難所開設時の安全確認項目》							
	項目	確認内容	チェック	必要な対応				
1	施設利用者 の確認	建物内に人は残っていないか		・該当しない場合は、安全 確認を終えるまで、建物内 からの退避を誘導				
2	屋外からの 建物の確認	周辺施設の倒壊の危険性はないか		・該当しない項目がある場合は、屋外へ退避し、他				
		建物は傾いていないか		の避難所への誘導を検 討				
		建物にひび割れはないか		н 1				
		壁の剥落はないか						
		屋根の落下や破損はないか						
		非常階段は使用できるか						
3	屋内からの 建物の確認	天井の落下や亀裂はないか		・該当しない項目について は、施設管理者と市町村				
	生物の雑誌 () () () () () () () () () (廊下は安全に通行できるか		の避難所担当職員が協				
		階段は安全に上り下りできるか		議のうえ施設の利用可 否を決定				
		床に亀裂や散乱物はないか		・施設を使用する場合、被				
		照明が落下や破損していないか		害箇所周辺と、余震によ り同様の被害が見込ま				
		窓ガラスの割れやひびはないか		れる場所への立入り(設 備の使用)を禁止				
		防火設備は機能しているか (防火戸・防火シャッター、スプリンクラー、排煙設備、火災報知機、 消火器の設置等)						

4	ライフライ ンの確認	トイレは使用可能か (※確認方法は2-4参照)	・代替となる手段の確保を 検討(または市町村災害対 策本部へ要請)
		電気は使えるか (停電中の場合は、非常用電源は使 えるか)	
		水道は使えるか	
		ガスは使えるか	

被災直後の応急危険度判定士等建築の専門家が到着する前の緊急かつ応急的な安全確認の詳細は、 内閣府HP「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」を参照。 なお、災害発生前の耐震点検の詳細は、文部科学省HP「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」 を参考に実施する。

②避難所開設の広報

市町村は、避難所が開設されたら、避難所が開設された旨の広報を行う必要があります。広報は、防災行政無線(同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等)、拡声器や広報車、電子メールなどを利用し、広く周知することが必要です。

また、避難所開設の広報にあわせて、在宅避難者や、指定避難所以外に避難している避難者に対し、食料や物資の支援について広報する必要があります。

【避難所開設の広報例文】

『こちらは、○○市(町村)災害対策本部です。現在、△△総合体育館において避難所を開設し、順次避難者の受け入れを行っております。水、食料の提供も、乳幼児や高齢者がいらっしゃるご家庭を優先しつつ順次行っております。避難所へ避難する際には、危険箇所がある可能性がありますので、十分注意して避難するよう心がけて下さい。』

(外国人が多く居住する市町村は、多言語(英語・中国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語等)や、「やさしい日本語」での広報・掲示を行う必要があります。多言語表示案内類※¹や災害時情報提供アプリ※²、多言語音声翻訳アプリ※³、AI 多言語翻訳機等を用いた柔軟な対応が必要です。)

- ※1多言語表示案内類の例 (事前に出力・印刷・ラミネートを行う。)
 - ・災害時多言語表示シート、多言語指さしボード、食材の絵文字(FOODPICT)、 災害時外国人支援用ピクトグラム
 - <(一財)自治体国際化協会 https://www.clair.or.jp/j/multiculture/index.html>
- ・多言語辞書データ <気象庁 https://www.data.jma.go.jp/developer/multilingual.html>
 ※2災害時情報提供アプリの例
 - safety tips <観光庁 https://www.rcsc.co.jp/safety-tips-jp>
- ※3多言語音声翻訳アプリの例
 - VoiceTra <国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT) https://voicetra.nict.go.jp/>

《避難所の初動運営時(開設時)にすべきこと①》				
避難所担当市町村職員	施設管理者			
口市町村災害対策本部による避難所担当職員の	□避難所の開錠担当者の派遣			
派遣				
▶発災直後は24時間体制となることも考えられ				
るので、交代要員も事前に想定しておく。				
□基本建物構造、非構造部材、設備の安全の確認	(《避難所開設時の安全確認項目》			
参照)				
▶市町村避難所担当職員と施設管理者が、可能な	限り2人1組で安全を確認す			
る。				
□必要な場合は、市町村災害対策本部(市町村応急	危険度判定実施本部)へ被災			
建築物応急危険度判定士の派遣を要請				
>市町村災害対策本部(市町村応急危険度判定実施本部)は、人員が不足した場合				
合は、県災害対策本部へ、被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。				
ロライフラインや避難所運営に関する設備(トイレの機能状況、防火設備、非常用				
電源等) の使用可否の確認(《避難所開設時の安全	確認項目》参照)			
□市町村災害対策本部による避難所開設の広報	口散乱危険物(ガラス破片や			
	倒壊した備品等) の除去、			
→防災行政無線(同報無線、戸別受信機、防災ラジ ・	清掃			
オ等)、拡声器や広報車、電子メール等を活用し、				
在宅・車両避難者等にも広報し、また、要配慮者				
への情報伝達にも配慮する。				
口避難所開設と状況等の市町村災害対策本部への				
報告				

2-2 施設の利用範囲の決定

避難者の安全確認後は、市町村と施設管理者と、地域住民の代表者で、避難所として利用する施設の利用範囲を決定したうえで、利用する場所を用途ごとに指定します。

なお、地域住民の代表者が事前に選出されていない場合は、避難所運営委員 会を設置するまでの仮の代表者を選出します。

《避難所の初動運営時にすべきこと②》

地域住民の代表者、避難所担当市町村職員、施設管理者

口施設(避難所)の利用範囲の決定

➤各施設 (特に学校等) は本来の使用目的があるため、利用範囲や立入禁止範囲等の利用におけるルールを明確にする。また、カラーコーンやビニールテープ等を使用し、危険箇所を立入禁止にする。

□土足禁止区域の徹底

➤ 感染症防止等衛生上の問題により、**避難所施設内は土足禁止を徹底**する。 また、段ボール等で靴箱を作成し、靴箱の利用を促すための工夫を行う。

口利用場所の用途ごとの指定 (P13【避難所の標準レイアウト図 (例)】参照)

- ➤要配慮者への対応スペース、福祉避難スペース(福祉避難所を利用する必要がある方(を有する世帯)が一時的に過ごす場所)、物資スペース等は、各避難者へスペースを振り分ける前に確保する。また、要配慮者の要望に応じて、男女別の要配慮者用スペースを設置する。
- ➤要配慮者のうち、高齢者や身体障がい者(を有する世帯)の避難スペースは、 人の目が届きやすく、壁や出入口、トイレ、掲示板等の近くに配置する。
- ➤要配慮者のうち、発達障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者(を有する世帯)の避難スペースは、避難者の不安解消やトラブル防止のため、同じ環境の家族が一緒になるようにし、周囲からストレスを受けにくい場所へ配置する。
- ▶単身女性や女性のみの世帯用エリアも確保する。
- ▶男女別更衣室・休養室原則、男女別で、施錠の可能な個室部屋を確保する。
- ➤更衣室、休養室は男女別で離れた場所に設置することが望ましいが、個室が確保できない場合は、避難所内の一角をパーティション等で仕切って更衣スペースを確保する。
- ➤仮設トイレを設置する場合は、男性用、女性用に分ける。また、離れた場所 に設置することが望ましい。

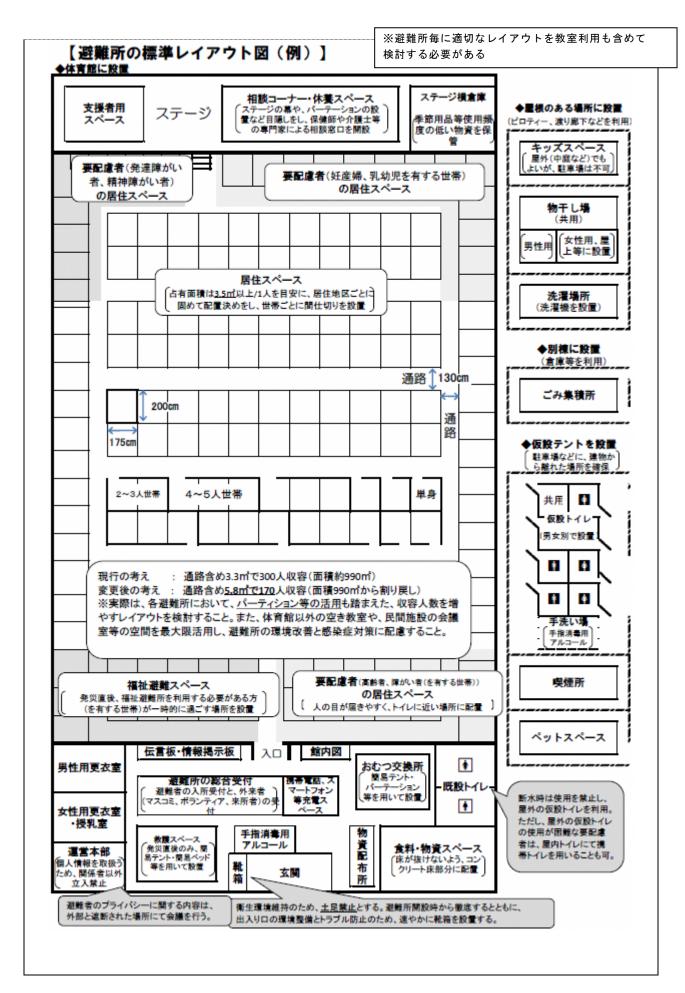
- ➤帰宅困難者や滞留旅客者が一時的に避難してくることも想定し、避難スペースを確保する。
- ▶居住スペースは原則、居住地区ごとに区割りをし、テープやブルーシート、 カラーコーン等を用いて、地区ごとのスペースを定める。
 - <居住スペースの割り振りに活用する道具の例> 巻き尺、養生テープ、ガムテープ、カラーテープ、ビニールひも、筆記用 具(マジック、掲示物作成用の白紙等)、ブルーシート、カラーコーン
- ➤ペット同行避難者への対応は、屋根のある屋外(踊り場)等の一般避難スペースから少し離れた場所に、ペット用スペースを設ける(ペットはケージに入れるか、首輪を付けリードを柱に固定する)。
- ▶給食室や家庭科室等を、炊き出しスペースとして決定する。
- ➤宗教上「祈り」が必要な外国人等に配慮して、「祈り」が実施できるスペースを確保する。

□通路の確保

- ➤高齢者や障がい者、負傷者のため、車いすが通行可能な通路(幅1.3 m) を確保のうえ、段差を解消する。
- ➤視覚障がい者や高齢者等が壁伝いにトイレ等へ移動できるよう、一部壁際を 通路とする等の配慮をする。

口避難所周辺の利用範囲の決定

- ▶車両避難者に対して、避難所の施設の駐車場やグラウンドの一部、近隣の大型駐車場等を駐車スペースとして指定し、誘導する。
- ➤屋外駐車場やグラウンドは、物資の搬入ルートを優先確保する必要があるため、場合によっては、避難者の駐車場としての利用を一部制限する。
- ➤大規模災害時は、ボランティアの活動拠点としての利用も想定されるため、 避難所周辺の広場や公園等の確保も検討する。



2-3 避難所の初動運営

①避難者の受付と居住スペースの割り振り

避難所担当市町村職員は、居住スペースの指定後、避難所利用者名簿【様式 1】や被災者支援システム等を活用して避難者の受付を行ったのち、地域住民 の代表者とともに避難者の居住スペースの割り振りを行います。なお、受付作 業により避難所への入所が遅れることのないよう、受付は原則、自治会長や民 生委員、地域の福祉委員などの協力を得て、居住地区ごとに速やかに行うとと もに、可能であれば、障がいのある方を対象とした受付を用意することで、速 やかなスペース割り振りが可能となります。

受付では避難所利用者名簿を、物資の要請や安否確認、要配慮者のスクリー ニング(選別)に利用することを避難者に理解してもらいながら**確実に作成**し ます。

さらに、想定を超える避難者(帰省者や観光客、帰宅困難者等)が避難 所へ避難・一時滞在してくることもあり、地域住民以外の方々への対応が 必要となる場合もあります。

また、**感染症の拡大を防止するため**、受付時に体調不良を訴える方や症状が 見受けられる方に対し、検温及び聞き取りを実施し、感染症の可能性がある方 **を早期に抽出**することに努めます。要配慮者がヘルプマーク^(※)を持参してい る場合には、必ず配慮事項を確認し名簿に反映するとともに、周囲の方の支援 を受けることができるよう要配慮者に避難所内でのヘルプマークやビブス・リ ストバンドなどの掲示を案内します。

なお、避難所に避難している要配慮者の状況に応じて、内閣府の「福祉避難 所の確保・運営ガイドライン」において、スクリーニング(選別)ができるよ う、判断基準の例が示されています。これらを参考にして、**病院や福祉避難所** など他の避難先等への搬送が必要な方がいる場合は、市町村災害対策本部と連 携をとり、速やかに対応を検討します。

※被災者支援システム

避難所の受付業務などのほか、避難者名簿の迅速な作成や外出状況を含めた人数の管理、 持病や介護の状況、避難者の配慮事項の把握などの機能を有し、避難所運営などの被災者 支援を迅速化・効率化するシステムです。

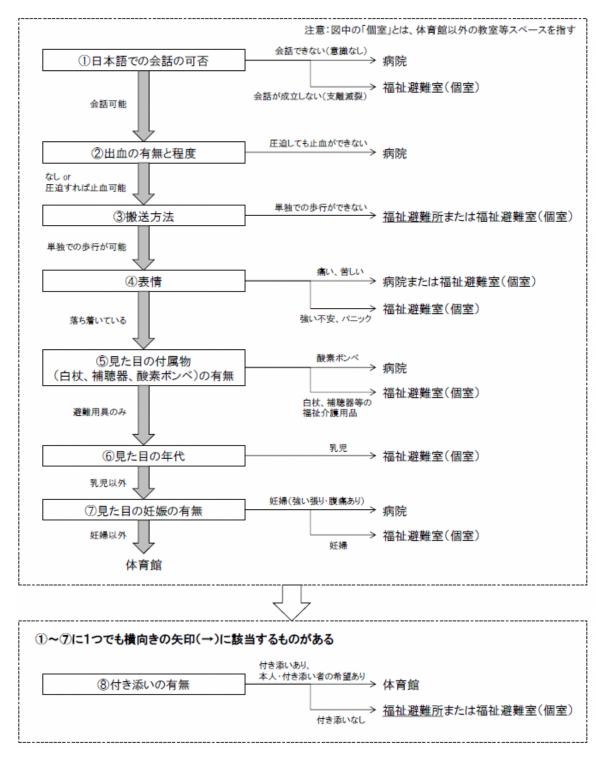
※ヘルプマークとは

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、 妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、 バッグ等に身に付けることで、周囲の方に配慮を必要と すること知らせ、援助を得やすくするものです。



スクリーニングの例

福祉スペース、福祉避難所、病院等への移送が必要な被災者を判断する指標の例



※「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」平成28年4月(令和3年5月改定)内閣府(防災担当) P65から転載

②避難者の把握

避難所利用者名簿【様式1】により、避難所に避難した避難者の人数と、配慮を要する人の状況を速やかに把握します。記載内容は個人情報となりますので、十分な注意を払い、保管場所や方法等に留意することが必要です。

③通信手段の確保

災害時には、避難所の固定電話が通信規制により使用できない場合があるため、代替となる通信手段の確保が必要となります。

避難所担当市町村職員は、速やかに通信手段を確保し、避難所を開設した旨と、避難所の状況、避難者の人数等を市町村災害対策本部へ連絡します。

また、災害時には「00000JAPAN」(ファイブゼロ・ジャパン)により無線 LAN を接続することで、通信会社の契約等によらず、誰でもインターネット 接続が可能である場合には、避難者への周知することが望ましいです。

《災害時の通信手段の例》

- ◆ 避難所の固定電話、衛星携帯電話
- ◆ 防災無線 (レシーバー型等の移動系)
- ◆ パソコンによる通信(避難所のインターネット回線の使用)
- ◆ 個人の携帯電話(通話機能、メール機能等を利用)
- ◆ 伝令要員 (バイク・自転車・徒歩)
- ◆ 事業者との連携 (NTTによる衛星通信、公衆電話の設置等)
- ◆ アマチュア無線利用者との連携
- ◆ 災害用伝言ダイヤル(171)の利用

《避難所の初動運営時にすべきこと③》

避難者(地域住民の代表及び協力者)、避難所担当市町村職員

- 口避難者の受付
- 口避難者数、被害状況等の把握
 - ➤避難所利用者名簿【様式1】を整備(太枠内を優先的に記入し、早急に整備)する。
- □想定を超える避難者(帰省者や観光客、帰宅困難者等)への対応
 - ➤ 備蓄品や民間事業者からの調達により、帰省者や観光客、帰宅困難者等のための備蓄・資機材を確保する。
 - ▶帰省者や観光客、帰宅困難者等が避難してきた場合に、災害対策本部で、

市町村内の事業所や学校等に、一時滞在施設の開設の要請を行うなど、代		
替避難所や宿泊施設への誘導を行う。		
口負傷者や要配慮者等の被災者のスクリーニング		
(病院や福祉避難所への搬送者の決定)		
➤ P15《要配慮者のスクリーニング例》を参照		
口食料・飲料水その他生活必需品の過不足の把握		
口避難所の備蓄倉庫からの必要物品(資機材や生活必需品)の搬入、過不足の把		
握		
□通信手段の確保 (Wi-Fi の確保)		
避難所担当市町村職員		
□避難所の開設、避難者の状況等を市町村災害対策本部へ報告		
>避難所開設報告書【様式3】、避難所状況報告書【様式4】を利用		
避難者(地域住民の代表及び協力者)		
口散乱危険物の除去等、施設管理者の補助		
□避難所開設の広報補助		
□家族や近隣住民同士の安否確認(負傷者への応急手当)		

④避難所リスト等の作成

避難所の避難者の数や状況の把握は、物資の配給等において重要のため、市町村の災害対策本部は、開設している避難所のリスト化を行う必要があります。併せて、ライフラインの状況、食料・飲料水の備蓄状況、パーティション・簡易ベッドの設置状況及びトイレ・入浴設備・冷暖房機器の状況についての把握を行うとともに、在宅避難者等についても必要な支援などの把握を行いましょう。

避難所リストの作成や様々な情報の把握には、個別の情報を記載できるような 避難者や避難所に関するアプリやシステムを導入して、デジタル化して管理する ことが望ましいです。

2-4 トイレの確保

災害対応においては、水・食料・毛布等の確保が優先され、トイレの確保は後回しとされがちですが、ノロウイルス等の感染症だけでなく、トイレの敬遠による健康被害を防ぐうえでも【掲示様式 $1\sim4$ 】を参考にしたトイレの早急な整備を行う必要です。

このため、平常時から避難所となる施設のし尿の処理方式(浄化槽か下水処理か)を把握するとともに、施設の収容人数に対する仮設トイレ等の必要数を把握しておくことが重要です。

《災害用トイレの種類》

災害用のトイレには、以下のとおりいくつかの種類があり、既設の水洗トイレや下水処理場の状態によって適したものを使用する。

利用想定時期

携帯トイレ	既存の洋式便器に外袋を付けて使用し、排泄物は
	薬剤にて処理する。
	水が無い状態で使用できるが、使用済みの便袋の
	回収・保管の対策に検討が必要。
簡易トイレ	簡易に持ち運びと設置ができ、 段ボールなどの外
(組立式簡	箱に外袋を付けて使用し、排泄物は薬剤にて処理す
易トイレ)	るもののほか、コンポスト(堆肥化)、乾燥や焼却
	等の方法がある。
	水が無い状態で使用できるが、使用済みの便袋の
	回収・保管の対策に検討が必要。
	パーティション等の個室空間の設置が必要。
	※備蓄している簡易トイレについては、その組立方
	法をマニュアル化するとともに、平時から組立訓練
	を実施することが必要。
仮設トイレ	男女ともに工事現場(災害時には被災地で使用)
(快適トイ	で快適に使用できる仮設トイレとして、国土交通省
レ)	が標準仕様(※)を制定。
	※洋式(洋風)便器、水洗及び簡易水洗機能(し尿
	処理装置を含む)、臭い逆流防止機能、容易に開か
	ない施錠機能、照明設備、衣類掛け等のフック又は
	荷物の置ける棚(耐荷重 5kg 以上)

初動期 (発災直後)

仮設トイレ	電気なしで使用できるものが多く、便槽に貯留す	展開期
設置型	る方式と、マンホールへ直結して流下させる方式が	安定期
(汲み取り)	ある。	文定剂
	階段付きのものが多い一方で、車イスで利用でき	
	るバリアフリータイプもある。	
	仮設トイレを設置する時には、高齢者や女性の避	
	難者が利用しやすい場所に設定する必要がある。	
仮設トイレ	便槽へ貯留する形式と、マンホールへ直結流下す	
組立型	る方式があり、折りたたみ式で搬送や保管が比較的	
(汲み取り)	容易。	
	汲み取りの体制、バリアフリーへの配慮、照明の	
	設置等による安全面の配慮に検討が必要。	
マンホール	下水道のマンホールや下水道管へ直結する形式の	
トイレ	トイレであり、仮設トイレの形式のほか、備蓄や収	
	納に優れた様々な形式がある。	
	屋外への設置が主であるため、安全面の配慮が必	
	要であるほか、設置方法について事前に周知・徹底	
	が必要。	
トイレカー	トイレ設備を備えた車両を指し、し尿を貯留する	
・トイレト	タイプや処理装置を備えたタイプがある。また、水	
ラック	洗式や洗面台があるタイプもあり、衛生面に優れて	
	いる。	
	トイレは車載可能な範囲で設計変更でき、処理方	
	式の違いで、使用可能回数が異なる。	
	ユニバーサルデザインを導入したタイプも開発されている。京野者の大性の関数者が利用しのよい提	
	れている。高齢者や女性の避難者が利用しやすい場	
	所を優先する必要がある。	
		V

《避難所の初動運営時にすべきこと④》		
地域住民の代表者	避難所担当市町村職員、施設管理者、 地域住民の協力者	
ロトイレの適切な使用	ロトイレの確保	
▶トイレを使うときの注意(例) 【掲示様式1】を参照	➤P17《災害用トイレの種類》、 P18《水洗トイレの使用可否の確認》 参照	
□適切な感染症予防	□適切な衛生環境の確保	
➤「できていますか?衛生的な手洗い」 【掲示様式2】、「冬は特にご注意! ノロウイルスによる食中毒」【掲示 様式3】、「ノロウイルスの感染を広げな いために」【掲示様式4】を参照	➤「できていますか?衛生的な手洗い」 【掲示様式2】、「冬は特にご注意! ノロウイルスによる食中毒」【掲示様 式3】、「ノロウイルスの感染を広げ ないために」【掲示様式4】を参照	

《水洗トイレの使用可否の確認》

下記手順により上下水道、浄化槽の使用の可否を確認する。

確認できない場合は、水道が使用可能でも、携帯トイレや簡易トイレ等、水を 使用しない災害用トイレを使用する。

手順1. トイレの状態確認

- ➤室内の安全性、便器等の破損状態の確認する。
- ➤使用できない状態であれば、簡易トイレを設置(便袋を使用し、汚物は薬剤処理)するとともに、仮設トイレの設置を要請する。 また、「簡易トイレ使用方法」を掲示し、衛生的な利用に努める。
- **手順2**. (1により確認したトイレの状態が良好であれば) **下水**または浄化槽**の** 確認
 - ▶排水管、汚水マス・マンホール等の漏水の有無を確認する。また、浄化槽維持管理者(浄化槽保守点検業者、清掃業者)に浄化槽の被害状況(破損の有無)の確認を依頼する。
 - ▶漏水及び浄化槽の破損が見られた場合、既存の洋式便器を使用(便袋を使用し、汚物は薬剤処理)するとともに、仮設トイレの設置を要請する。(便器が和式便器しかない場合は、簡易トイレを設置)
 - ➤下水が使用可能であれば、市町村災害対策本部へ、下水処理場の被害 状況を踏まえた、下水の使用の可否を確認する。
- 手順3. (2の下水または浄化槽の状態が良好であれば)上水の確認
 - ≫蛇口を使用し、上水使用の可否を確認する。
 - ➤上水が使用不可の場合、井戸水や、プールの水の状況把握をする。
 - ▶使用可能な水源が確保できた場合、給水のための設備(浄水機、エン

ジンポンプ等)の確認をする。

➤給水のための設備が確保できた場合、早急に給水を行い、トイレの水 洗に利用する。

手順4. (3の上水の状態が良好であれば)トイレの使用を開始

《既設トイレの活用(携帯トイレ、簡易トイレの使用)》

<既設の水洗トイレが使用できない場合>

▶洋式トイレの場合 便座にビニール袋をかぶせて固定し、その上に携帯トイレを付けて使用する。

▶和式トイレの場合 便器の上に板や段ボール等を置いて、便器を封鎖し、その上に簡易トイレを 設置して使用する。





写真「避難所等における トイレ対策の手引き」(兵庫県)

▶衛生面を考慮し、トイレ専用の履き物の使用を徹底する。

《仮設トイレの設置》

➤避難所から水洗トイレの使用不可の連絡を受けた場合、市町村は早急に仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。 仮設トイレは、下記「災害用トイレの設置基準」を満たす数量、高齢者・障がい者等に配慮した機種選定と、多目的トイレや男女共同トイレ、要配慮者専用トイレを設置する。

- ➤仮設トイレには、設置型や組立型の他に、トイレカー(※)等や、トイレコンテナ等があるため、仮設トイレの種類に応じて適切な配置場所を決める。
- ▶市町村は、し尿処理体制について、協定等で事前準備の体制を確立するとともに、発災後は迅速な手配を行う。
- ➤仮設トイレがバリアフリー化されていない等の理由により、高齢者・障がい 者等の要配慮者の利用が困難な場合、要配慮者専用トイレとして、既設の洋 式トイレを活用した携帯トイレの継続使用も検討する。
- ➤女性トイレと男性トイレは離れた場所に設置することが望ましい。女性用トイレには、女性用品・防犯ブザーの配置(生理用品等を処理できるスペースを確保)。男性用トイレには、尿取りパット等を配置する。
- ➤全ての被災者が安全に使えるトイレの場所を選定するため、屋外トイレは暗がりにならない場所に設置し、錠のあるトイレを利用する。

※<参考>

岐阜県では、下記のトイレトラック1台を配備しており、災害時に活用が 可能です。

※仕様等

- ・全長 6,980 mm×全幅 2,250 mm×全高 3,230 mm
- ・1台あたり入口単独の洋式水洗トイレ室4室、多機能トイレ室1室(計5室)
- ・各室洗面台、電動換気扇、暖房等を設置
- ・清水・汚物タンク、ソーラー発電システムを備え、 断水、停電時でも活動可能
- ・1回の給水で、約1,000回使用可能





<災害用トイレの設置基準(目安)>

※内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(令和6年12月)」

,....

市町村は、スフィア基準に沿って

- ・災害発生当初は、避難者 50 人当たり 1 基
- ・その後、避難が長期化する場合には、20人当たり1基
- ・女性用と男性用トイレの比率 3:1
- ・トイレの平均的な使用回数は、1日5回

として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成すること。

■過去の災害における仮設トイレの数

災害名	仮設トイレの数	状況等
北海道南西沖地震	約20人に1基	混乱なし
阪神・淡路大震災	約75人に1基	左記の数量が配備された段階で
		苦情が殆どなくなる。
雲仙普賢岳噴火災害	約 120 人~140 人に1基	不足気味

(出典) 震災時のトイレ対策 ((財) 日本消防設備安全センター1997 年発行)

目安の出典等		トイレの個数		
国連による目安 UNHCR (国連難民高 等弁務官事務所) が示す 緊急事態における数量の 目安		状況により対応を選択 第1案 1世帯1基 第2案 20人当たり1基 第3案 100人当たり1個室又は1排泄区域		
	公共の場所・施設	トイレの個数(短期)	トイレの個数(長期)	
スフィア・。	市場	露店 50 につき 1 基	露店 20 につき 1 基	
	病院・医療センター	ベッド数 20 床 または外来患者 50 人につき1基	ベッド数 10 床 または外来患者 20 人につき 1 基	
ノロジェ	給食センター	大人 50 人につき 1 基 子ども 20 人につき 1 基	大人 20 人につき 1 基 子ども 10 人につき 1 基	
ュクトに	受入/一時滞在センター	50 人につき 1 基 女性対男性の割合は 3: 1		
ア・プロジェクトによる目安※	学校	女子 30 人につき 1 基 男子 60 人につき 1 基	女子 30 人につき 1 基 男子 60 人につき 1 基	
安※	事務所		スタッフ 20 人につき 1 基	

※(出典)スフィア・プロジェクト人道憲章と人道対応に関する最低基準(2011年版)

2-5 食料・物資の提供

発災直後は、市町村などから備蓄食料・物資の提供があります。また、避難所からの要請を待たずに、国から食料・水・毛布等の物資が届く「プッシュ型」の支援による食料・物資の提供も想定されます。備蓄や支援の食料・物資が到着したら、市町村、地域住民の協力者が中心となり、配布を行います。

《避難所の初動運営時にすべきこと⑤》

地域住民の協力者、避難所担当市町村職員

口食料・水・毛布等の食料・物資の配布

- ▶食料・物資が避難者数に足りない場合は、まず配布実施の是否について検討する。
- ➤ やむを得ない事情により、一部の者に限定して配布する場合は、事前に事情 や配布のルールなどを避難者に十分説明し、理解を得たうえで配布をする。 なお、緊急を要する場合があれば、その都度、病人やけが人、妊産婦や乳幼 児等の要配慮者に優先的に配布する等、柔軟に対応する。
- ➤食料・物資の要請においては、要配慮者(高齢者への医療・介護用品や、乳 幼児のいる世帯への乳児用液体ミルク及び粉ミルク、食物アレルギーのある 方へのアレルギー対応食等)や車両避難者等の避難所以外の避難者のニーズ を聞き取り、要請する。

ロプッシュ型支援物資の受入れ (受取り)

- ▶プッシュ型の支援においては、水や食料など必要最低限の支援物資を緊急に届けるため、避難所からの要請を待たず、ニーズの予測に基づき、物流会社の拠点または市町村の搬入拠点から、物流会社のトラック等により物資が搬入される。
- ➤受入れ側はいつどれだけの物資が到着するか分からず、時間帯や物量によっては、受け手側の人手不足等が生じ、物資の受入れや、その後の物資管理に大きく支障を来たす場合もあるため、受入方法の事前想定と、物資到着時の、地域の自主防災組織を中心とする避難者の協力が必要である。
- ▶「物資調達・輸送調整等支援システム」において、支援物資の調達・輸送 状況を把握し、物資の搬入の参考とする。

□食料・物資の保管・管理

▶食料・物資管理簿【様式8】と物資調達・輸送調整等支援システムを利用し、 管理を行う。

※物資調達・輸送調整等支援システムとは

国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するために開発され、令和2年度から運用されているシステムです。

地方公共団体は、スマートフォンやタブレットを使い、避難所から直接支援を要請することができ、国は、避難所からの物資ニーズをリアルタイムに把握するとともに、全国の物資ニーズや調達・輸送状況を一元的に管理・共有し、迅速に物資支援を行います。

第3章 展開期(発災後24時間~発災後3週間程度)

3-1 避難所運営委員会と運営班の設置

初動期においては、市町村(避難所担当市町村職員)、施設管理者、地域住民の協力者が協力して避難所開設と運営を行いますが、発災後24時間を目標に、避難所運営委員会と運営班を組織し、在宅避難者や車両避難者も含む避難所利用者全員による自主運営を目指します。

運営組織には、**多様な立場の代表が参画が望まれます**。(女性や介護・介助が必要な人、障がい者、乳幼児がいる家庭の人、PTA、中学生・高校生、外国人(居住者が多い場合))また、時期の経過につれ、必要な用務は変化しますので、柔軟に組織を見直すことが必要です。

《展開期の避難所運営ですべきこと①》

地域住民、市町村(避難所支援担当者)、施設管理者

口避難所運営委員会と運営班の設置

➤<組織図(例)>を参考に避難所運営委員会と運営班を設置する。

運営委員会には女性を積極的に起用(3割以上参画)し、ボランティアとの 連携も図る。

<組織図(例)>

避難所運営委員会

◎市町村(避難所支援担当者) ※避難所運営の全体責任者

- 市町村災害対策本部との連絡調整
- ・個人情報の管理、マスコミ対応 等

◎施設管理者 ※施設の利用に関する決定・支援 等

◎地域住民		運営班(業務例)
委員長・ 副委員長 (各運営班長と の兼務も可、男 女両方を配置)	班長	総務班 ・避難所全般の取りまとめ ・居住スペースの管理 ・委員会運営と市町村災害対策本部への報告 ・避難所の安全管理、防火、防犯 ・ボランティアのマッチングと受入れ対応

	避難者情報管理班
	・避難者カードの配布、印刷、回収
班長	・避難所利用者名簿の作成管理
	・車両避難者、在宅避難者の状況把握
	(避難場所の確認、各種情報の提供と健康管理)
	情報提供班
	・伝達機器の確保と情報収集、管理
班長	・広報 (掲示板、館内放送)
	・安否照会、電話・来客対応、マスコミ対応に係る
	市町村職員の補助
	食料・物資班
班長	・水や食料や物資の確保、要請、配布、管理
	(炊き出しを含む)
	生活支援班
	・要配慮者への支援
班長	(対応可否の判断と適切な応援要請)
	・ペット同伴者への対応
	・こころのケア対策、各種専用相談所の設置
	衛生班
	・避難所の衛生管理(掃除の分担等)
班長	・避難所の感染症対策(手洗い勧奨、感染者隔離)
班技	・避難者の健康管理
	(エコノミークラス症候群対策、熱中症対策)
	・傷病者への対応

市町村災害対策本部の支援

応援職員・ボランティアの協力

- ➤運営委員会は、**原則1日1回以上開催**し、委員長、副委員長、各運営班長の ほか、市町村避難所支援担当者、施設管理者、派遣職員やボランティアの代 表者も参加し、情報の共有をする。
- ➤運営委員会において、避難所運営ルールを定め、掲示板へ掲載する。 (避難所生活ルール(例)【様式7】を参照) (多言語表示やピクトグラムを用いて外国人への配慮した掲載をする。)
- ➤各運営班においては、避難所用務日誌【様式 5 】を記入し、避難所運営委員 会にて情報共有を行う。

- ➤避難所運営委員会後は、避難所状況報告書【様式4】を記入し、市町村災害 対策本部へ報告を行う。
- ▶市町村(避難所支援担当者)等は、事務引継書【様式6】を記入し、確実な事務引き継ぎを行う。
- ➤避難者による食事作り・片付け、清掃等の負担が、特定の性別や立場の人に 偏らないよう配慮する。
- ➤同時に、同性による介助や看護、女性用品は女性担当者が配付するよう配慮 する。
- ➤避難者から要望や困りごとを受けられる仕組み体制を検討(トイレ等への意見箱の設置)し、女性や子育で・介護中の家庭の要望や困りごとを積極的に聞き取り、運営に反映するよう配慮する。
- ➤要望を受ける体制は男女両方で編成し、それぞれの異なる支援ニーズが満た されるよう配慮する。

【運営班の振分けのアドバイス】

- ・地域コミュニティを活用し、班長等を自治会長中心に選任する。
- ・運営に女性が携わることができるように配慮する。
- ・車両避難者や在宅避難者も、避難所の利用者として運営班の業務を担う。
- ・避難者カードの「避難所運営に協力できること(資格・特技)」への記入内容を もとに、各避難者の特性を活かせるよう、運営班を編成する。
- ○避難者情報管理班
 - ・個人情報の管理責任者として市町村職員から班長を選任、派遣職員も活用する。
 - ・車両避難者の代表者を選任し、連携を図る。
- ○情報提供班
 - ・避難所に常駐できる人を選任する。
 - 各種情報媒体からの情報収集ができる人を選任する。
 - ・マスコミなどの部外者が許可なく入所することのないよう、市町村職員と連携を取りながら、市町村職員が行うマスコミ対応などを補助する。
- ○食料·物資班
 - ・女性も選任し、女性用物資の配布に配慮する他、ニーズの把握に努める。
- ○生活支援班
 - ・可能であれば、保健師や介護士等、専門的知識を有する人を含め、要配慮者の 意見を取り入れることのできる人を選任する。
- ○衛生班
 - ・可能であれば、医師や保健師等、専門的知識を有する人を含め、的確な措置を 実施できるようにする。

3-2 避難者の確認

避難所の生活において、親族等からの安否の確認や、食料や物資の支援要請、要配慮者への配慮、市町村による被災者支援などへ対応するため、避難者カード 【様式2】の記入と、避難所利用者名簿【様式1】の更新が必要です。

ただし、避難所利用者名簿や避難者カードの記載内容は個人情報のため、避難所運営委員会や運営班において、責任を持って取扱うとともに、保管場所や保管方法等に十分な注意を払い、徹底した管理を行うことが必要です。

なお、被災者支援システムを活用することで、情報の管理や更新が容易になります。

《展開期の避難所運営ですべきこと②》

避難所利用者(全員)、避難者情報管理班、市町村(避難所支援担当者)

- 口避難者カードの印刷、配布
 - >避難者カード【様式2】を利用し、車両避難者、避難所近隣の在宅避難者等も含め、避難所利用者全員が記入する。

初動期の避難受付の際(避難所利用者受付名簿【様式1】記載時)に、避難者カードを配布する。

➤在宅避難者への避難者カードの配布は、該当する地区の自治会長などの協力 を得ることも検討する。また、車両避難者、在宅避難者の把握が困難である 場合は、物資受け渡しの際に避難者カードの提出の有無を確認することが効 果的である。

口避難者カードの記入

- ➤原則、**世帯単位**で記入する。不明な点は空欄のまま提出し、後日、避難者情報管理班へ報告する。
- ➤各項目は、それぞれの滞在場所や、食事への配慮の要否(アレルギー、乳幼児、宗教的理由等)、医療的配慮・介護の要否、日本語が使えない者(外国人)への配慮の要否等を把握し対応するため、確実に記入する。
- ➤避難所を退所(親族の家へ避難する等)する場合は、退所後も支援情報等を 確実に受け取れるよう、「避難所の総合受付」まで必ず連絡し、退所時記入 欄を記入する。

□避難者カードの回収と退所時連絡の呼びかけ

- ➤区域設定で定めたスペースに避難者を誘導後、避難者カードを回収すること により、避難所内における所在地の確認を行う。
- ➤避難者カード回収時に、退所時に運営委員会または避難者情報管理班へ連絡 するよう呼びかけをする。また、貼紙等を活用し、退所時の連絡について周 知する。

□避難所利用者名簿の作成

- ➤避難者カードをもとに、初動期において作製した避難所利用者名簿【様式1】 を、手書きまたは電子データにて「地域別、あいうえお順」等に整理し、結 果を市町村災害対策本部への避難所状況報告書【様式4】へ転記し報告する。
- □避難世帯数、避難人員数、避難所施設の状況、ライフラインの状況について、 市町村災害対策本部へ報告(毎日1回以上)
 - ➤避難所状況報告書【様式4】を利用して報告する。別の避難所への移動や、 反対に当該避難所への移動、また不足物資や避難者のニーズ把握の情報源と もなるため、確実に報告する。

口避難先の移動

- ➤避難所に避難者を受け入れることが困難な(人数超過等)場合には、市町村 災害対策本部へ報告し、受け入れ先の調整を依頼する。市町村内で対応が困 難な場合は、市町村災害対策本部から県災害対策本部へ受け入れ先の調整を 依頼する。
- ▶移動は避難者自身での移動が望ましいが、不可能な場合は県・市町村や、他 自治体からの派遣職員等、防犯・安全上の保障がされる者へ依頼をする。
- ➤県·市町村域を越える避難所への移動の場合は、避難者の移動方法について、 県と市町村の災害対策本部が協議のうえ決定し、実施する。

3-3 用途に応じたスペースの設置(居住・運営スペース)

避難所の運営にあたり、下記の留意事項を踏まえてスペースを確保します。 特に、**高齢者や女性、障がい者に配慮したスペースの確保**が求められます。 (P13【避難所の標準レイアウト図(例)】を参照)

《展開期の避難所運営ですべきこと③》

総務班(各運営班)、市町村(避難所支援担当者)、施設管理者

口居住スペースの設置

● 居住スペース

- ▶原則、居住地区ごとに区割りをして振り分ける。
- ▶スペースの広さは避難所ごとに定められているが、不明な場合はひとまず、 1人あたり3.5 m以上(目安)を基準とする。
 - ※あくまで目安であるため、避難所のスペースや避難者の事情に合わせて、 地域で検討する。
- ➤要配慮者のうち高齢者や身体障がい者(を有する世帯)の避難スペースは、人の目が届きやすく、壁や出入口、トイレ、掲示板等の近くに配置する。また、畳の部屋の活用等、必要な配慮の種類に応じ、適した居住スペースを設ける。また、要配慮者の要望に応じて、男女別の要配慮者用スペースを設置する。
- ➤要配慮者のうち発達障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者を有する世帯の避難スペースは、避難者の不安解消やトラブル防止のため、同じ環境の家族が近くになるようにし、周囲からストレスを受けにくい場所に避難スペースを設ける。避難所施設において個室が使用できる場合や、トレーラーハウス等の設置ができた場合、優先して利用する。
- ▶単身女性や女性のみの世帯用エリアも確保する。
- ▶各部屋に部屋札(多言語、ピクトグラム、やさしい日本語)を設置する。

● 授乳スペース

▶専用の個室が望ましいが、場所の確保が困難な場合は、女性用の更衣室に パーティション等を用いて設置する(防犯ブザーを設置するなどの防犯対 策を行う)。

■ 福祉避難スペース

➤ 発災直後、福祉避難所を利用する必要のある方が、移動をするまでの間一時的に利用するスペースを設置する。

● ペットスペース

- ➤ アレルギー、騒音や衛生上の問題から、ペットの飼育場所を別に確保して、 人が生活する場所と分けて飼育する。
- ➤ペット飼育者とペット非飼育者の生活場所を分け、ペット飼育者が同伴で 生活することも検討する。
- ➤被災動物の救援について、市町村での対応が困難な場合は、市町村災害対

策本部から県災害対策本部へ応援要請を行う。

● 車両避難者用駐車場の指定

- →避難所の施設の駐車場やグラウンドの一部、近隣の大型駐車場等を、車両 避難者用の駐車場とし、避難者の把握をする。
- ▶車両避難者へは、保健師による声かけを積極的に行い、エコノミークラス 症候群の予防に努めるとともに、避難所(屋内)への移動を促す。

□通路の確保

- ➤高齢者や障がい者、負傷者のため、車いすが通行可能な通路(幅1.3 m) を確保するとともに、段差を解消する。
- ▶視覚障がい者や高齢者等へは、壁伝いにトイレ等へ移動できるよう、一部 壁際を通路とする等の配慮をする。

□運営スペースの設置

● 運営本部

- ➤避難所の本部となる場所であり、避難所運営委員会の会議や、情報の集約、 市町村災害対策本部との調整は、運営本部を介して行う。
- ➢避難者の個人情報を取り扱うため、関係者以外立ち入り禁止とする。

● 受付

- ➤入口付近に設置し、避難所の入退所受付や、ボランティア、マスコミ、来 客等の外来者に対する受付を行う。
- **支援者用スペース**(屋外テント等を設置(可能であれば屋内))
 - ➤自衛隊・他自治体からの派遣職員・ボランティアを受け入れるためのスペースについて、活動拠点場所と車両の駐車場所を確保する。

● 掲示板

- ➤安否情報や市町村からの連絡事項、避難所運営における連絡事項や、一日 の予定(入浴や炊き出し支援等)等を掲示する。
- ▶既存の掲示板の利用または、ホワイトボード等を活用し、避難者全員に情報が行き渡るよう、入口付近に設置する(場合によっては複数箇所の設置も検討する)。

● 救護スペース

➤DMAT (災害派遣医療チーム)を中心とした医療班による、負傷者への 応急の医療活動を行う。負傷者の搬入や病院等への搬出移送に備え、発災 直後は入口周辺に設置し、展開期には保健室や医務室等に設置し、簡易ベ ッドや応急救護用具を設置する。

● 予備スペース

▶感染症発生時の患者隔離スペース等、緊急時に活用することを想定し、確保しておく。

3-3 用途に応じたスペースの設置(その他各種スペース)

避難生活の長期化が想定される場合、居住スペースのほかに、様々な用途に応じた部屋(スペース)の設置することが必要です。

(P13【避難所の標準レイアウト図(例)】を参照)

口各種スペースの設置

● 食料・物資保管スペース

▶食料や物資を保管する場所であるため、高温・多湿の場所を避け、耐荷重の大きいコンクリート床の場所に設置する。また、トラックによる物資の搬入と、避難者への配給がしやすく、施錠可能な場所が望ましい。

● 給水所(屋外)

➤居住スペースに近く、給水車の出入りがしやすい場所に設置する。

● 炊き出しスペース(既存設備の利用、屋外のテント等)

- ➤避難所の既存設備である調理場等を利用する場合は、ガスなどの設備が使用可能かどうか確認してから利用する
- ➤屋外テントで炊き出しを行う場合は、居住スペースに近く、水源から近い場所で行う。

● 仮設トイレ(屋外)

- ▶衛生、臭気の問題があるので原則屋外に設置するとともに、手洗い場の設置にも努める。
- ➤防犯や夜間の利用も考慮し、居住施設から離れすぎない場所に設置すると ともに、トイレの内外に照明や防犯ブザーを設置する。女性トイレと男性 トイレは離れた場所に設置することが望ましい。
- ➤仮設トイレがバリアフリー化されていない等の理由により、高齢者・障がい者等の要配慮者の利用が困難な場合、要配慮者専用トイレとして、既設の洋式トイレを活用した携帯トイレの継続使用も検討する。
- ➤女性用トイレには、女性用品・防犯ブザーを配置(生理用品等を処理できるスペースを確保)。男性用トイレには、尿取りパット等を配置する。
- ▶全ての被災者が安全に使えるトイレの場所を選定するため、屋外トイレは 暗がりにならない場所に設置し、錠のあるトイレを利用する。

● 洗濯機の設置 (建物の軒先等に設置)

- ▶水源や排水の位置を考慮し、洗濯機・ランドリーカーを配置する。
- ▶洗濯機が複数使用できる場合は、一般用とペット同伴避難者用等、利用者の種類別に、使用方法を定めることが望ましい。

(洗濯機使用予約表を作成し、衛生班で管理することも検討する)

● 共用・男女別物干し場(屋外)

- ▶物干し場は、日当たりの良い場所で、共用場所と男女別の場所を確保する。
- ★女性専用の場所は建物の屋上等、プライバシーの確保に配慮した安全に使用できる場所に設置することが望ましい。

● 仮設風呂(屋外)

- ➤仮設風呂を利用する場合は、水源や排水を考慮するとともに、プライバシーの確保が可能な位置に設置する。
- ➤安全で可能な限りバリアフリーに対応した、昼夜・男女問わず一人で(又は付き添いを受けながら)入浴できる施設を用意することが望ましい
- ▶入浴施設の確保が困難な場合は、長期の避難生活による衛生状態の悪化を 抑えるため、シャワーを浴びることができる環境を確保する。

● 相談コーナー

- ➤個室やパーティションで仕切られた空間において、保健師や介護士等による相談窓口を開設し、高齢者・女性・妊産婦等を対象とした健康や避難所 生活上の悩みへの相談スペースを設ける。
- ★女性専用スペース(女性用品の配置や女性のみの相談ができるスペース) を確保することが望ましい。
- ➤ 男性・女性両方の相談員を配置し、男女それぞれのニーズの聞き取りを行 える体制を整える。

● 男女別更衣室・休養室

- ▶原則、男女別に離れた場所で、施錠の可能な個室部屋を確保する。
- ▶男女別で離れた場所に設置することが望ましいが、個室が確保できない場合は、避難所内の一角をパーティション等で仕切って更衣スペースを確保する。
- ➤化粧や身だしなみを整えるため、姿見の設置等を検討する。

● キッズスペース(子どもの遊び場)

➤子どものストレス軽減のため、遊び場となるスペースを設置し、絵を描いたり、子どもが遊ぶことのできるスペースを確保する。保育士等のボランティアの活用も検討する。

● 自習室

➤学生・生徒・受験生などに配慮して、落ち着いて学習できるスペースの確保を検討する。学校が避難所として利用されている場合は、施設管理者と相談のうえ、放課後の教室利用等も検討する。

● 手指消毒用スペース

- ➤ 感染症予防のため、避難所の出入口やトイレの周辺に消毒液を複数設置し、 手指の消毒を徹底する。
- ごみ集積所(屋内(居住スペースと別棟の倉庫等))
 - ➤衛生、臭気への配慮として生活場所から離れている場所、野生動物の侵入 を防止できる場所、清掃車の出入りがしやすい場所に設置する。

● 喫煙所

➤避難者間のトラブルの原因となるため、原則屋外に設ける。

● 祈祷室

➤ 宗教上「祈り」が必要な外国人等に配慮して、「祈り」が実施できるスペースを確保する。

3-4 水の確保(飲料水・生活用水等)

水の確保をする際には、車両避難者、在宅避難者を含む避難所利用者の全体数 を把握し、飲料水を優先に確保します。(飲料水は1人1日3リットルが目安)

なお、避難者にオストメイト(人工の肛門・膀胱の利用者)の方がいる場合は、 飲料用だけでなく、生活において清潔(飲料水程度の清潔さを要する)な水が、 1日1リットル程度必要となることがあるため、水の確保において配慮が必要で す。

《展開期の避難所運営ですべきこと④》

食料 • 物資班、市町村(避難所支援担当者)、施設管理者

- □水道利用の可否(避難所の水道施設の被害状況)の確認
 - ➤受水槽、高架水槽の被害の有無、水質状況を確認する。
 - ▶揚水ポンプの運転可否を確認する。
 - ▶散水栓(蛇口)の使用の可否を確認する。
 - ▶市町村災害対策本部に問い合わせをし、水道施設の復旧状況を確認する。
- □飲料水の確保(その1)(水道水の使用の可否を問わず実施)
 - ▶飲料水はペットボトル等、密閉されたものの確保を最優先とし、市町村災害 対策本部へ電話や物資調達・輸送調整等支援システム等により要請する。
- □飲料水の確保(その2)給水拠点の確認(水道水が使用できない場合)
 - ➤密閉された飲料水の確保は限りがあるため、同時進行で給水拠点からの給水 を検討する。
 - ➤近隣の浄水場・給水所・応急給水槽の稼働状況を確認する。
 - ▶「給水拠点」で飲料水の給水をする。
- □飲料水の確保(その3)飲料水の緊急要請(水道水が使用できない場合)
 - ➤飲料水の必要水量(1人1日3リットル×避難所利用者数)を把握し、市町 村災害対策本部へ電話や物資調達・輸送調整等支援システム等により要請を する。
 - ▶車両輸送を受ける場合は受水槽の設置場所等の受入体制の調整をする。
- 口生活用水の確保 (井戸水や、プールの水の状況把握及び給水)
 - ▶飲料水としての水質の確認をする(市町村災害対策本部へ要請する)。
 - ➤給水のための設備(浄水機、エンジンポンプ等)の確認をする。

3-5 食料・物資の提供

食料・物資(生活必需品等)の提供においては、まず避難者のニーズ把握を行ったうえで、市町村災害対策本部へ要請します。その後、物資の搬入ルートや積み降ろし場所を確保し、避難者の人数等を確認後、必要な食料・物資を受取り、配布します。

《展開期の避難所運営ですべきこと⑤》

食料·物資班、市町村(避難所支援担当者)、施設管理者

□物資の搬入ルートや積み降ろし場所の確保

- ▶市町村災害対策本部と調整し、一時集積配分拠点から避難所までの物資運搬 手段を確保する。
- ➤避難所の近辺から物資の積み降ろし場所までのトラックの動線を確保する。

□必要な食料・物資の品目、数量確認と提供要請

- ▶【様式8~10】を利用し、避難所に付帯する備蓄倉庫内の備蓄食料・物資の品目、数量を確認する。
- ➤物資調達・輸送調整等支援システムにより、避難所内の備蓄食料・物資の品目、数量を管理し、避難者からのニーズを聞き取ったうえで、物資の要請を行う。
- ➤避難者からの物資ニーズ把握には、物資調達・輸送調整等支援システムから 出力できる地域内輸送拠点等の在庫一覧表を用いて行うなど、避難者側のニ ーズを把握しやすい環境をつくる。【掲示様式8】
- ➤必要な食料等の品目、数量を避難者数(車両避難者や在宅避難者等の避難所以外の避難者として避難者カードに登録したものを含む)をもとに把握し、市町村災害対策本部へ電話や物資調達・輸送調整等支援システム等により要請する。避難者数は、昼夜で大きく異なるため、前日の数を参考にし、不足や過度の余剰が発生しないよう検討する。
- ➤性別、高齢者用、妊産婦用、子ども用等、避難者の属性に応じた下着類、衣 類について必要分量を把握し、市町村災害対策本部へ電話や物資調達・輸送 調整等支援システム等により要請する。
- ▶食料・物資の要請においては、要配慮者(高齢者への医療・介護用品や、乳幼児のいる世帯への乳児用液体ミルク及び粉ミルク、食物アレルギーのある方へのアレルギー対応食、文化の違いや宗教的な理由等により、食べられない食材がある方(ムスリム、ビーガン、ベジタリアン等)への代替食等)や車両避難者等の避難所以外の避難者のニーズを聞き取り、電話や物資調達・輸送調整等支援システムにより要請する。なお、個別対応が必要な要配慮者の食事ニーズは早めに把握し、アセスメントの実施に際しては、管理栄養士

等に相談するよう努める。

また、慢性疾患のある方などへの食事提供等についても、管理栄養士等に相談するよう努める。

➤市町村は、救助物資の調達先の確保や配分方法(避難者への物資の提供基準は、災害救助法施行細則の定めによる)も確認しておく。市町村で不足する物資は市町村から県災害対策本部へ物資調達・輸送調整等支援システム等により要請する。

□食料・物資の管理

- ➤避難所で受け取った食料・物資については、食料・物資スペースにて在庫管理を行う(鍵のかかるスペースでの保管が望ましい)。
- ▶物資については、避難所に物資が山積みで必要な物が見つけられない状態にならないよう、「全員が共同で使用する物資」、「全員が各自使用する物資」、「特定者が使用する物資」等の区分けをして保管する。

また、円滑な食料・物資提供のため、保管場所の配置図を作成するとよい。

- →全員が共同使用…冷暖房器具、調理器具、トイレットペーパー等
- →全員が各自使用…タオル、衣類、毛布、歯ブラシ等
- →特定者が使用…乳児用液体ミルク及び粉ミルク、紙おむつ、生理用品等

口食料・物資の配布

➤食料・物資が足りない場合は、妊娠中・授乳中の女性を優先する。そのうえで配布実施の是否について検討する。やむを得ない事情により、一部の者に限定して配布する場合は、事前に事情や配布のルールなどを避難者に十分説明し理解を得たうえで配布をする。

なお、緊急を要する場合があれば、病人やけが人等の要配慮者に優先的に配 布する等、柔軟に対応する。

- ★食料については、消費・賞味期限や保存状態に十分配慮のうえ、できる限り 速やかに配布し、必ず期限内に消費するよう呼びかける。
- ➤高齢者等の長時間配布を待つことが困難な方にも食料・物資が行き渡るよう、避難者同士の助け合いによる配布補助を検討する。
- →衣類や衛生用品は、性別や年齢に応じ、季節にあったものを提供する。
- ➤障がいのある人、妊娠中の女性などは、多くの衣類や衛生用品が必要となる。 また、乳幼児や高齢者は体温の調節が難しいため、配慮が必要となる。
- ▶車両避難者や在宅避難者に対しても、食糧・物資配付の時間や場所を設定し、 避難所の掲示板の小まめな閲覧を促すとともに、避難所の放送、広報車・拡 声器の利用やビラの配布などにより、食料・物資の配布情報を周知する。
- ▶文化の違いや宗教的な理由等により、食べられない食材がある方(ムスリム、 ビーガン、ベジタリアン等)への配慮が必要である。

口女性の担当者による物資配布・女性専用スペースの配置

➤物資の配布に際して、生理用品等、女性のみが利用する物資については、女性の担当者から配布を行うよう配慮し、女性専用スペース(女性用品の配置

や女性のみの相談ができるスペース)を確保することが望ましい。

▶ 育児用ミルク (粉ミルク/液体ミルク) を配布する際は、授乳アセスメント シートに基づき説明した後に配布

口食事の提供

- ➤協定により弁当を確保するほか、キッチンカーの派遣を要請し温かい食事を 提供する。また、個別対応が必要な要配慮者への食事提供等の際は、管理栄 養士等に相談するよう努める。
- ▶炊き出し用の米や野菜などの食材は、地域住民による持ち寄りにより行い、 不足する分は、【様式9】により市町村災害対策本部へ要請する。市町村で 不足する場合は市町村から県災害対策本部へ要請する。
- ▶炊き出しのために必要な調理器具、水、食料、燃料等の確保をする。(避難所の既存設備である調理場・学校の給食室等を利用する場合は、ガスなどの設備が使用可能かどうか確認してから対応する)
- ▶炊き出しにおいては、食中毒等の発生が懸念されるため、衛生面に十分配慮 したうえで、実施を検討する。

また、調理の手順の表示や、主要なアレルゲンの有無の表示、残食の廃棄を徹底する。

3-6 衛生環境の確保とごみ処理

災害時は、水・食料・毛布等の確保が優先され、トイレの確保は後回しとされがちですが、ノロウイルス等の感染症だけでなく、トイレの敬遠による健康被害を防ぐうえでも【掲示様式1~4】を参考にしたトイレの早急な整備を行う必要があります。

また、避難所の衛生的な環境を維持し感染症を予防するためには、災害時の ごみ処理や洗濯等について、**早期にルールを確立**するとともに、男女両方及び あらゆる年齢層の被災者から意見を聞くことが必要です。

《展開期の避難所運営ですべきこと⑥》

衛生班、市町村(避難所支援担当者)、施設管理者

口避難所の定期的な清掃、消毒、換気の実施

- ➤個別スペースについては、一日1回以上、トイレ等の共有スペースも、状況 に応じて一日1回以上**定期的に清掃、換気を実施**する。
- ▶個別スペースは各個人にて清掃し、トイレ等の共有スペースは、避難者全体で当番表を作成し、清掃と手すりやドアノブ等の消毒(除菌用アルコールティッシュ、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等)を実施することで、感染症の予防に努める。

口ごみの臨時集積所の設置

➤ごみは、分別(特に可燃ごみと使用済みの便袋は分別を徹底し、市町村の廃棄方法に従い処理)を徹底した上で排出し、集積所へ収集する。

《使用済みの便袋の分別例》

- ◆ 集積所に「便袋」の表示
- ◆ 外袋に「便袋」の表示
- ◆ 使用済みの便袋専用に着色した外袋
- ➤集積所は、衛生、臭気への配慮として生活場所から離れている場所、野生動物の侵入を防止できる場所、清掃車の出入りがしやすい場所を選定する。

口ごみの排出ルールの確立

➤地域を担当する自治体の清掃部門と連携し、避難所における円滑なゴミ排出 ルールを確立し、避難者に周知する。

口洗濯できる環境の確保

- ►クリーニングサービスを提供する事業者等との協定に基づき、仮設洗濯場 (洗濯機・乾燥機の設置、ランドリーカー等)及び洗濯用洗剤等洗濯キット を確保する。
- ➤確保ができなかった場合は、コインランドリーとの巡回バス等の確保を行う。

3-7 情報の収集と伝達

大規模災害の発災直後は、情報の錯綜や、通信回線が麻痺していることも考えられます。各種情報の発信や対外的なやりとりについては、担当班や班内における担当を明確にし、**窓口を一本化**して、情報の混乱を避けるようにします。

《展開期の避難所運営ですべきこと⑦》

情報提供班、避難者情報管理班、生活支援班、食料・物資班、 市町村(避難所支援担当者)、施設管理者

□情報収集・伝達機器の確保

- ➤電気等が復旧され次第、伝達機器を確保し、市町村災害対策本部との情報の やりとりを図る。
- ➤情報の収集に当たっては、テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等のあらゆる手段を活用する。
- ➤避難者が自発的に情報を収集・発信することができるよう、電話やFAX、 テレビやラジオ等の設置、Wi-Fi環境の整備、マルチチャージャー等で 携帯やスマホの充電対策を講じることで、避難者の不安除去を行う。

口物資に関する情報提供

➤避難者からの物資ニーズ把握には、物資調達・輸送調整等支援システムから 出力できる地域内輸送拠点等の在庫一覧表を用いて行うなど、避難者側のニ ーズを把握しやすい環境をつくる。【掲示様式8】

口掲示板の管理

▶避難所の入口付近に、固定の掲示板があれば利用し、無い場合や不足する場合は、ホワイトボードや大きな段ボールを壁に貼るなどして、掲示板を作成する。

《掲示板作成に必要な消耗品の例》

- ◆ 紙(模造紙、コピー用紙、大き目の付箋紙)
- ◆ 油性ペン(黒・赤・青等) (極太・太字・細字)
- ◆ ホワイトボード用マジック、メモ書き用ボールペン
- ◆ ガムテープ、セロテープ
- ➤掲示板には避難所運営情報や復旧・復興に関する情報など、地域の全ての被 災者へ伝達することを踏まえ、様々な情報を項目ごとに整理して掲示する。 《掲示板に掲載する情報の例》
 - ◆ 最新情報(当日入った情報)、避難所ニュース(かわら版等)
 - ◆ 県、市町村災害対策本部からのお知らせ (り災証明書の発行、仮設住宅の入居案内等)
 - ◆ 避難所運営情報(避難所の生活ルール、避難所の平面図(区分図)、 避難所の1日のタイムスケジュール、物資の配布情報等)
 - ◆ 生活情報(入浴、給水車、ライフライン復旧状況等)
 - ◆ 相談所の開設情報 (医師、保健師等の派遣情報)

- ◆ 近隣商店、入浴施設、病院等の営業情報
- ◆ 地域内輸送拠点の在庫物資リスト
- ➤各班から要望のあった掲載希望について、掲示の可否及び掲示期間を検討 し、掲示期間を下部に記入のうえ掲示する。
- ▶期間の過ぎた掲示物については、担当班へ確認のうえ、速やかに取り除く。

口館内放送等による情報伝達

- ➤掲示板に掲載した新着情報や物資の配布等のお知らせは、館内放送や拡声器 等を利用して広報する。
- ▶重要な情報は、時間帯を変えて複数回放送する。

口要配慮者への情報伝達

- ➤要配慮者への情報の発信においては、情報提供班と生活支援班が連携し、高齢者や聴覚障がい者へも配慮した確実な情報伝達を行う。
- ▶外国人への情報伝達については多言語(英語・中国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語等)や、「やさしい日本語」での広報・掲示を行う必要があります。多言語表示案内類※¹や災害時情報提供アプリ※²、多言語音声翻訳アプリ※³、AI 多言語翻訳機等を用いた柔軟な対応が必要です。)
 - ※1多言語表示案内類の例 (事前に出力・印刷・ラミネートを行う。)
 - ・災害時多言語表示シート、多言語指さしボード、食材の絵文字(FOODPICT)、 災害時外国人支援用ピクトグラム
 - <(一財)自治体国際化協会 https://www.clair.or.jp/j/multiculture/index.html>
 - ・多言語辞書データ <気象庁 https://www.data.jma.go.jp/developer/multilingual.html>
 ※2災害時情報提供アプリの例
 - safety tips <観光庁 https://www.rcsc.co.jp/safety-tips-jp>
 - ※3多言語音声翻訳アプリの例
 - VoiceTra <国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT) https://voicetra.nict.go.jp/>

□車両避難者や在宅避難者への情報伝達

- ▶車両避難者や在宅避難者への情報伝達においては、情報提供班と避難者情報管理班、生活支援班、食料・物資班が連携し、食料・物資の受渡し時等に確実な情報伝達を行う。
- ➤必要に応じて、ビラ等を作成し、避難所内外の地域の被災者への配布を検討する。

《掲示板の作成例》

○○避難所 情報掲示板

避難所運営委員会からのお知らせ

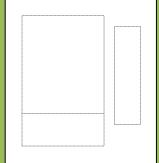
一日のタイムスケジュール 2/14(火)

- 7:00 ラジオ体操
- 7:15 朝食配給
- 10:00 一斉清掃
- 12:00 昼食配給
- 13:00 一斉清掃
- 14:00 いきいき体操
- 15:00 読み聞かせ (**‡**",**X**",**Z^**",**Z-X**)
- 18:00 夕食配給
- 22:00 消灯

物資の配布情報 2/14 (火)

- 13:30~ 物資配布所にて、 靴下・下着を配布 します。
- · 17:00~ 物資配布所にて、 生理用品・化粧品 を配布します。

避難所の案内図



お知らせ

・り災証明書の発行

・仮設住宅の入居案内

避難所生活の ルール

- **(1)** **(2)**
- ③ ………
- **(4)**

各班からのお知らせ

- 一斉布団干しを実施 します。 ご参加ください。
- (衛生班)
- · 2/15 15:00~ 会議室にて女性のサ ロンを開催します。 (生活支援班)
- 2/16 12:00~ 玄関前スペースにて、 NPO 法人〇〇〇によ る昼食の炊き出しが あります。

(食料・物資班)

相談所の開設情報

- 2/16 9:00~ 相談所を開設しま

相談コーナーにて、 医師、保健師による す。

(生活支援班)

生活情報

復旧・復興に関わる情報

県、市町村災害対策本部からの

(〇〇課 TEL 0000-00-0000)

(〇〇課 TEL 0000-00-0000)

- 2/14 〇〇地区 電気、上下水道 復旧しました。
- 2/14 〇〇鉄道〇〇線 □□駅~△△駅区間 運転再開しました。

避難所ニュース

かわら版 1号

かわら版 2 号

近隣店舗の営業情報

- · 2/14 OO医院業務再開
- 2/16 〇〇商店営業再開予定

3-8 プライバシーの確保

避難所におけるプライバシーの確保は、避難者の良好な生活環境の確保のためにも、できるだけ早期に対応することが必要です。具体的な取組みとしてパーティション等での間仕切りが一般的ですが、背の高いパーティション等の設置は防犯上の問題の発生が懸念されることもあるため、パーティション等を1m程度の高さにする等、状況に応じて変えることが必要です。

また、障がい者、妊産婦の方を含む世帯など、外部からのストレスを受けに くい、個室での避難を検討すべき世帯については、施設の別棟の利用や、トレ ーラーハウスの導入等を検討します。

《展開期の避難所運営ですべきこと⑧》

総務班、避難者情報管理班、生活支援班、市町村(避難所支援担当者)

ロパーティション等での仕切り

- ➤避難部屋は広い場所が対象になると思われるが、体育館のような広い場所では避難者のプライバシーを確保することは難しくなる。このため、避難所開設時から個室空間が確保できるパーティションを設置して居住スペース (1人当たり3.5 ㎡)を確保し、世帯ごとでの間仕切りを行う。
- ➤簡易テントを屋内に設置することも、家族ごとのプライバシーの確保に有効である。ただし、簡易テントは、夏には防虫効果もあるが、高温になるため 熱中症には十分に注意する。

口避難者カードの管理

➤避難者カードや個別の相談等により知り得た情報を基に、**食事や医療面で配慮**を行う。こうした個人情報は、市町村の避難所支援担当者が責任者となり、プライバシーに配慮した取扱いをする。

口郵便・宅配便の管理

➤郵便物や宅配物の差出・受取りの取りまとめは、トラブル防止のため原則行 わないこととし、郵便・宅配便等は本人と直接受渡しをしてもらう。

3-9 二次避難への備え

避難所生活が安定してきた頃に、余震や大雨によって更なる大規模被害が発生する可能性があるため、二次避難に備えた、スペースの確保を検討します。 また、長期間の避難所生活により健康阻害が危惧される、乳幼児、妊産婦、 発達障がい者、精神障がい者などが避難所にいる場合は、市町村災害対策本部 と連携し、二次避難先(民間宿泊施設等)への移動を検討します。

《展開期の避難所運営ですべきこと⑨》

総務班、避難者情報管理班、生活支援班、

市町村(避難所支援担当者)、施設管理者

- □更なる大規模災害の発生による二次避難への備え
 - ➤二次避難者の避難に備えた、更なるスペースの確保を検討する。
- 口長期避難に対応した二次避難所の活用検討
 - ➤市町村災害対策本部と連携し、乳幼児、妊産婦、発達障がい者、精神障がい 者等の二次避難先(民間宿泊施設の活用等)を検討する。市町村においては、 平常時から民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、協定を締結しておく。

3-10 他市町村、他県等からの応援職員の受入

大規模災害時には特に、被災市町村の職員の負担軽減や、避難者による避難 所運営をサポートし、円滑な避難所運営を図るため、他自治体への職員派遣の 要請は必要不可欠です。

応援職員の派遣要請は、自治体間での災害応援協定等により、市町村災害対策本部を経由して行います。市町村災害対策本部での対応が困難である場合は、 県災害対策本部へ派遣を依頼します。

《展開期の避難所運営ですべきこと⑩》

避難所運営委員会、総務班、市町村(避難所支援担当者)

口応援職員の要請

- ▶市町村の避難所支援担当者が支援を必要と判断した場合、市町村災害対策本部へ応援職員の派遣要請を行う。
- ➤避難者が避難所運営上で人手不足を感じた場合、避難所運営委員会にて要請 の必要の可否を判断し、速やかに市町村災害対策本部へ要請を行う。
- ➤応援要請においては、保健師や介護士等、適切な人材による支援を受けられるよう、必要とする支援を具体的に伝える。

口被災市町村の職員と応援職員の業務の分担

- ▶事前に検討した応援職員との業務の役割分担に基づき、業務の依頼を行う。
- ➤全ての業務を応援職員に任せるのではなく、市町村災害対策本部からの情報 の伝達、収受、統廃合等、避難所運営責任に関わる重要事項については、被 災市町村の職員の業務とする。

口業務の引継ぎ

- ▶必ず朝と夕方にミーティングを行い、交代要員に業務を確実に引継ぐ。その際には、業務内容だけでなく、避難者の様子や避難所の状況についても引継ぎを行う。
- ➤ また、避難者の苦情やトラブルに関しては、避難所運営委員会に必ず報告し、 担当班へ迅速な対応を依頼する。市町村災害対策本部による対応が必要な場合は、速やかに報告し対応を依頼する。

3-11 避難所ボランティアの受入

地域住民の避難者による避難所運営において、人手が不足し運営班の用務に 支障が見込まれたり、専門的な分野の支援が必要と判断される場合は、ボラン ティアの派遣を要請します。

《展開期の避難所運営ですべきこと⑪》

総務班、運営各班、市町村(避難所支援担当者)

口避難所ボランティアの派遣要請

- ➤人手が不足し運営班の用務に支障が見込まれたり、専門的な分野の支援が必要と判断される場合は、市町村のボランティア担当窓口を経由し、災害ボランティアセンター(市町村社会福祉協議会)等へ派遣を要請する。
- ➤災害ボランティアの経験のある団体 (NPO) などから、避難所へ直接、ボランティアの申入れがあった場合は、災害ボランティアセンター及び市町村 災害対策本部に協議し、受入を検討する。

ロボランティア受付窓口の設置

- ▶ボランティアの受入れについては、受付簿【様式11】に記載してもらい、 避難所ボランティアの経験、ボランティア保険の加入の有無を確認する。受 入れ後は、支援者スペースへ案内する。
- ▶注意事項や必要な持参品等の説明を事前に受けているはずであるが、再度確認するとともに、避難者に不安を与えないためにベストや腕章の着用を徹底し、ボランティアスタッフであることを明確にする。

ロボランティアへの業務の割り振り

《ボランティアの業務の例》

- ◆ 高齢者・障がい者支援(配膳・介護・トイレなどの補助用務)
- ◆ 清掃・感染症予防の指導・補助
- ◆ 手話・筆談・外国語による情報支援(各種通訳)
- ◆ 子どもの世話や遊び相手、学習支援
- ◆ 避難者の相談相手や、各種交流イベントの実施(心のケア)
- ◆ ペットの世話
- ◆ 材料(資機材)を持参しての炊き出し
- ◆ 風呂・給湯設備を持参しての入浴機会の提供
- ◆ 避難所内外における水や食料・物資の運搬、配給補助
- ◆ がれき除去等、避難者の自宅の整理(軽作業)
- ◆ 車両避難者・在宅避難者への支援、避難所周辺への交通整理補助

□運営委員会や朝礼等でのボランティアの紹介

▶運営委員会等の会議へのボランティアの参加機会を設け、避難者へボランティアのメンバーを紹介し、防犯対策とボランティアへの情報共有を行う。

3-12 マスコミ・訪問者対応

避難所では、取材対応や訪問者の対応に多くの時間を割かれ、本来の避難所 運営業務に支障が出たり、避難者の心身に負担となることがあります。

避難所は各避難者の家と同様であると考え、市町村の避難所支援担当者が中心となり、市町村災害対策本部と連携し対応することが必要です。

《展開期の避難所運営ですべきこと⑫》

情報提供班、避難者情報管理班、市町村(避難所支援担当者)

ロマスコミ・訪問者への対応

- ➤マスコミ・訪問者への対応方針は、立入可能な時間や範囲、その他の注意事項を取材者・訪問者への注意事項(例)【様式12】を参考に、予め避難所運営委員会にて定めたうえで対応する。
- ➤マスコミの訪問については、マスコミ用受付用紙【様式13】にて受付のうえ、立ち入りや撮影を禁止する場所を明確に伝え、原則、市町村職員の立会いのもと、市町村災害対策本部と連携して対応する。
- ▶取材後は、避難所運営委員会にて報告し、避難所状況報告書【様式4】へ追記する。

口安否確認への対応

- ➤避難者カードの「親族等からの安否確認への回答」の同意者への、親族からの安否確認には、速やかに返答する。
- ▶避難者カードの「親族等からの安否確認への回答」の不同意者への安否確認 や、親族以外からの安否確認には、確認元と回答内容を本人に了解を得たう えで速やかに返答する。
- ➤ ただし、避難者の中にDV被害を受けている者がいる場合は、該当者及び関係者に対して、原則、情報開示を不可とし、情報開示の方法について事前に市町村災害対策本部とともに対応を検討する。

□電話対応、来客対応

➤電話や来客への取り次ぎは、安否確認と同義であるため、上記の安否確認への対応に準じて行う。

3-13 避難者の健康管理

避難所では、限られたスペースで多くの方が集団生活をし、また人の出入り も多くあるため、**感染症への配慮が必要不可欠**です。感染症対策に係る留意点 については、岐阜県避難所運営ガイドライン「感染症対策編」を参考としてく ださい。

市町村では、最低限、**マスクや消毒液(擦り込み式エタノール剤)、体温計、使い捨てのビニール手袋を備蓄**することが必要です。

《展開期の避難所運営ですべきこと③》

衛生班、生活支援班を中心とする各運営班、市町村(避難所支援担当者)

- □感染症の予防対策 (トイレの感染症予防)
 - ➤各種の災害用トイレを使用する場合は、トイレの使用ルールを掲示し、利用 者全員が使用方法を十分に理解したうえで使用する。 【掲示様式1】
 - **▶トイレ使用後の手洗いと消毒用アルコールの使用を徹底**する。【掲示様式2】 上水が使用できない場合は、生活用水を利用した簡易手洗い場を設置する。
 - ➤嘔吐者が発生した場合は、ノロウイルス等の感染症に警戒し、**感染症患者用の別室及び専用トイレを速やかに設置し、医師などの専門家の許可を得るまで隔離**する。合わせて、状況を速やかに市町村へ報告し、**専門家の派遣を依頼**する。【掲示様式3】【掲示様式4】
 - ▶トイレの清掃については、衛生班を中心に当番を設定し、毎日実施する。
- □感染症等の予防対策 (その他の感染症予防)
 - ▶衛生状態の維持のため、避難所の入口には靴箱を設置し、出入口の土足、上 履き、トイレ用スリッパの使い分けを徹底する。
 - ▶外出から戻った際の手洗いと、消毒用アルコールの使用を徹底する。
 - ▶特に冬期は、インフルエンザや風邪の蔓延を防ぐために、避難者全員に常時 マスクを着用するよう呼びかける。
 - ➤感染症に対しては、社会全体や他避難所での感染症の発生状況に関する情報 収集を行う(保健師からの情報収集を想定しておくとよい)。
 - ▶外部において感染症に関する事例を確認した場合、マスクの配布・着用や手指の消毒、食物の保存状態の見直し等の適切な予防を速やかに実施する。
 - ➤避難所内で感染症が発生した場合、感染症患者居住用の別室及び専用トイレを速やかに設置し、隔離する。
 - ➤夏季においては、害虫による感染症の予防のため、網戸、メッシュカーテン、防虫ネット等、各種虫除け製品を用いた対策を実施する。合わせて、蚊の発生を防止するため、避難所周辺の水たまり(雨ざらしのバケツや古タイヤ等)を無くすよう努める。
- □エコノミークラス症候群などの健康被害への予防対策
 - ➤避難所や車中での生活においては、活動量の低下により血栓ができるエコノミークラス症候群などの健康被害への予防として、十分な水分補給と、同じ体勢で長時間過ごすことのないよう、定期的に体を動かすことに留意する。
 - ▶予防として、カイロや弾性ストッキング等の血流を保つための備品や、避難

所や車中で使用する(足を高い位置に置ける)台座、段ボールベットなどを 確保し、使用する。

- ▶定期的に体を動かすためには、朝のラジオ体操や、午後にストレッチ運動を 行う等のほか、ストレス解消を兼ねてレクリエーションを実施し、各自が積極的に参加する(【掲示様式5】参照)。
- ▶特に車両避難者には、避難所内やテントを設置したスペースにて体調の管理を行う時間を確保し、車中で過ごす間は、エコノミークラス症候群などの健康被害への予防に関する声かけを十分に行う。

□熱中症対策

▶熱中症の予防として、水分補給を徹底するとともに、空調機器の早期復旧または設置を検討し、必要な資機材について市町村災害対策本部へ要請する。

口持病のある避難者への対応

▶持病があり、治療している避難者については、医師の交代時に連絡漏れがないよう注意する。カルテ(診察記録、薬の配布状況等)を作成・利用し、医師間のスムーズな引継ぎを行う等の対応を行う。

口寝床の改善

- ▶毛布や通気を確保する等、寒さ暑さの緩和に努めるとともに、マットや段ボール仕様やエアーベッドも含め簡易ベッドを設置する。
- ➤必要に応じて、医師、保健師等の保健衛生の専門家と連携して、段ボールベッド、エアーベッド等簡易ベッドの有効性・必要性を避難者に周知する。

口入浴機会の提供

- ➤健康管理のため、避難所の既存の施設を利用した入浴(またはシャワー)機会の早期確保を検討する。(入浴施設は50人に1基)
- ▶入浴機会の確保までの間は、ウェットティッシュやタオル等で身体の衛生状態を清潔に保つ。入浴施設の確保が困難な場合は、シャワーを浴びることができる環境を確保する。
- ▶市町村においては、旅館・銭湯やNPO等との協定締結等によるほか、自衛 隊への応援要請も活用し、早急な入浴機会の提供を行う。
- ▶入浴介助が必要な避難者がいる場合は、市町村災害対策本部が派遣する保健 師等に相談し、対応を検討する。
- ▶入浴施設は、安全でバリアフリーに対応し、昼夜・男女問わず一人で(又は付き添いを受けながら)入浴できる施設を用意することが望ましい。
- ▶入浴施設が外部にある場合は、避難所の送迎のためのマイクロバス等を確保する。

口保健師等による避難所の巡回

- ▶市町村は各避難所に保健師等を巡回させ、避難所内の感染症の予防や生活習慣病などの疾患の発症や悪化予防、被災者の心身の機能の低下を予防するため、避難所全体の健康面に関するアセスメントやモニタリングを実施するものとし、この結果を踏まえて、避難者の健康管理の課題や、避難所の衛生環境の改善を図ること。
- ▶避難所運営スタッフやボランティアの活用により、避難者の保健、医療ニー

ズや体調の変化を把握できるような体制を構築するものとし、必要に応じて保健師等専門職が被災者の健康管理や個別支援を実施し、場合によっては医療機関等へつなぐ対応を図ること。

□暑さ寒さ対策

▶避難所の規模や電源設備に応じて適切な冷暖房機器を確保する。換気に関するルール作りや周知、乾燥対策等も併せて検討を行う。

3-14 避難者の心のケア対策

発災後直後からの初期医療が落ち着いてきた頃から、**PTSD**(心的外傷後 ストレス障害)をはじめとする心の病に対するケアが必要です。

そのため、相談体制の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談を実施 します。

《展開期の避難所運営ですべきこと⑭》

総務班、生活支援班、市町村(避難所支援担当者)

口相談体制の確立

- ➤ D P A T (災害派遣精神医療チーム) や保健師等の専門家の派遣を依頼し、 避難者の不安、疑問、不満等について個別に相談できる相談窓口を設置し、 ストレスの軽減を行う。
- ➤窓口は、避難者に周知して、避難者が誰でも気軽に相談できる雰囲気をつくる。避難者一人一人の意見を聞き、避難所運営の改善に活かすとともに、避難者に応じて個別に自立の方法を探り、1日も早い自立を目指す。
- ➤窓口にて意見を聞く時は、聞き間違えや聞き漏れによる後々のトラブルを考慮し、**2人1組で対応**を行う。
- **▶ DPAT (災害派遣精神医療チーム) や保健師等の確保**については、市町村 災害対策本部と連携し、継続的な派遣を受ける体制を構築する。

口相談者別の専用相談窓口の設置

- ➤個室やパーティションで仕切られた空間を設置し、保健師や介護士等、また、 女性の対応者による相談窓口を開設し、要配慮者や母子・父子家庭、女性の 避難者等を対象とした健康や避難所生活上の悩みへの相談体制を設ける。
- ▶女性から必要な支援について意見を聞く際には、安心して話せる場所を選んで行い、プライバシーに配慮する。

口保健師等による避難所内の巡回

- ➤保健師等の専門家に避難所内の巡回を依頼し、心のケアが必要な避難者に対してサポートを行う。
- ➤保健師等の専門家の確保については、市町村災害対策本部と連携し、継続的 な派遣を受ける体制を構築する。

ロサロン活動の実施

→ 避難者の心のケアのため、キッズスペースのほか、要配慮者、高齢者、女性同士が交流できる場所(個室)・時間帯を設け、避難者の心のケア・サロン活動を定期的に実施する。

3-15 ペットの同行避難について

ペットは、飼い主にとって大切な家族であるとともに、災害時に置き去りにすることは、地域の治安や衛生環境の悪化につながります。しかし、災害時はペットへも大きなストレスがかかるため、日頃から十分なしつけや予防接種、ペット用の備蓄等の準備を要するとともに、他の避難者からの理解を得ることも必要です。

また、災害時のペットの預け先を事前に決めておくことが重要となります。

《展開期の避難所運営ですべきこと⑤》

総務班、生活支援班、避難者情報管理班、

市町村(避難所支援担当者)、施設管理者

ロペットの災害への備え

《ペットの災害への備えの例》

- ◆ 5日分以上のフード・水・療法食、薬の備蓄(ペットへの物資配布は、 人間に比べ非常に遅くなる)
- ◆ 予備の首輪、リード、食器、ペットシーツ、トイレ用品、ブラシ、おもちゃ等の準備
- ◆ 「待て」「お座り」「伏せ」等の基本的なしつけ
- ◆ ケージに入ることを嫌がらないよう慣らしておく
- ◆ 人や他の動物を怖がったり攻撃的にならないようしつけをする
- ◆ 決められた場所での排泄
- ◆ 狂犬病予防注射や各種ワクチンの接種
- ◆ 犬フィラリア症等の寄生虫の予防・駆除

□避難所での対応 (ペットの受入れ場所の確保)

➤飼い主がペットと同行避難することを前提として受け入れ体制を整備する。 アレルギー、騒音や衛生上の問題から、ペットの飼育場所を別に確保して、 人が生活する場所と分けて飼育する。

ペット飼育者とペット非飼育者の生活場所を分け、ペット飼育者が同伴で生活することも検討する。

- ➤飼育の責任者を明確にするため、飼い主は避難者カード【様式2】 へペットの避難の有無を記入するとともに、ペット飼育者台帳【様式14】 へ記入する。
- ➤ペットの管理は原則として飼い主の責任とし、運営班は、飼育のルールを定め掲示すると共に、市町村災害対策本部への飼育用品等の要請、動物愛護団体等へのボランティア等の派遣要請等の協力を行う。(動物愛護団体は獣医ではないので診察はできない)

また平時から関係部局・機関と認識の共有や連携を図るとともに、災害時に受入れ体制を適切に構築する。

➤被災動物の救援について、市町村での対応が困難な場合は、市町村災害対策本部から県災害対策本部へ応援要請を行う。

□他の避難者への配慮 (飼育マナーの徹底)

▶避難所には、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識し、ペットの飼育管理は飼い主の責任で行うことを徹底する。 合わせて、衛生的な管理を行うとともに、飼い主同士等で周りの人に配慮したルールを作ることも検討する。

3-16 防犯体制の確立

避難所には、避難者以外にも様々な方が訪問するため、性的犯罪や窃盗等の発生が懸念されます。避難者自身が防犯意識を持つとともに、自警団の設置を行うなど、 避難所の防犯体制の早期に確立が望まれます。

具体的な防犯対策としては、**女性の更衣室やトイレ、授乳室等には防犯ブザーを** 設置するなどの対応が必要です。

また、部外者の早期発見による防犯対策にも繋がることが想定されるため、避難所内の挨拶や声掛けの徹底も積極的に行うことが有効です。

《展開期の避難所運営ですべきこと⑩》

総務班、市町村(避難所支援担当者)、施設管理者

口防犯体制の確立(自警団の設置)

- ▶総務班を中心に自警団(男女両方で構成)を設置し、屋外の仮設トイレ等への電灯の設置や、夜間の見回り体制等のルールを定め、実施する。
- ➤危険箇所や死角となる場所の把握・立ち入り制限を行い、間仕切り・パーティションが高く、死角となる場合は、就寝場所や女性専用スペース等への巡回警備を実施する。
- >避難所の校庭など、敷地内に車両避難者がいる場合は、車両避難エリアの巡回警備を実施する。
- ▶配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の作成と情報管理を徹底する。
- **▶**防犯ブザーやホイッスルを配布する。

口警察官による見回り・立寄りの依頼

➤人が減少する昼間への対応として、警察官の見回り・立寄りを依頼する。

□暴力を許さない環境の整備(性暴力・DVの防止を含む)

▶ 啓発ポスターの掲示、相談カードの設置、照明を増設するとともに、女性や 子供は2人以上で行動し、周りの人と声を掛け合う。

口相談窓口の設置・周知

➤不安や悩み、暴力等に関する相談窓口を設置し、周知する。

3-17 多様な視点での避難所運営(再掲)

避難所の運営においては、女性や子ども、子連れ世帯及び性的少数者など多様な視点での配慮を行うとともに、各種運営会議に避難所運営に女性や介護・介助が必要な人など多様な立場の代表が参画し、バランス良く協議することが望まれます。(障がい者、乳幼児がいる家庭の人、PTA、中学生・高校生、外国人(居住者が多い場合))

《展開期の避難所運営ですべきこと⑪》

総務班、生活支援班、市町村(避難所支援担当者)、施設管理者

口居住スペースの確保

- ▶単身女性や女性のみの世帯用エリアも確保する。
- ▶各部屋に部屋札(多言語、ピクトグラム、やさしい日本語)を設置する。

口専用更衣室・休養室の確保

- ➤原則、男女別に離れた場所で、施錠の可能な**個室部屋**(和室が望ましい)を 確保する。確保できない場合は、パーティション等で仕切り確保する。
- ▶防犯ブザーの設置などの防犯対策と、使用状況を表示する札の設置を行う。
- ➤化粧や身だしなみを整えるため、姿見の設置等を検討する。

□授乳スペースの確保

▶専用の個室部屋もしくはスペースの確保が望ましく、場所の確保が困難な場合は、女性用の更衣室にパーティション等を用いて設置する。

口男女別の物干し場の確保

- ➤避難生活が長期化し、洗濯の必要が出てきた場合には、**物干し場所を共用ス**ペースのほかに、男女別々のスペースを設ける。
- ➤女性専用の物干し場所を、建物の屋上等、プライバシー確保に配慮する。

□専用トイレの確保

- →一部は女性専用とし、男性用と離れた場所に配置する等の配慮を行う。また、 夜間利用も考慮し、配置や照明、鍵や防犯ブザー設置等の防犯対策も行う。
- ➤一部トイレに子供用便座を設置し、専用トイレとすることも検討する。

□キッズスペース(子どもの遊び場)の確保

➤子どものストレス軽減のため、遊び場となるスペースを設置し、絵を描いたり、子どもが遊ぶことのできるスペースを確保する。保育士等のボランティアの活用も検討する。

口自習室の確保

➤学生・生徒・受験生などに配慮して、落ち着いて学習できるスペースの確保 を検討する。学校が避難所として利用されている場合は、施設管理者と相談 のうえ、放課後の教室利用等も検討する。

口入浴機会の提供

➤昼夜・男女問わず一人で(又は付き添いを受けながら)入浴できる施設を用意することが望ましい。

□女性の担当者による物資配布・女性専用スペースの設置

➤物資の配布に際して、生理用品等、女性のみが利用する物資については、女性の担当者から配布を行うよう配慮する。

□相談窓口の設置

- ➤女性専用スペース(女性用品の配置や女性のみの相談ができるスペース)を 確保することが望ましい。
- ➤男性・女性両方の相談員を配置し、男女それぞれのニーズの聞き取りを行える体制を整える。
- □男女共同参画の視点を踏まえた避難所の運営(チェックリストの活用)
 - ➤「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン(内閣府)」及び同チェックリストを参考に、女性に必要な物資の確保や専用スペースの設置を行う。【チェックリスト4】

3-18 要配慮者への配慮を踏まえた避難所運営(再掲)

避難所には、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、子連れ世帯、外国人等、 避難所生活において配慮を必要とする、多種多様な人々が避難することが想定 されます。

要配慮者の方は、必要なときに適切な支援をすることで、自立した生活を送ることが可能な場合もあるため、要配慮者を含む避難所利用者全員がお互いに配慮し合い、協力して避難所運営を行うことが必要です。

《展開期の避難所運営ですべきこと®》

総務班、生活支援班、食料·物資班、情報提供班、

市町村(避難所支援担当者)、施設管理者

口要配慮者の居住スペースの指定

- ➤ (P13【避難所の標準レイアウト図(例)】参照)
- ➤要配慮者への対応スペース、福祉避難スペース(福祉避難所を利用する必要がある方(を有する世帯)が一時的に過ごす場所)、物資スペース等は、各避難者へスペースを振り分ける前に確保しておく。また、要配慮者の要望に応じて、男女別の要配慮者用スペースを設置する。
- ▶高齢者や身体障がい者(を有する世帯)の避難スペースは、人の目が届きやすく、壁や出入口、トイレ、掲示板等の近くに配置する。
- ➤発達障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者(を有する世帯)の避難スペースは、避難者の不安解消やトラブル防止のため、同じ環境の家族が近くになるようにし、周囲からストレスを受けにくい場所に配置する。

□通路の確保

- ➤高齢者や障がい者、負傷者のため、車いすが通行可能な通路(幅1.3 m) を確保のうえ、段差を解消する。
- ➤視覚障がい者や高齢者等が壁伝いにトイレ等へ移動できるよう、一部壁際を 通路とする等の配慮をする。

□トイレの確保

➤仮設トイレがバリアフリー化されていない等の理由により、高齢者・障がい 者等の要配慮者の利用が困難な場合、要配慮者専用トイレとして、既設の洋 式トイレを活用した携帯トイレの継続使用も検討する。

□食料・水・毛布等の食料・物資の配布

▶食料・物資の要請においては、要配慮者のニーズ(高齢者への医療・介護用品や、乳幼児のいる世帯への液体ミルク及び粉ミルク、食物アレルギーのある方へのアレルギー対応食等)を聞き取り、要請する。

- ➤ 高齢者等の長時間配布を待つことが困難な方にも食料・物資が行き渡るよう、避難者同士の助け合いによる配布補助を検討する。
- ▶食料・物資が避難者数に足りない状況において、やむを得ない事情により、 一部の者に限定して配布する場合は、事前に事情や配布のルールなどを避難 者に十分説明し、理解を得たうえで配布をする。なお、緊急を要する場合が あれば、その都度、病人やけが人、妊産婦や乳幼児等の要配慮者に優先的に 配布する等、柔軟に対応する。

口情報伝達

- ➤要配慮者への情報の発信においては、情報提供班と生活支援班が連携し、高齢者や聴覚障がい者へも配慮した確実な情報伝達を行う。
- ➤外国人への情報伝達については、多言語(英語・中国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語)や、「やさしい日本語」での広報や掲示板等の作成を行う必要があります。多言語表示案内類や、スマートフォンアプリ等を用いた柔軟な対応が必要です。

(外国人が多く居住する市町村は、多言語(英語・中国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語等)や、「やさしい日本語」での広報・掲示を行う必要があります。多言語表示案内類※¹や災害時情報提供アプリ※²、多言語音声翻訳アプリ※³、AI 多言語翻訳機等を用いた柔軟な対応が必要です。)

- ※1多言語表示案内類の例 (事前に出力・印刷・ラミネートを行う。)
 - ・災害時多言語表示シート、多言語指さしボード、食材の絵文字(FOODPICT)、 災害時外国人支援用ピクトグラム
 - <(一財)自治体国際化協会 https://www.clair.or.jp/j/multiculture/index.html>
- ・多言語辞書データ <気象庁 https://www.data.jma.go.jp/developer/multilingual.html>
 ※2災害時情報提供アプリの例
- safety tips <観光庁 https://www.rcsc.co.jp/safety-tips-jp>
- ※3多言語音声翻訳アプリの例
 - ・VoiceTra <国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT) https://voicetra.nict.go.jp/>

口相談窓口の設置

➤個室やパーティションで仕切られた空間を設置し、保健師や介護士等による 相談窓口を開設し、健康や避難所生活上の悩みへの相談体制を設ける。

口その他要配慮者に対する配慮

- ➤一般避難者からヘルプマークへの理解を得るとともに、要配慮者に「ヘルプマーク」を周囲に見えるように掲示するよう案内することで、避難所利用者がお互いに助けあえる環境作りを行う。
- ▶介助・看護の実施にあたっては、同性によることが望ましい。

3-19 避難所以外の分散避難者への対応

自宅の災害リスクに応じて、親戚・知人宅、ホテル・旅館、あるいは自宅での垂直避難など、多様な避難先への避難を呼びかけた結果、令和2年7月豪雨時には、住民は、避難所への避難のほか、親戚・知人宅への避難自宅での垂直避難等の分散避難を行ったことが確認されました。

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月(令和6年12月改定) 内閣府)においては、避難所が、在宅避難者等の情報発信・収集の場所となること、必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点機能を有するものと示されております。

《避難所運営ですべきこと》

総務班, 生活支援班, 食料·物資班, 情報提供班, 市町村, 施設管理者

① 住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知

口避難所以外への避難の検討について広報

- ▶自宅の災害の危険性を確認するとともに、避難所以外への避難を検討する。 (親戚・知人宅、ホテル・旅館、自宅での垂直避難等)
- ▶避難所以外に避難する場合は、避難所等へ連絡するよう努める。
- ▶平時から住民に対し、分散避難システムを活用した訓練を行い、操作の習熟を図るとともに、災害時には、チラシ等を用いて周知を行う。

② 避難所開設の広報・安否確認

口避難所開設の広報

- ➤防災行政無線(同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等)、広報車、拡声器、 電子メール等を活用し、在宅・車両避難者等にも広く周知する。
- ➤避難所開設の広報にあわせ、食料や物資の支援について、支援が必要な在宅避難者や、避難所に入りきらず指定避難所以外に避難している避難者向けにも広報する。

口避難者カードの配布・収集

- ➤避難者カードは事前に配布し、車両避難者、避難所近隣の在宅避難者も含め、事前に避難所利用者全員が記入する。
- ▶車両避難者、在宅避難者の把握については、物資受け渡しの際に避難者カード提出の有無を確認することが効果的である。また、自治会長などの巡回を通じて協力を得ることも検討する。

口近隣住民内での安否確認の実施

▶親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難の把握のため、近隣の住民内で安否確認を実施する。

口分散避難システムによる安否確認等の実施

- ▶分散避難システムを活用して、自宅や親せき宅、ホテル等に避難し、避難所に 避難していない被災者を把握する。
- ➤分散避難システムを活用して、支援物資の支援ニーズを把握し、物資配布等の 支援の参考とする。

③ 食料・物資の配付や情報伝達

口避難所運営委員会と運営班の設置

➤発災後24時間を目標に、避難所運営委員会と運営班を組織し、在宅避難者や車両避難者も含む避難所利用者全員による自主運営を目指す。

口情報伝達

- ▶車両避難者や在宅避難者に対しても、避難所の掲示板の小まめな閲覧を促すと ともに、防災行政無線(同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等)、広報車、拡 声器の利用やビラの配布、電子メール等などにより、食料・物資の配布情報等 を周知徹底する。
- ▶車両避難者や在宅避難者への情報伝達においては、避難所における運営者が連携して、食料・物資の受渡し時等に確実な情報伝達を行う。

口水や食料等の確保・配布

▶車両避難者、在宅避難者を含む避難所利用者の全体数を把握し、飲料水や 食料を確保する。なお、水害の場合であれば、自宅の片付けに使用する防塵マ スク、ゴム手袋、スコップ、扇風機、サーキュレーター等を確保する

④ 健康管理の徹底

口健康被害への予防対策

➤避難所や車中での生活においては、活動量の低下により血栓ができるエコ/ミークラ ス症候群などの健康被害への予防として、十分な水分補給と、同じ体勢で長時 間過ごすことのないよう、定期的に体を動かすことに留意する。

※分散避難システム

「分散避難システム」とは、災害時において市町村が開設した避難所以外(ご自宅、 友人親戚宅、車中泊、ホテル等)に避難している方の情報を把握し、安否確認をするた め、令和5年10月から運用を開始したシステムです。

<分散避難システム操作方法については、資料編に掲載>

3-20 車両避難者(車中泊者)への対応

平成28年の熊本地震では車両避難者(車中泊者)に伴う災害関連死が発生し、 令和2年9月の台風第10号の九州接近時には、避難所での感染を恐れ車両避難 が発生しました。

車両避難は推奨しませんが、車両避難が発生することを想定し、駐車スペースの事前想定や健康管理等を行う必要があります。

《避難所運営ですべきこと》

総務班, 生活支援班, 食料・物資班, 情報提供班, 市町村, 施設管理者

① 駐車スペースの確保

口車両避難用の駐車スペースの検討

➤避難所の施設の駐車場やグラウンドの一部、近隣の大型駐車場等の一時的な 活用を市町村・地域住民とともに検討する。

口避難所周辺の利用範囲の決定

▶車両避難に対して、駐車スペースを指定し、誘導する。

② 避難所開設の広報・安否確認

口避難所開設の広報

- ➤防災行政無線(同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等)、広報車、拡声器、 電子メール等を活用し、在宅・車両避難者等にも広く周知する。
- ➤避難所開設の広報にあわせ、食料や物資の支援について、支援が必要な在宅 避難者や、避難所に入りきらず指定避難所以外に避難している避難者向けに も広報する。

口避難者カードの配布・収集

- ➤避難者カードは事前に配布し、車両避難者、避難所近隣の在宅避難者も含め、事前に避難所利用者全員が記入する。
- ▶車両避難者、在宅避難者の把握については、物資受け渡しの際に避難者カード提出の有無を確認することが効果的である。また、自治会長などの巡回を通じて協力を得ることも検討する。

口近隣住民内での安否確認の実施

▶親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難の把握のため、近隣の住民内で安否確認を実施する。

③ 食料・物資の配付や情報伝達

口避難所運営委員会と運営班の設置

➤発災後24時間を目標に、避難所運営委員会と運営班を組織し、在宅避難者や車両避難者も含む避難所利用者全員による自主運営を目指す。

口情報伝達

- ▶車両避難者や在宅避難者に対しても、避難所の掲示板の小まめな閲覧を促すとともに、防災行政無線(同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等)、広報車・拡声器の利用やビラの配布、電子メール等などにより、食料・物資の配布情報等を周知徹底する。
- ▶車両避難者や在宅避難者への情報伝達においては、避難所における運営者が 連携して、食料・物資の受渡し時等に確実な情報伝達を行う。

口水や食料等の確保

▶車両避難者、在宅避難者を含む避難所利用者の全体数を把握し、飲料水や食料等を確保する。

④ 健康管理の徹底

□健康被害への予防対策

- ▶避難所や車中等での生活においては、活動量の低下により血栓ができるエコンミ -クラス症候群などの健康被害への予防として、十分な水分補給と、同じ体勢で長時間過ごすことのないよう、定期的に体を動かすことに留意する。
- ➤エコノミークラス症候群の予防として、カイロや弾性ストッキング、等の血流を保つための備品や避難所や車中で使用する(足を高い位置に置ける)台座、段ボールベット等を確保し、使用する。
- ▶特に車両避難者へは、保健師等による声かけを積極的に行い、体調の管理を 行う時間を確保するなど、エコノミークラス症候群の予防に努める。

第4章 安定期~撤去期(発災後3週間~避難者の生活環境復旧まで)

4-1 安定期の用務

安定期においては、避難者のニーズが変化していくため、よりきめ細かな対応を行い、避難生活の長期化による心身への負担を軽減していくことが必要です。また、避難所を段階的に縮小・統合して、閉鎖に向けて取り組むことが必要となります。避難所を退所した人のスペースを、残っている避難者で分けるのではなく、その分避難所を縮小し、また、避難者が少なくなってきたら他の避難所との統合を図り、避難所の閉鎖に向けて取り組むことが重要です。

具体的には、展開期の用務に加え、特に以下の点に注意して用務を行います。

担当班	《避難所の安定期にすべきこと》
避難所運営委員会	□避難所の統廃合の検討
	□組織編制の見直し
施設管理者	□避難所スペースの見直し
市町村避難所支援	□避難所利用者名簿の整理
担当職員	□避難所の統廃合に係る情報の取得
	□応急仮設住宅供与、被災者支援や生活再建に関する情報の
	取得・提供
総務班	□避難所の統廃合に係る移動手段の確保
	□避難所スペースのレイアウトの見直し
	□避難所の防犯体制の見直し
	□避難所のルールの見直し
避難者情報管理班	□避難所利用者名簿の整理
	□車両避難者や、在宅避難者への情報提供体制の見直し
情報提供班	□掲示板の整理
	□応急仮設住宅供与、被災者支援や生活再建に関する情報の
	提供
	□車両避難者や、在宅避難者への情報提供体制の見直し
食料・物資班	□必要物資の要望の見直し
	□食料配給における栄養バランスの見直し
生活支援班	□避難者の心のケア対策の強化(自立へ向けた取組み等)
	□介助を必要とする避難者への対応強化(介護士や保健師の
	対応強化)
衛生班	□避難者の健康や衛生状態への配慮の強化

4-2 避難所の統廃合と閉鎖の検討

避難所は短期の緊急避難が基本であり、避難所の設置期間が長期にわたる場合、施設が本来の目的で使用できないことによる問題が生じてきます。そのため、段階的に避難所を縮小・統合し、閉鎖に向けて取り組むことが必要です。

また、ライフラインの復旧状況や仮設住宅整備の進捗状況を勘案しながら、市町村災害対策本部と避難所の閉鎖について検討します。

学校が避難所となっている場所については、**学校の早期再開に配慮が必要ですので、早い時期から学校以外の避難所への移動を検**討しておくことが有効です。

《避難所の撤去期にすべきこと①》			
総務班、施設管理者、 市町村(避難所支援担当者)	市町村災害対策本部		
口避難所として利用する施 設の範囲の再検討	□避難者の二次避難先や住居等の確保		
→避難所を退所した人の スペースを縮小し、他の 避難所との統合を図る。	▶避難者の二次避難先や、仮設住宅や公営住宅の居住先等の確保を行う。また、居住場所については、高齢者等の移動手段を持たない方にも配慮する。		
▶避難所となっている学校等の施設機能の早期再開に配慮し、空いたスペースは利用しない。	□避難所として利用する施設の再検討>避難所に避難者が少なくなってきたら、他の避難所と統合を実施する。>避難所となっている学校の早期再開に配慮する。		

4-3 避難所閉鎖に向けた体制

①相談体制の充実

長期間避難所生活を継続している方の多くは、避難所退所後の住宅確保ができていないことを主な課題として抱えている場合が多くみられます。また、高齢者が、今後の生活の不安から多く残っている場合もあります。

このため、**心のケアと並行して、自立に向けた相談体制を充実する**必要があります。健康の問題を抱えている方もいらっしゃる場合があるので、福祉部局と連携をとりながら、相談体制を整備します。

②各種支援制度の周知

大規模災害による被災者には、被災者生活再建支援制度に基づく全壊・大規模 半壊した世帯への支援金や、災害弔慰金支給法による災害により死亡した者の遺 族への弔慰金や障害を負った者への見舞金制度等の様々な支援制度や補助制度が 存在します。

市町村や県が独自に行う支援制度等が発災後に開始されることもありますので、 調整の上、これらの被災者支援制度を避難者に説明するよう努める必要がありま す。

《避難所撤去期(閉鎖決定後)にすべきこと②》			
情報提供班	生活支援班	市町村(避難所支援担当者)	
口避難所の閉鎖決定(予告)の広報		□避難所閉鎖後の被災者支援・生 活再建の情報の収集・提供	
口被災者支援・生 活再建の避難者 への情報提供	□被災者支援・生活 再建の避難者(要 配慮者)に対する 相談体制の充実	□被災者支援・生活再建の避難者 (要配慮者)への説明と相談体 制の充実 ⇒市町村の福祉部局との連携 を確実に行う。	

<市町村災害対策本部運用の手引き 編集履歴>

平成15年 3月27日 第一版作成(危機管理室)

平成15年 9月18日 第二版作成(危機管理室)

平成16年 4月 1日 第三版作成(危機管理室)

平成17年 4月 1日 第四版作成(危機管理室)

平成18年 4月 1日 第五版作成(防災課)

平成19年 4月 1日 第六版作成(防災課)

平成20年 4月 1日 第七版作成(防災課)

<避難所運営ガイドライン 編集履歴>

平成23年11月 4日 第八版作成(防災課)

平成29年 3月23日 第九版作成(防災課)

平成31年 3月 4日 第十版作成(防災課)

令和 2年 3月18日 第十一版作成(防災課)

令和 4年12月23日 第十二版作成(防災課)

令和 6年 3月21日 第十三版作成(防災課)

令和 7年 3月18日 第十四版作成(防災課)

編集 : 岐阜県 危機管理部 防災課

tel 058-272-1111(内線2843)058-272-1124(ダイヤルイン) fax 058-278-2522

HP(くらしの防災)https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56517.html 岐阜県総合防災ポータル https://gifu-bousai.secure.force.com/

様式集

<記入様式 (例) 編>

【様式1】

避	誰所和	利用者名	簿		避難所名			
入所日	避難者 カード番号	氏名	性別	地区名	配慮事項	避難先	安否確認 への対応	退所日
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/
/			男・女		有・無	避難所・在宅・車中	可·不可	/

【様式2】 市町村長あて 避難者カート							避難	推所名				受任	寸番号			
	避	難者	力	一卜	•		記入	年月日		令和	П	年	F		日	
	りがな	表者名								携帯電詞 (なけれ			() _	-	
住	民票	の住所	岐阜	県		可			<u>.</u>							
自種		□持家 □その他]賃貸)			家屋状況 居住可否		末下浸	】半增 k []不可	断水	−部損塌 □停電]床上:]ガス:	
Ē	린 I	車種: 色:			ハ˙-: 巨場所	:			,	ペットの 同伴	D	□有□無	(種類 ※ペッ	ト台朝	長へも記) !入
		D状況 回答可)	□避	難所「]在宅	口車	中	□屋外テント((場所	沂:	•) □ ₹	その他	()
						西西	慮が	必要な事項	(🗸	を記入	した	もは、	下部に	詳細	を記入	.)
		氏名		性別	年齢	妊産婦	要介護	身 体		障がし 精 神	知的	発達	その他	アレルギー	服薬	その他
	世帯化	大表者		□男□女	歳]内部]							
家族の				□男	歳]内部]聴覚							
状況				□男 □女	歳] 内部] 聴覚							
				□男 □女	歳]内部]							
				□男	歳			□視覚□]内部]聴算							
				□男	歳]内部]聴覚							
			、れた 細記 <i>】</i>	ものの \欄												
避	難所過	運営に協力	りでき	ること	(資格	·特技)										
		からの 忍への回?	李 □]可 🗆 7	下可	※必す 被害等	*家族: *によ	全員の同意を り情報開示を	E 得 f E 希 i	たうえて 望しない	〔 √ を 、場合	記入すは、必	ること ず申し	。ま 出を	た、 D するこ	Vの と。
退	所時	退所年	 月日		令和	年	月	日		連絡	_ 先					
記	入欄	退所後	住所		都道 府県			市区 町村								

[※]上記の記入事項について、避難所運営(食料・物資の提供と配慮事項への対応等)のための避難所運営委員会及び運営班への情報提供と、災害対策基本法第90条の3に基づく被災者台帳の作成に利用をしますのでご了承下さい。

避難所開設報告書

1	発	信 or 受信	(発	:信or⊛	を信者名	3)		
2		報告日時 年 月 日 時 報告手段 □電話 □FAX □メール □伝令 □その他(
3		報告手段	□電話	□FAX	□メール	□伝令	□その他()		
4	避難所名 連絡先(TEL □避難情報(避難勧告)による避難 □自主過									
5		避難種別				による選		避難		
6	避難者・避難世帯数 世帯									
7	今後の避難者数の 増減の見込み □増加傾向 □減少傾向 □変化なし									
		建物の状況		安全 []要注意	口危険	口未実施			
	<u>選</u>	ライフライン	□停筒	電 □電	፤話故 障	□断水	こ 口ガス停	止		
8	所(周辺)	トイレの 使用状況		既設	□携帯	□簡』	易口仮設			
	状況	土砂崩れ		あり	口兆	候 あり	□なし			
		道路状況	□通行	可 口片	计側通行	可 口渋	∵滞 □通行	不可		
9	特記	事項(必要な物	資、人命非	汝助、応	急危険	度判定等	[)			

[※]この報告書は、避難所開設直後に報告します。※発信者側からの送付が困難な場合は、受信者側で聞き取った内容を記載します。

避難所状況報告書〈第_報〉

	<u>避</u>	<u> </u>	:		
日時:	年	月	日	時	分

(送信者 連絡先)	()		受	· 信	者				
		避	難	者	に	関	す	-	る	情	報				
	避難克	Г			世	#				避業	惟所				人
NΠ÷	屋外テン	ノト			世		n÷		屋	外于	テント	`	人		
避難	車中				世	帯	壁			車	中				人
世	在宅				世	帯	皆			在	宅				人
帯数	帰宅困難	惟者			世春	#	汝		帰	宅区	 国難者	首			人
	その他()			世名	带		,	その	他()			人
	合 言	†			世紀	#				合	計				人
4	き後の避難者 増減の見込		j	増加値	須向		•	減り	少傾	向	· 3	を化な	まし		
	今後の避難所 継続の見通		糸	迷続 [:]	予定	•	Ŗ	月鎖	予定	ŧ (時期	:)
沪立	ライフラ	イン		停電	•	電	話	故[嫜	•	断水		ガ	ス停	让
避 難 所	トイレ 使用状		既設 · 携带 · 簡易 · 仮設												
状	土砂崩	れ			ā	あり	•	•	兆侧	えあ かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ しゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	IJ	• †	ょし		
況	道路状	況	通	行可	·	片	- 側	通	行可	•	沙	滞	•	通行	不可
_	マスコミ等か 取材の有無	_	đ	あり	(取札	才者	:)	• 7	なし
特記	事項(懸案	事項、応	援聙	战員 <i>0</i>	の必要	性、	避	難	<u></u>) 様 -	子等)				

避難所用務日誌

避難所名		班(担当)名	
担当者名 ※応援職員の場合は派 遣元市町村名も記載		勤務時間/用務内容	
名前	年 月 日 時 分	3() ~ 年	E 月 日() 時 分
※市町村名	【用務内容】		
名前	年 月 時 分	∃() ~ 年	手 月 日() 時 分
※市町村名	【用務内容】		
名前	年 月 時 分	目() ~ 年	日 日 日) 時 分
※市町村名	【用務内容】		
 名前	年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	∃() ~ 年	手 月 日() 時 分
※市町村名	【用務内容】		H-1 /J
特記事項(要望、吉	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

事務引継書

避難所名	•				
日時:	年	月	日	時	分

	前任者	後任者
担当者名		
用務内容		
用務における 注意点		
避難者の様子		
避難者からの 要望・苦情		
対応状況		
情報共有事項		
その他		

避難所生活ルール

この避難所において、	以下のとおり避難生活ルールを定めます。
避難生活をされる方は	守るよう心がけて下さい。

(市・町・村) 地区避難所運営委員会

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。避難者の利用者の方は、当番などを通じて自主 的に避難所運営に参加して下さい。
- 2 この避難所の運営のため、避難者のうち代表者と運営の中心となる方数名に加え、市 町村職員(避難所支援担当者)と施設管理者によって、避難所運営委員会(以下「委 員会」)を組織します。
 - ・委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例会議を行うこととします。
 - ・委員会の運営組織として、総務班、避難者情報管理班、情報提供班、食料・物資班、 生活支援班、衛生班の運営班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧し、避難者の方々の住居の確保ができ 次第、順次、縮小・閉鎖をしていきます。
- 4 避難者は、家族単位で避難者カードを記入して提出する必要があります。
 - ・避難所を退所する時は、運営委員会または避難者情報管理班に連絡してください。
- 5 施設管理者が許可した場所以外は、避難スペースとして利用できません。また、避難 スペースは定期的に見直しを行います。
 - ・施設内(屋内)は土足禁止とします。
 - ・ペットは所定の場所以外で飼育することを禁止します。
- 6 食料、生活物資は、午前 時、正午、午後 時に、物資配布所前にて配布します。
 - ・全員分の食料、生活物資が確保できない場合は、原則として配布を中止します。 ただし、特別な事情のある方へは、他の避難者の方々へ説明をしたうえで配布をす る場合があります。
 - ・ミルク・おむつや女性用品等の要望は、食料・物資班または生活支援班へお申し出ください。
- 7 消灯は、午後 時とし、居住スペースの照明を落とします。
 - ・防犯のため、廊下やトイレ周辺と、運営本部は点灯したままとします。
 - ・消灯時間後は、居住スペースでの会話や携帯電話の利用を控えてください。
- 8 施設に避難者の方への電話があった場合は、午前 時から午後 時の間のみ、 伝言の受付により対応し、放送により伝言のあった旨をお知らせします。
 - ・公衆電話は、混雑時は緊急用のみの利用とします。
- 9 トイレの清掃は、午前_{………}時、午後_{………}時と_{………}時に、避難者が交替で行います。 ・水洗トイレは、大便のみバケツの水で流してください。
- 10 公衆衛生のため、避難所への出入り時は必ず、手洗いうがいと手指のアルコール消毒をし、マスクの着用を心がけください。
 - ・下痢、発熱等の症状のある方は、衛生班へ申し出てください。
- 11 避難所内での飲酒と、所定の場所以外での喫煙は禁止とします。
- 12 施設の敷地内での火気の使用は原則禁止とします。暖房器具・調理器具などの火気の使用については、施設管理者の承諾を得たうえで、十分注意して使用をしてください。
- ※下線部を記入のうえ、避難者の目の届くところに掲示します。
 - なお、内容はあくまで例示のため、状況に応じ修正してください。

食料·物資管理簿

項目	品 名	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
食料												
調味料												-
and of the												
飲料水												
,, ,												
生活												
用品												
			-									
衣料品												
2011 HH												
			+									
			-									
その他												
			+									
	 	亚			c cto ⊤∓		`	ᇔᇎ		○ /±	m + 1	

※各市町村の備蓄品、義援物資等によって適宜項目を追加・変更しつつ使用する。 ※なお、本様式には日付、在庫数を記入し、担当者は在庫数を確認の上、サインす

※なお、本様式には日付、在庫数を記入し、担当者は在庫数を確認の上、サインするものとする。

食料依頼伝票 兼 処理表

												No.
	発信 日時		年		月		日	()	時		分
	避	避難所名						担当	省名			
	難	住所 〒						TEL				
避	所						•					
難所		避難者用_		食	A -1			_				
用	依頼	その他		食	合計			食	要配慮 した食			
	内	(在宅避難を									-	
	容											
			1									
			\downarrow			\downarrow			\downarrow			
	処理 日時	年	月	日()	時	分	‡	担当者	名		
	処	避難者用_		食	A -1			_ [
	理	その他		食	合計			食	要配慮 した食			
	内	(在宅避難を その他の依									-	
害対	容	(0) (0 0)	(1)X X 1									
災害対策本部用												
部用	発	主業者										
	運道	 送業者										
	避	誰所到着予定	官時刻									
			午	В		日 ()	Я	ᆂ	分		

物資依頼伝票 兼 処理表

										No.
	発信	言日時	年	月 時	日() 分			受信日時	年	
	避難所名							担当者名		
		主所	〒					発注業者		
		FAX								
								運送業者		
		依	頓項目	数量	備考 (サイズ等)	$] \rightarrow$		出荷可能 数量	個口 数量	備考 (箱サイズ等)
	1									
	2									
避	3					→	災			
	4						害対			
難	⑤						策			
所	6						本			
用	7						部			
	8					_ →	用			
	9									
	10									
	11)									
	12									
	特言	己事項						特記事項		

避難所ボランティア受付簿

	Νο .
避難所名	
日時	

CONT M		ボランティア	年	性	職	逅	 」去のボランティア経験	備考
(1) 住所 TEL 大 (2) 住所 TEL 大 (3) (4) TEL (4) TEL (5) (6) (4) TEL (5) (6) (4) TEL (5) (6) (5) (6) (7) TEL (7) (8) (4) (9) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (6) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (6) (4) (5) (4) (6) (4) (7) (7) (8) (4) (9) (4) (1) (2) (2) (4) (3) (4) (4) (4) (5) (4) (6) (4) (7) (4) <td></td> <td>について</td> <td>龄</td> <td>別</td> <td>業</td> <td></td> <td></td> <td></td>		について	龄	別	業			
TEL				男			77台。	
K名	(1)			+				
② 住所 TEL 大 EA 月 住所 中 TEL 中 EA 月 中 中 EA 月 EA 日 EA 日 EA 日 EA 日 EA H EA H <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td>_</td><td></td><td>///</td><td><u> </u></td><td></td></t<>				_		///	<u> </u>	
TEL 女 無 氏名 中所 中介容: TEL 女 無 氏名 中所 中介容: TEL 無 内容: 任所 中方 無 TEL 無 内容: LEA 日, 内容: TEL 上 中方 LEA 日, 内容: LEA 日, 日, LEA 日, 日, LEA 日, 日,				男		有	内容:	
氏名 住所 TEL 氏名 日 氏名 日 TEL 大 TEL 大 TEL 大 TEL	2			· -		- -		
③ 住所 TEL カヤ容: 低名 住所 TEL 男・女 無 氏名 住所 TEL 男・女 無 氏名 (9) 日所				女		無		
TEL				男		有	内容:	
低名 日所 在所 力容: TEL 男・ 有・ 無 低名 男・ 有・ 無 住所 大名 住所 力容: 正L 男・ 有・ 無 成名 男・ 有・ 無 住所 丁EL 氏名 男・ 有・ 無 付所 丁EL 氏名 男・ 有・ 無 日前 丁EL 氏名 男・ 有・ 無 日前 丁EL 氏名 男・ 有・ 内容: 氏名 男・ 有・ 内容: 氏名 男・ 有・ 内容: (3) 住所	3	住所		•		•		
(4) 住所 TEL 第 氏名 月 住所 月 TEL 第 任所 月 TEL 月 基 月 (1) 任所 TEL 月 財 月 大名 月 (2) 日 日 月 日 日 日 <t< td=""><td></td><td>TEL</td><td></td><td>女</td><td></td><td>無</td><td></td><td></td></t<>		TEL		女		無		
(4) 住所 TEL 女 KA 男 住所 女 KA 男 (9) 住所		氏名		男		有	内容:	
氏名 男 有 住所 大名 男 有 下EL 男 有 内容: 任所 大名 男 有 下EL 男 有 内容: 任所 下EL 男 有 任所 大名 男 有 下EL 男 有 内容: 任所 大名 男 有 作所 大名 男 有 下EL 男 有 内容: 近日所 大名 男 有 作所 力容: 内容: 任所 力容: 内容: 任所 力容: 内容: 任所 力容: 内容: 任所 力容: 内容:	4	住所				•		
(5) 住所 大名 大名		TEL		女		無		
(5) 住所 TEL ・ 女 無 氏名 男・女 無 住所 TEL 女 無 氏名 男・女 無 で		氏名		里		右	内容:	
TEL 女 無 氏名 月 内容: 住所 大 無 TEL 大 無 大名 月 内容: 住所 大 無 TEL 大 無 大名 月 内容: 住所 大 無 TEL 大 無 大名 円 大 任所 大 円 TEL 大 内容: 大 上 大 上 大 上 大 上 大 上 大 上 大 上 大 上 大 上 大 上 大 上 大 上 大 上 大 上 大 上 大 上	(5)	住所		•		•		
信所 方 有 TEL 女 無 KA 月 有 住所 女 無 TEL 大 有 KA 月 有 住所 五 有 TEL 大 有 KA 月 有 住所 百 有 任所 日 有 任所 日 内容: 日 日 内容: 日 日 内容: 日 日 内容: 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 <		TEL		女		無		
⑥ 住所 TEL 女 KA 男 住所 女 TEL 女 KA 男 住所 女 TEL 力容: KA 月 住所 女 KA 男 住所 力容: KA 男 住所 力容: 体所 内容: 体所 力容:		氏名		男		有	内容:	
氏名 男 有 住所 女 無 K名 男 有 住所 女 無 TEL 女 有 K名 女 無 K名 男 有 住所 力容: 任所 月 内容: (中所 中 内容:	6	住所		•				
(注所) (注所) TEL (共元) (共元) (共元) <t< td=""><td></td><td>TEL</td><td></td><td>女</td><td></td><td>無</td><td></td><td></td></t<>		TEL		女		無		
① 住所 · 女 TEL 女 氏名 男 有 · 女 住所 女 TEL 女 氏名 男 有 · 女 任所 方 大名 男 有 · 内容: 住所 方 住所 方 住所 方		氏名		里		右	内容:	
氏名 男 有 住所 女 無 TEL 女 無 氏名 男 有 住所 ・ 内容: 住所 ・ 有	7	住所						
住所 方 TEL 女 氏名 男 住所 方 中 大 大 大 <t< td=""><td></td><td>TEL</td><td></td><td>女</td><td></td><td>無</td><td></td><td></td></t<>		TEL		女		無		
① 住所 TEL		氏名		男		有	内容:	
氏名 男 有 住所 - 内容:	1	住所		•				
9 住所		TEL		女		無		
⑨ 住所 - - -		氏名		男		有	内容:	
TEL 無	9	住所		•				
		TEL		女		無		

特記事項(避難者からの苦情、トラブル、活動中の事故等)

取材者・訪問者への注意事項

Ι.	当避難所の取材または研究のための調査等で訪問を希望される方は、事	≨前
	に当避難所の広報担当者までご連絡していただきますよう、お願いしま	す。

- II. 避難所内では、腕章、バッジ、名札、ベスト等を着用し、身分を明らかにして下さい。
- III. 避難所内では担当者の指示に従って下さい。
- IV. 取材や見学が可能な(部屋)スペースは、原則〇〇のみです。それ以外の、 居住スペースや物資倉庫等は、立ち入り禁止とします。
- V. 避難所内は非常にデリケートな空間です。そのため、勝手に避難者にイン タビューしたり、避難所内を撮影するような行為は禁止とします。
- VI. オンエア日や記事掲載日等が決定しましたら、下記まで連絡願います。なお、取材・訪問等または避難所の運営に関して、お問い合わせ等ございましたら、合わせて下記までご連絡願います。

マスコミ用受付用紙

受付	[†] 日時		年	月	日()	時	分	
退剂	斤日時		年	月	日()	時	分	
代	氏名						所属		
2表者	連絡先 住所 〒					TEI FAX			
	氏名						所属		
	氏名						所属		
同行	氏名						所属		
行 者	氏名						所属		
	氏名						所属		
	氏名						所属		
J	取材目	的							
放	送・掲載予算	定日時						時 分^ ♪・ウェブ・その)
避難	所付添人(市	町村避難	<mark>所支援担</mark>	当者)	名刺汤	5付欄			
特言	2事項								

※お帰りの際にも必ず受付へお寄りください。

ペット飼育者台帳

	Νο.
避難所名	

	飼育者 について	ペット の種類	ペット の名前	性別	体格	毛色	登録 日	退所日	備考(ワクチン接 種の有無等)
	氏名			オス					
1	住所			メス			/		
	TEL								
	氏名			オス					
2	住所			・ メス			/		
	TEL								
	氏名			オス					
3	住所			・メス			/		
	TEL								
	氏名			オス					
4	住所			・メス			/	/	
	TEL								
	氏名			オス					
⑤	住所			・ メス			/	/	
	TEL								
	氏名			オス					
6	住所			・メス			/	/	
	TEL								
	氏名			オス					
7	住所			・ メス			/	/	
	TEL								
	氏名			オス					
8	住所			・ メス			/	/	
	TEL								
		l	<u> </u>	ᄔᅲ		L		L	

特記事項(避難者からの苦情、トラブル、衛生環境等)

様式集

<掲示様式編>

トイレを使うときの注意(例) 既存トイレを利用する場合

- このトイレは現在、紙類(トイレットペーパーや水に流せるティッシュ)を流した場合、詰まる可能性があります。
- 紙類は便器に流さず、備え付けのゴミ箱に捨て、捨てた後は、ゴミ箱のふたを必ず閉めてください。
- トイレを使ったら、備え付けのトイレ用水(バケツまたはペットボトル)で流してください。みんなが使う水なので、節水を心がけましょう。トイレ用水がなくなりそうなときは、気付いた人が協力して、水をくんできましょう。
- トイレ用水はプールの水を使用しているため、手洗いには 使わないでください。手洗いは、手洗い場に備え付けた水 (手洗い用)を使ってください。
- みんなが使うトイレなので、きれいに使いましょう。汚れたら、その場できれいにすることがマナーです。
- トイレの掃除は、避難所の利用者全員が、当番で行います。 当番表を確認し、協力して行いましょう。

トイレの管理担当

できていますか?衛生的な手洗い























2 度洗いが効果的 です!

2〜9までの手順を くり返し2度洗いで 菌やウイルスを洗 い流しましょう。

©公益社団法人日本食品衛生協会

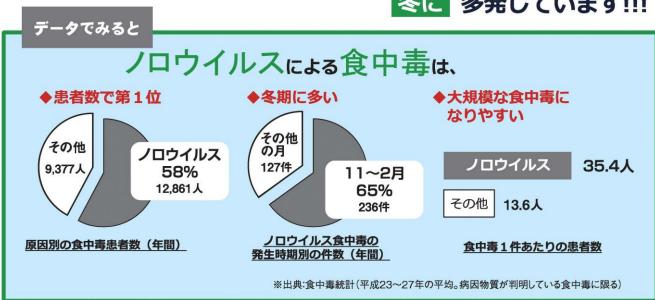
食品を取扱う方々へ

冬は特にご注意!



食中毒

食中毒は夏だけではありません。 ウイルスによる食中毒が 冬に 多発しています!!!



ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

調理する人の

健康管理

- ○普段から感染しないように 食べものや家族の健康状態 に注意する。
- ○症状があるときは、食品を 直接取扱う作業をしない。
- ○症状があるときに、すぐに 責任者に報告する仕組みを つくる。

作業前などの

手洗い

- ○洗うタイミングは、
 - ◎トイレに行ったあと
 - ◎調理施設に入る前
 - ◎料理の盛付けの前
- ◎次の調理作業に入る前○汚れの残りやすいところを
- 汚れの残りやすいところを ていねいに
 - ◎指先、指の間、爪の間
 - ◎親指の周り
 - ◎手首、手の甲

調理器具の

消毒

洗剤などで十分に洗浄し、 熱湯で加熱する方法又はこれと同等の効果を有する方 法で消毒する。

詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「ノロウイルスに関するQ&A」をご覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

ノロウイルスQ&A





ノロウイルスの感染を広げないために

食器・環境・ リネン類などの

消毒

- ○感染者が使ったり、おう吐物が付いたものは、他 のものと分けて洗浄・消毒します。
- ○食器等は、食後すぐ、厨房に戻す前に塩素消毒液 に十分浸し、消毒します。
- ○カーテン、衣類、ドアノブなども塩素消毒液など で消毒します。
 - ●次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食性があります。 金属部(ドアノブなど)消毒後は十分に薬剤を 拭き取りましょう。
- ○洗濯するときは、洗剤を入れた水の中で静かに もみ洗いし、十分すすぎます。
 - ●85℃で1分間以上の熱水洗濯や、塩素消毒液による 消毒が有効です。
 - ●高温の乾燥機などを使用すると、殺菌効果は 高まります。

おう吐物などの

- O患者のおう吐物やおむつなどは、次のような 方法で、すみやかに処理し、二次感染を防止 しましょう。ノロウイルスは、乾燥すると空中 に漂い、口に入って感染することがあります。
 - ●使い捨てのマスクやガウン、手袋などを着用 <u>します。</u>
 - ●ペーパータオルや凝固剤等で静かに拭き取り、 塩素消毒後、水ぶきをします。
 - ●拭き取ったおう吐物や手袋などは、ビニール 袋に密閉して廃棄します。その際、できれば ニール袋の中で1000ppmの塩素消毒液に 浸します。
 - ●しぶきなどを吸い込まないようにします。
 - ●終わったら、ていねいに手を洗います。

塩素消毒の方法

次亜塩素酸ナトリウムを水で薄めて「塩素消毒液」を作ります。 なお、家庭用の次亜塩素酸ナトリウムを含む塩素系漂白剤でも 代用できます。

*濃度によって効果が異なりますので、正しく計りましょう。

	<u>消毒</u> や i	テンなどの 式 <u>き取り</u> 健度の塩素消毒液	おう吐物などの <u>廃棄</u> (袋の中で廃棄物を浸す) 1000ppm の濃度の塩素消毒液		
製品の濃度	液の量	水の量	液の量	水の量	
12%	5ml	3L	25ml	3L	
6 %	1 Om l	3L	50ml	3L	
1 %	60ml	3L	300ml	3L	



- ▶製品ごとに濃度が異なるので、表示をしっかり確認しましょう。
- ▶次亜塩素酸ナトリウムは使用期限内のものを使用してください。
- ▶おう吐物などの酸性のものに直接原液をかけると、有毒ガスが発生することがありますので、 必ず「使用上の注意」をよく確認してから使用してください。
- ▶消毒液を保管しなければならない場合は、消毒液の入った容器は、誤って飲むことがないように、 消毒液であることをはっきりと明記して保管しましょう。

ノロウイルスによる感染について

感染経路

<食品からの感染>

- ●感染した人が調理などをして汚染された食品
- ●ウイルスの蓄積した、加熱不十分な二枚貝など

<人からの感染>

- ●患者のふん便やおう吐物からの二次感染
- ●家庭や施設内などでの飛沫などによる感染

感染から発症まで24~48時間

<主な症状>

<潜伏時間>

●吐き気、おう吐、下痢、腹痛、微熱が1~2日続く。 感染しても症状のない場合や、軽い風邪のような 症状のこともある。

症状

●乳幼児や高齢者は、おう吐物を吸い込むことによる 肺炎や窒息にも要注意。

エコノミークラス症候群 予防のために

〇 エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて 足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、 血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐 れがあります。

〇 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ② 十分にこまめに水分を取る
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ⑤かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ⑥ 眠るときは足をあげる

などを行いましょう。

〇 予防のための足の運動



皆さまへ、ご注意とお願い

症予防のために

こまめに水分を補給してください

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、 こまめに水分・塩分、経口補水液*などを補給しましょう。

※ 経口補水液とは、食塩とブドウ糖を溶かしたものをいいます。



暑さを避けてください

室内では・・・

- ▶扇風機やエアコンで温度を調節
- ▶遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- > 室温をこまめに確認

- 外出時には・・・ ト日傘や帽子の着用
 - ト日陰の利用、こまめな休憩
 - ▶天気のよい日は、日中の外出を できるだけ控える
- からだの蓄熱を避けるために
 - ▶通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
 - ▶保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

気温が急に上昇した日、家の片付けなどの作業を行うとき、 車やテントの中などでは特に注意し、以下の症状に気をつけて ください。

めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い、 熱中症の症状▶ 頭痛、吐き気、嘔吐(おうと)、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う

《重症になると》返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

熱中症が疑われる人を見かけたら

涼しい場所へ

エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など、涼しい場所へ

からだを冷やす

衣服をゆるめ、からだを冷やす(首回り、脇の下、足の付け根など)

水分補給

水分・塩分、経口補水液などを補給する

自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を!

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、 体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく 室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することも あります。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」 をご覧ください。

厚生労働省 熱中症

検索







- ・避難所利用者名簿に世帯全員の氏名を記入してください。受付後は、避難者カードを世帯ごとに記入し、ご提出ください。
- 避難所を退所されるときは、お申出ください。

班美性至

名称	
対象地区	

禁煙 · 火気厳禁 · 盗難注意

男性用 - 女性用使用可 - 使用不可

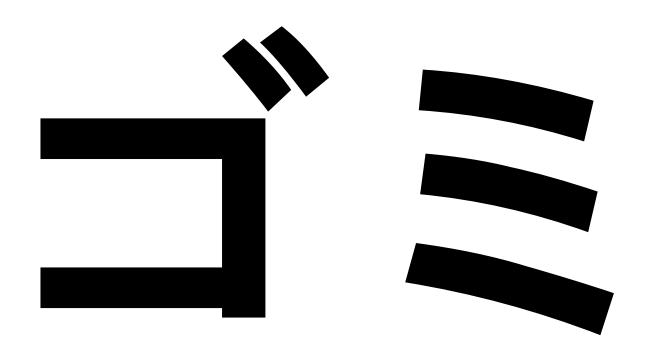
男性用 女性用

※必ず入室前にノックをしてください!

投票人工

※必ず入室前にノックをしてください!

必ず消毒してください。



分別区分	可燃 - 不燃 -	(
回収時間			

大<u>株比</u>

のため立入禁止とします。

女生專用

與無用所

上足厳禁

※靴は靴箱へ片付けましょう。

運営本部

※関係者以外立入禁止

キッズスペース (子供の遊び場)

おむつ交換所

揭示板

【掲示様式8】

(拠点名:0000) 在庫一覧表

No,	大項目	中項目	小項目	商品名等	商品総数	入数単位	梱包入数	梱包数	保管場所	荷姿	入庫日	消費期限	備考
1	食料	主食類 (米・パン等)	アルファ化米	五目ご飯	500	個		0			2024/04/01	2024/3/31	1箱50食入
2	食料	主食類(米・パン等)	乾パン	リッツ・クラッカー	350	個		0			2024/04/01	2024/3/31	1箱70食入
3	食料	主食類(米・パン等)	乾パン	リッツ・クラッカー	1400	個		0			2024/04/01	2024/3/31	1箱70食入
4	食料	主食類(米・パン等)	缶詰(主食)	缶詰パン	360	個		0			2024/04/01	2024/3/31	1箱24食入
5	食料	主食類(米・パン等)	缶詰(主食)	缶詰パン	240	個		0			2024/04/01	2024/3/31	1箱24食入
6	食料	主食類(米・パン等)	アレルギー対応食品(主食)	青菜・わかめご飯	500	食		0			2024/04/01	2024/3/31	1箱50食入
7	飲料	飲料	水(500ml)	ペットボトル	480	本		0			2024/04/01	2024/3/31	1箱24本入
8	衣類	作業着・手袋・長靴	手袋		99	双		0			2024/04/01		
9	電化製品	消耗品・コード	乾電池(単4)		400	個		0			2024/04/01		
10	遊業所備品・応急用品	設備品	組立トイレ(便槽型)		4	基		0			2024/04/01		
11	生活用品	トイレ用品	携帯トイレ		4000	回分		0			2024/04/01		
12	生活用品	寝具・タオル	毛布		500	枚		0			2024/04/01		
13	生活用品	その他生活雑貨	ビニール袋		7000	枚		0			2024/04/01		
14	生活用品	その他生活雑貨	体温計(非接触型)		50	個		0			2024/04/01		

[※]本一覧表は、避難所外の物資集積拠点の在庫物資の一覧表です。

[※]本一覧表は、物資調達・輸送調整等支援システムから出力することができます。

[※]項目は一例であり、出力時の地域内輸送拠点の在庫状況により自動で出力されます。

避難所運営チェックリスト(地域住民の方向け)

仕 事	V	役割分担 ◎印:仕事に複数班が関わる場合の主担当
1 事前対策		
1-2 避難所の周知・確認		
指定緊急避難場所の確認		
指定一般避難所(避難所)の確認		
代替避難先の想定		
車中泊避難用の駐車スペースの事前想定		
指定福祉避難所の確認		
1-3 避難施設の設備・備蓄		
避難所における設備・資機材・備蓄の確認及び災害時必要数の確認		
1-4 避難所運営マニュアルの作成・設置		
避難所運営マニュアルの作成・内容確認		
避難所運営マニュアルの避難所への設置		
施設管理者(学校関係者など)への避難所運営マニュアルの事前提供		
1-5 初期の運営と避難所運営委員会設置に向けた取組み		
地域住民からの代表者の選出と、避難所運営委員会の組織の事前検討 (班長の選出等)		
1-6 避難所開設・運営訓練の実施		
地域住民・市町村・施設管理者が一体となった避難所開設・運営訓練 の実施		
2 初動期 (発災が予見された時 ~ 発災後24時間)		
2-2 施設の利用範囲の決定		
施設(避難所)の利用範囲の決定		避難者の代表者
土足禁止区域の徹底		避難者の代表者
利用場所の用途ごとの指定		避難者の代表者
通路の確保		避難者の代表者
避難所周辺の利用範囲の決定		避難者の代表者
2-3 避難所の初動運営		
家族や近隣住民どうしの安否確認(負傷者への応急手当)		
避難者の受付		避難者の代表者、自主防災組織を中心とする避難者
避難者数、被害状況等の把握		避難者の代表者、自主防災組織を中心とする避難者
負傷者や要配慮者等の被災者のスクリーニング (病院や福祉避難所への搬送者の決定)		避難者の代表者、自主防災組織を中心とする避難者
食料・飲料水その他生活必需品の過不足の把握		避難者の代表者、自主防災組織を中心とする避難者
避難所の備蓄倉庫からの必要物品(資機材や生活必需品)の搬入、過不足の把握		避難者の代表者、自主防災組織を中心とする避難者
通信手段の確保		避難者の代表者、自主防災組織を中心とする避難者
散乱危険物の除去等、施設管理者の補助		
避難所開設の広報補助		
2-4 トイレの確保		
トイレの確保		地域の自主防災組織等
トイレの適切な使用		
適切な衛生環境の確保		地域の自主防災組織等
適切な感染症予防		
2-5 食料・物資の配布		
食料・水・毛布等の食料・物資の配布		地域の自主防災組織を中心とする避難者
プッシュ型支援物資の受入れ(受取り)		地域の自主防災組織を中心とする避難者
食料・物資の保管・管理		地域の自主防災組織を中心とする避難者

仕 事	/	役割分担 ③印:仕事に複数班が関わる場合の主担当
3 展開期 (発災後24時間 ~ 発災後3週間程度)		
3-1 避難所運営委員会と運営班の設置		
避難所運営委員会と運営班の設置		
3-2 避難者の確認		
避難者カードの印刷、配布		避難者情報管理班
避難者カードの記入	H	避難者(全員)
避難者カードの回収と退所時連絡の呼びかけ		避難者情報管理班
避難所利用者名簿の作成		避難者情報管理班
避難世帯数、避難人員数、避難所施設の状況、ライフラインの状況等に ついて、市町村災害対策本部へ報告(毎日1回以上)		避難者情報管理班
避難先の移動		避難者情報管理班
3-3 用途に応じたスペースの設置		
居住スペースの設置		◎総務班、各運営班
◆居住スペース ◆福祉避難スペース ◆ペットスペース ◆車中泊避難者用駐車場の指	定	
通路の確保		◎総務班、各運営班
運営スペースの設置		◎総務班、各運営班
◆運営本部 ◆受付 ◆支援者用スペース ◆掲示板		
		◎総務班、各運営班
◆食料・物資保管スペース ◆給水所 ◆炊き出しスペース ◆仮設トイレ ◆洗濯機 ◆共用 ◆男女別更衣室 ◆授乳スペース ◆キッズスペース ◆自習室 ◆救護スペース ◆手指消		
3-4 水の確保(飲料水・生活用水等)		
水道利用の可否(避難所の水道施設の被害状況)の確認		食料・物資班
飲料水の確保(その1)(水道水の使用の可否を問わず実施)		食料・物資班
飲料水の確保(その2)給水拠点の確認(水道水が使用できない場合)		食料・物資班
飲料水の確保(その3)飲料水の緊急要請(水道水が使用できない場合)		食料・物資班
生活用水の確保(井戸水や、プールの水の状況把握及び給水)		食料·物資班
3-5 食料・物資の提供		
物資の搬入ルートや積み降ろし場所の確保		食料·物資班
必要な食料・物資の品目、数量確認と提供要請		食料·物資班
食料・物資の管理		食料·物資班
食料・物資の配布		食料·物資班
女性の担当者による物資配布		食料·物資班
食事の提供		食料·物資班
3-6 衛生環境の確保とごみ処理		
避難所の定期的な清掃、消毒、換気の実施		衛生班
ごみの臨時集積所の設置		衛生班
ごみの排出ルールの確立		衛生班
3-7 情報の収集と伝達		
情報収集・伝達機器の確保		情報提供班
掲示板の管理		情報提供班
館内放送等による情報伝達		情報提供班
要配慮者への情報伝達		◎情報提供班、生活支援班
車中泊避難者や在宅避難者への情報伝達		◎情報提供班、避難者情報管理班、食料·物資班
3-8 プライバシーの確保		
パーティション等での仕切り		◎総務班、避難者情報管理班、生活支援班
避難者カードの管理		◎避難者情報管理班、生活支援班
郵便・宅配便の管理		◎総務班、避難者情報管理班
3-9 二次避難への備え		
更なる大規模災害の発生による二次避難への備え		◎総務班
長期避難に対応した二次避難所の活用検討		◎総務班、避難者情報管理班、生活支援班

	/	役割分担 ©印:仕事に複数班が関わる場合の主担当
3-10 他市町村、他県等からの応援職員の派遣		
応援職員の要請		避難所運営委員会、◎総務班
業務の引継ぎ		避難所運営委員会、◎総務班
3-11 避難所ボランティアの受入		
避難所ボランティアの派遣要請		◎総務班、各運営班
ボランティア受付窓口の設置		◎総務班、各運営班
ボランティアの業務を割り振り		◎総務班、各運営班
運営委員会や朝礼等でのボランティアの紹介		◎総務班、各運営班
3-12 マスコミ・訪問者対応		
マスコミ・訪問者への対応		◎情報提供班、避難者情報管理班
安否確認への対応		◎情報提供班、避難者情報管理班
電話対応、来客対応		◎情報提供班、避難者情報管理班
3-13 避難者の健康管理		
感染症の予防対策(トイレの感染症予防)		◎衛生班、各運営班
感染症等の予防対策(その他の感染症予防)		◎衛生班、各運営班
エコノミークラス症候群などの健康被害への予防対策		◎衛生班、各運営班
熱中症対策		◎衛生班、各運営班
持病のある避難者への対応		◎衛生班及び生活支援班、各運営班
寝床の改善		◎衛生班、各運営班
入浴機会の提供		◎衛生班、各運営班
3-14 避難者の心のケア対策		
相談体制の確立		◎生活支援班、総務班、避難者情報管理班
相談者別の専用相談窓口の設置		◎生活支援班、総務班、避難者情報管理班
保健師等による避難所内の巡回		◎生活支援班、総務班、避難者情報管理班
サロン活動の実施		◎生活支援班、総務班、避難者情報管理班
3-15 ペットの同行避難について		
ペットの災害への備え		◎生活支援班、総務班、避難者情報管理班
避難所での対応(ペットの受入れ場所の確保)		◎生活支援班、総務班、避難者情報管理班
他の避難者への配慮(飼育マナーの徹底)		◎生活支援班、総務班、避難者情報管理班
3-16 防犯体制の確立		
防犯体制の確立(自警団の設置)		総務班
警察官による見回り・立寄りの依頼		総務班
暴力を許さない環境の整備(性暴力・DVの防止を含む)		総務班
相談窓口の設置・周知		総務班
3-17 多様な視点での避難所運営		
居住スペースの確保		◎総務班、生活支援班
専用更衣室・休養室の確保		◎総務班、生活支援班
授乳スペースの確保		◎総務班、生活支援班
男女別の物干し場の確保		◎総務班、生活支援班
専用トイレの確保		◎総務班、生活支援班
入浴機会の提供		◎生活支援班、総務班
女性の担当者による物資配布・女性専用スペースの設置		◎生活支援班、総務班
女性専用相談窓口の設置		◎生活支援班、総務班
3-18 要配慮者への配慮を踏まえた避難所運営		
要配慮者の居住スペースの指定		◎総務班、生活支援班
通路の確保		◎総務班、生活支援班
トイレの確保		◎生活支援班、総務班、食料·物資班
食料・水・毛布等の食料・物資の配布		◎生活支援班、食料·物資班
情報伝達		◎生活支援班、情報提供班
相談窓口の設置		◎生活支援班、総務班

仕 事	V	役割分担 ◎印:仕事に複数班が関わる場合の主担当
3-19 避難所以外の分散避難者への対応		
避難者カードの配布・収集		避難者情報管理班
近隣住民内での安否確認の実施		住民(全員)
避難所運営委員会と運営班の設置		◎総務班、各運営班
情報伝達		◎生活支援班、情報提供班
水や食料等の確保		◎生活支援班、食料·物資班
健康被害への予防対策		◎衛生班、各運営班
3-20 車両避難者(車中泊者)への対応		
避難者カードの配布・収集		避難者情報管理班
近隣住民内での安否確認の実施		住民(全員)
避難所運営委員会と運営班の設置		◎総務班、各運営班
情報伝達		◎生活支援班、情報提供班
水や食料等の確保		◎生活支援班、食料·物資班
健康被害への予防対策		◎衛生班、各運営班
4 安定期~撤去期 (発災後3週間程度 ~ 避難者の生活環境	復旧ま	で)
4-1 安定期の用務		
避難所の統廃合の検討		避難所運営委員会
組織編制の見直し		避難所運営委員会
避難所の統廃合に係る移動手段の確保		総務班
避難所スペースのレイアウトの見直し		総務班
避難所の防犯体制の見直し		総務班
避難所のルールの見直し		総務班
避難所利用者名簿の整理		避難者情報管理班
車中泊避難者や、在宅避難者への情報提供体制の見直し		◎情報提供班、避難者情報管理班
掲示板の整理		情報提供班
応急仮設住宅供与、被災者支援や生活再建に係る情報の提供		情報提供班
必要物資の要望の見直し		食料·物資班
食料配給における栄養バランスの見直し		食料·物資班
避難者の心のケア対策の強化(自立に向けた取り組み等)		生活支援班
介助を必要とする避難者への対応強化(介護士や保健師の対応強化)		生活支援班
避難者の健康や衛生状態への配慮の強化		衛生班
4-2 避難所の統廃合と閉鎖の検討		
避難所として利用する施設の範囲を再検討		総務班
4-3 避難所閉鎖に向けた体制		
避難所の閉鎖決定(予告)の広報		◎情報提供班、生活支援班
被災者支援・生活再建に関する情報提供		情報提供班
被災者支援・生活再建に関する要配慮者への情報提供と、相談体制の 充実		生活支援班

避難所運営チェックリスト(市町村担当者向け)

		仕 事		役割分担
	1	事前対策		
Γ	1	- 2 避難所の周知・確認		
ı	Г	指定緊急避難場所の指定・周知		
ı	ı	指定一般避難所の指定・周知		
ı		避難所の耐震診断と耐震化		
ı		非構造部材の耐震化		
ı		代替避難所の想定とリスト化		
ı		車中泊避難用の駐車スペースの事前想定		
L		指定福祉避難所の受入体制の整備		
ı	1	-3 避難施設の設備・備蓄		
ı		避難所における設備・資機材・備蓄の整備		
ı	L	浸水想定区域以上の階への倉庫設置		
ŀ		受変電設備の浸水対策		
ı	1	- 4 避難所運営マニュアルの作成・設置		
ı		避難所運営マニュアルの作成・内容確認		
ı	ŀ	避難所運営マニュアルの避難所への設置		
ŀ		施設管理者(学校関係者など)への避難所運営マニュアルの事前提供		
ı	1	-5 避難所の初動運営と避難所運営委員会設置に向けた取締	組み	
ŀ		避難所の開設と運営体制の検討・準備		
ı	1	- 6 避難所開設・運営訓練の実施		
		地域住民・市町村・施設管理者が一体となった避難所開設・運営訓練 の実施		
	2	初動期 (発災が予見された時 ~ 発災後24時間)		
ſ	2	- 1 避難所の開設		
ı		避難所担当職員の派遣		市町村災害対策本部
ı		基本建物構造、非構造部材、設備の安全の確認		避難所担当職員
ı		必要な場合は、市町村災害対策本部(市町村応急危険度判定実施本 部)へ被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請		避難所担当職員
		ライフラインや避難所運営に関する設備(トイレの機能状況、防火設 備、非常用電源等)の使用可否の確認		避難所担当職員
ı		避難所開設の広報		市町村災害対策本部
ŀ		避難所開設と状況等の市町村災害対策本部への報告		避難所担当職員
ı	2	- 2 施設の利用範囲の決定		
ı	ŀ	施設(避難所)の利用範囲の決定		選難所担当職員
ı	ŀ	土足禁止区域の徹底		避難所担当職員
ı	ŀ	利用場所の用途ごとの指定通路の確保	H	選難所担当職員 選業所担当職員
ı	ŀ	避難所周辺の利用範囲の決定		避難所担当職員
ŀ	2	一3 避難所の初動運営		起來/// 戶 二 概奏
ı	-	避難者の受付		避難所担当職員
ı	ŀ	避難者数、被害状況等の把握		避難所担当職員 避難所担当職員
	╟	負傷者や要配慮者等の被災者のスクリーニング (病院や福祉避難所への搬送者の決定)		避難所担当職員
	ŀ	食料・飲料水その他生活必需品の過不足の把握		避難所担当職員
		避難所の備蓄倉庫からの必要物品(資機材や生活必需品)の搬入、過不足の把握		避難所担当職員
		通信手段の確保		避難所担当職員
		避難所の開設、避難者の状況等を市町村災害対策本部へ報告		避難所担当職員
ſ	2	-4 トイレの確保		
		トイレの確保		避難所担当職員
		適切な衛生環境の確保		避難所担当職員

仕 事	√	役割分担
2-5 食料・物資の配布		
食料・水・毛布等の食料・物資の配布		避難所担当職員
プッシュ型支援物資の受入れ(受取り)		避難所担当職員
食料・物資の保管・管理		避難所担当職員
3 展開期 (発災後24時間 ~ 発災後3週間程度)		
3-1 避難所運営委員会と運営班の設置		
避難所運営委員会と運営班の設置		避難所支援担当者
3-2 避難者の確認		
避難者カードの印刷、配布		避難所支援担当者
避難者カードの回収と退所時連絡の呼びかけ		避難所支援担当者
避難所利用者名簿の作成		避難所支援担当者
避難世帯数、避難人員数、避難所施設の状況、ライフラインの状況等に ついて、市町村災害対策本部へ報告(毎日1回以上)		避難所支援担当者
避難先の移動		避難所支援担当者
3-3 用途に応じたスペースの設置		
居住スペースの設置		避難所支援担当者
◆居住スペース ◆福祉避難スペース ◆ペットスペース ◆車中泊避難者用駐車場の指	定	
通路の確保		避難所支援担当者
運営スペースの設置		避難所支援担当者
◆運営本部 ◆受付 ◆支援者用スペース ◆掲示板		Language Company of the Company of t
各種スペースの設置		避難所支援担当者
◆食料・物資保管スペース ◆給水所 ◆炊き出しスペース ◆仮設トイレ ◆洗濯機 ◆共用 ◆男女別更衣室 ◆授乳スペース ◆キッズスペース ◆自習室 ◆救護スペース ◆手指消		
3-4 水の確保(飲料水・生活用水等)		
水道利用の可否(避難所の水道施設の被害状況)の確認		避難所支援担当者
飲料水の確保(その1)(水道水の使用の可否を問わず実施)		避難所支援担当者
飲料水の確保(その2)給水拠点の確認(水道水が使用できない場合)		避難所支援担当者
飲料水の確保(その3)飲料水の緊急要請(水道水が使用できない場合) 生活用水の確保(井戸水や、プールの水の状況把握及び給水)		避難所支援担当者
		選難所支援担当者
3-5 食料・物資の提供		78-4417 - C L- 137 (B- 1) - 2-
物資の搬入ルートや積み降ろし場所の確保		避難所支援担当者
必要な食料・物資の品目、数量確認と提供要請 食料・物資の管理		避難所支援担当者 避難所支援担当者
食料・物資の配布	H	避難所支援担当者
女性の担当者による物資配布・女性専用スペースの設置		避難所支援担当者
食事の提供		避難所支援担当者
3-6 衛生環境の確保とごみ処理		
避難所の定期的な清掃、消毒、換気の実施		避難所支援担当者
ごみの臨時集積所の設置		避難所支援担当者
ごみの排出ルールの確立		避難所支援担当者
3-7 情報の収集と伝達		
情報収集・伝達機器の確保		避難所支援担当者
掲示板の管理		避難所支援担当者
館内放送等による情報伝達		避難所支援担当者
要配慮者への情報伝達		避難所支援担当者
車中泊避難者や在宅避難者への情報伝達		避難所支援担当者
3-8 プライバシーの確保		
パーティション等での仕切り		避難所支援担当者
避難者カードの管理		避難所支援担当者
郵便・宅配便の管理		避難所支援担当者

	J	役割分担
3-9 二次避難への備え		
更なる大規模災害の発生による二次避難への備え		避難所支援担当者
長期避難に対応した二次避難所の活用検討		避難所支援担当者
3-10 他市町村、他県等からの応援職員の派遣		
応援職員の要請		避難所支援担当者
被災市町村の職員と応援職員の業務の分担		避難所支援担当者
業務の引継ぎ		避難所支援担当者
3-11 避難所ボランティアの受入		
避難所ボランティアの派遣要請		避難所支援担当者
ボランティア受付窓口の設置		避難所支援担当者
ボランティアの業務を割り振り		避難所支援担当者
運営委員会や朝礼等でのボランティアの紹介		避難所支援担当者
3-12 マスコミ・訪問者対応		
マスコミ・訪問者への対応		避難所支援担当者
安否確認への対応		避難所支援担当者
電話対応、来客対応		避難所支援担当者
3-13 避難者の健康管理		
感染症の予防対策(トイレの感染症予防)		避難所支援担当者
感染症等の予防対策(その他の感染症予防)		避難所支援担当者
エコノミークラス症候群などの健康被害への予防対策		避難所支援担当者
熱中症対策		避難所支援担当者
持病のある避難者への対応		避難所支援担当者
寝床の改善		避難所支援担当者
入浴機会の提供		避難所支援担当者
3-14 避難者の心のケア対策		
相談体制の確立		避難所支援担当者
相談者別の専用相談窓口の設置		避難所支援担当者
保健師等による避難所内の巡回		避難所支援担当者
サロン活動の実施		避難所支援担当者
3-15 ペットの同行避難について		
ペットの災害への備え		避難所支援担当者
避難所での対応(ペットの受入れ場所の確保)		避難所支援担当者
他の避難者への配慮(飼育マナーの徹底)		避難所支援担当者
3-16 防犯体制の確立		
防犯体制の確立(自警団の設置)		避難所支援担当者
警察官による見回り・立寄りの依頼		避難所支援担当者
暴力を許さない環境の整備(性暴力・DVの防止を含む)		避難所支援担当者
相談窓口の設置・周知		避難所支援担当者
3-17 多様な視点での避難所運営		
居住スペースの確保		避難所支援担当者
専用更衣室・休養室の確保		避難所支援担当者
授乳スペースの確保		避難所支援担当者
男女別の物干し場の確保		避難所支援担当者
専用トイレの確保		避難所支援担当者
入浴機会の提供		避難所支援担当者
女性の担当者による物資配布		避難所支援担当者
女性専用相談窓口の設置		避難所支援担当者

	J	
3-18 要配慮者への配慮を踏まえた避難所運営		X1177 I
要配慮者の居住スペースの指定		避難所支援担当者
通路の確保		避難所支援担当者
トイレの確保		避難所支援担当者
食料・水・毛布等の食料・物資の配布		避難所支援担当者
情報伝達		避難所支援担当者
相談窓口の設置		避難所支援担当者
3-19 避難所以外の分散避難者への対応		
避難所以外の避難の検討について広報		市町村災害対策本部
避難所開設の広報		◎市町村災害対策本部、施設管理者
3-20 車両避難者(車中泊者)への対応		
車両避難用の駐車スペースの検討		◎市町村、施設管理者
避難所周辺の利用範囲の決定		◎市町村、施設管理者
避難所開設の広報		◎市町村災害対策本部、施設管理者
4 安定期~撤去期 (発災後3週間程度 ~ 避難者の生活環境	復旧ま	で)
4-1 安定期の用務		
避難所利用者名簿の整理		避難所支援担当者
避難所の統廃合に係る情報の取得		避難所支援担当者
応急仮設住宅供与、被災者支援や生活再建に関する情報の取得・提供		避難所支援担当者
4-2 避難所の統廃合と閉鎖の検討		
避難所として利用する施設の範囲を再検討		避難所支援担当者
避難者の二次避難先や住居等の確保		市町村災害対策本部
避難所として利用する施設の再検討		市町村災害対策本部
4-3 避難所閉鎖に向けた体制		
避難所閉鎖後の被災者支援・生活再建に関する情報の収集・提供		避難所支援担当者
被災者支援・生活再建の避難者(要配慮者)への説明と相談体制の充 実		避難所支援担当者

避難所運営チェックリスト(施設管理者向け)

	仕 事	/	摘要	
1	事前対策			
-	一2 避難所の周知・確認			
۱r	指定緊急避難場所の指定・周知			
H	指定一般避難所の指定・周知			
	避難所の耐震診断と耐震化			
	非構造部材の耐震化			
	代替避難所の想定とリスト化			
	車両避難者用の駐車スペースの事前想定			
	指定福祉避難所の受入体制の整備			
1	-4 避難所運営マニュアルの作成・設置			
	避難所運営マニュアルの作成・内容確認			
	避難所運営マニュアルの避難所への設置			
	施設管理者(学校関係者など)への避難所運営マニュアルの事前提供			
1	- 5 避難所の初動運営と避難所運営委員会設置に向けた取約	組み		
	避難所の開設(特に開錠)と運営の支援体制の検討・準備			
1	-6 避難所開設・運営訓練の実施			
	地域住民・市町村・施設管理者が一体となった避難所開設・運営訓練 の実施			
2	初動期 (発災が予見された時 ~ 発災後24時間)			
2	2-1 避難所の開設			
I	避難所開錠担当者の派遣			
	基本建物構造、非構造部材、設備の安全の確認			
	必要な場合は、市町村災害対策本部(市町村応急危険度判定実施本 部)へ被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請			
	ライフラインや避難所運営に関する設備(トイレの機能状況、防火設 備、非常用電源等)の使用可否の確認			
	散乱危険物(ガラス破片や倒壊した備品等)の除去、清掃			
2	2-2 施設の利用範囲の決定			
	施設(避難所)の利用範囲の決定			
Ш	土足禁止区域の徹底			
	利用場所の用途ごとの指定			
	通路の確保			
Ш	避難所周辺の利用範囲の決定			
2	2-4 トイレの確保			
	トイレの確保			
	適切な衛生環境の確保			
3	展開期 (発災後24時間 ~ 発災後3週間程度)			
3	3-1 避難所運営委員会と運営班の設置			
	避難所運営委員会と運営班の設置			
3	3-3 用途に応じたスペースの設置			
	居住スペースの設置			
	◆居住スペース ◆福祉避難スペース ◆ペットスペース ◆車中泊避難者用駐車場の指	定		
	通路の確保			
	運営スペースの設置			
	◆運営本部 ◆受付 ◆支援者用スペース ◆掲示板			
	各種スペースの設置			
	◆食料・物資保管スペース ◆給水所 ◆炊き出しスペース ◆仮設トイレ ◆洗濯機 ◆共用・男女別物干し場 ◆仮設風呂 ◆相談コーナー・休養スペース ◆男女別更衣室 ◆授乳スペース ◆キッズスペース ◆自習室 ◆救護スペース ◆手指消毒用スペース ◆ごみ集積所 ◆予備スペース ◆喫煙所			

	/	摘要
3-4 水の確保(飲料水・生活用水等)		
水道利用の可否(避難所の水道施設の被害状況)の確認		
飲料水の確保(その1)(水道水の使用の可否を問わず実施)		
飲料水の確保(その2)給水拠点の確認(水道水が使用できない場合)		
飲料水の確保(その3)飲料水の緊急要請(水道水が使用できない場合)		
生活用水の確保(井戸水や、プールの水の状況把握及び給水)		
3-5 食料・物資の提供		
物資の搬入ルートや積み降ろし場所の確保		
必要な食料・物資の品目、数量確認と提供要請		
食料・物資の管理		
食料・物資の配布		
女性の担当者による物資配布・女性専用スペースの配置		
食事の提供		
3-6 衛生環境の確保とごみ処理		
避難所の定期的な清掃、消毒、換気の実施		
ごみの臨時集積所の設置		
ごみの排出ルールの確立		
3-7 情報の収集及び伝達		
情報収集・伝達機器の確保		
掲示板の管理		
館内放送等による情報伝達		
要配慮者への情報伝達		
車両避難者や在宅避難者への情報伝達		
3-8 プライバシーの確保		
パーティション等での仕切り		
避難者カードの管理		
郵便・宅配便の管理		
3-9 二次避難への備え		
更なる大規模災害の発生による二次避難への備え		
長期避難に対応した二次避難所の活用検討		
3-15 ペットの同行避難について		
避難所での対応(ペットの受入れ場所の確保)		
3-16 防犯体制の確立		
防犯体制の確立(自警団の設置)		
警察官による見回り・立寄りの依頼		
暴力を許さない環境の整備(性暴力・DVの防止を含む)		
相談窓口の設置・周知		
3-17 多様な視点での避難所運営		
居住スペースの確保		
専用更衣室・休養室の確保		
授乳スペースの確保		
男女別の物干し場の確保		
専用トイレの確保		
3-18 要配慮者への配慮を踏まえた避難所運営		
要配慮者の居住スペースの指定		
通路の確保		
トイレの確保		
3-19 避難所以外の分散避難者への対応		
避難所開設の広報	П	

仕 事	1	摘要			
3-20 車両避難者(車中泊者)への対応					
車両避難用の駐車スペースの検討					
避難所周辺の利用範囲の決定					
避難所開設の広報					
4 安定期~撤去期 (発災後3週間程度 ~ 避難者の生活環境	4 安定期~撤去期 (発災後3週間程度 ~ 避難者の生活環境復旧まで)				
4-1 安定期の用務					
避難所スペースの見直し					
4-2 避難所の統廃合と閉鎖の検討					
避難所として利用する施設の範囲を再検討					

備蓄チェックシート

- ▶ 備蓄の品目や数量について、女性と男性のニーズの違い、妊産婦や子育て家庭のニーズに配慮することが必要です。品目や数量については、当事者である女性が参画して、検討してください。
- ▶ 個人によってニーズは異なりますが、一人あたり最低3日間の量を備蓄することが望まれます。住民に対しても、平常時から備えを促しましょう。

女性用品	 □ 生理用ナプキン(普通、長時間向け等) □ おりものシート □ サニタリーショーツ □ 防犯ブザー/ホイッスル □ 中身が見えないゴミ袋 □ 女性用下着(各種サイズ)
若者(女性)	□ 女児用下着(発達段階ごとに適したサイズ、形態のもの)□ 防犯ブザー/ホイッスル
妊産婦	□ 妊産婦用下着□ 妊産婦用衣類□ 防犯ブザー/ホイッスル□ 母乳パッド
乳幼児用品	 粉ミルク(アレルギー用含む)又は液体ミルク 枕やクッション(授乳室ごとに数個)、授乳用ケープ・バスタオル等(ストールでも可) 乳幼児用飲料水(軟水) 哺乳瓶・人工乳首(ニップル)・コップ(コップ授乳用に使い捨て紙コップも可)・消毒剤・洗剤・洗浄ブラシ等の器具、割りばし 湯沸かし器具・煮沸用なべ(食用と別にする) 離乳食(アレルギー対応食を含む) 皿・スプーン 乳幼児用紙おむつ(各種サイズ、女児用、男児用)、おむつ用ビニール袋おしりふき
介護用品	 □ 大人用紙おむつ(各種サイズ、女性用、男性用)、おむつ用ビニール袋 □ 尿取りパッド(女性用、男性用) □ おしりふき □ 介護食(おかゆ、とろみ食、とろみ剤) □ 簡易トイレ・据置式洋式トイレ □ 防犯ブザー/ナースコール □ 義歯洗浄剤
外国人 (女性)	□ スプーン・フォーク□ ストール□ 宗教上の理由に関わらず食べられる食べ物
共通	□ プライバシーが十分に保護される間仕切り・パーティション□ 足腰が悪い人のための寝具(段ボールベッド等)



避難所チェックシート

T (C) .	T →	
NH EXI L	NH EN THE STATE OF	
確認日:	確認者:	

① 避難所の)スペ ー ス
プライバシー	 □ 授乳室(椅子、授乳用の枕やクッション、おむつ替えスペース)がある □ 男女別更衣室、男女別休養スペースがある □ 男女別更衣室、男女別休養スペースが離れた場所にある □ 間仕切り・パーティションがあり、その高さや大きさなどが、プライバシーの保護の観点から、十分である
要配慮者	 □ 適切な通路が確保され、段差が解消されている □ 乳幼児のいる家庭用エリアがある □ 介護・介助が必要な人のためのエリアがある □ 単身女性や女性のみの世帯用エリアがある □ 女性専用スペース(女性用品の配置・女性相談)がある □ キッズスペース(子供たちの遊び場・勉強・情報提供)や保育エリアがある □ 足腰が悪い人のための寝具(段ボールベッド等)が提供されている
トイレ	 □ 安全で行きやすい場所に設置されている □ 女性トイレと男性トイレは離れた場所にある □ 女性トイレ:女性用品・防犯ブザーの配置、仮設トイレは女性用を多め □ 男性トイレ:尿取りパット等の配置 □ 多目的トイレが設置されている □ 洋式トイレが設置されている □ 屋外トイレは暗がりにならない場所に設置されている □ トイレの個室内、トイレまでの経路に夜間照明が設置されている □ トイレに錠がある
入浴施設	□ 安全で可能な限りバリアフリーに対応した入浴施設がある□ 男女問わず一人で(又は付き添いを受けながら)入浴できる施設がある
安全	□ 避難所の危険箇所や死角となる場所の把握・立入制限がされている□ 間仕切り・パーティションが高い場合は個室の定期確認がされている
その他	□ 各部屋に部屋札(ピクトグラム、やさしい日本語)が設置されている□ 掲示板による情報提供(インターネットが使用できない人・情報が届きにくい人向け)がされている



② 避難所の	運営体制・運営ルール							
運営体制	 □ 管理責任者には男女両方を配置している □ 自治的な運営組織の役員に女性が 3 割以上参画している □ 運営組織に、多様な立場の代表が参画している ・介護・介助が必要な人 ・PTA ・障害者 ・中学生・高校生 ・乳幼児がいる家庭の人 ・外国人(居住者が多い場合) 							
運営ルール	□ 避難者による食事作り・片付け、清掃等の負担が、特定の性別や立場の人に偏っていない(男女を問わずできる人で分担)□ 女性用品(生理用品、下着等)は女性担当者が配布を行っている							
ニーズ把握	 避難者から要望や困りごとを受けられる仕組み体制がある(トイレ等への意見箱の設置) 女性や子育て・介護中の家庭の要望や困りごとを積極的に聞き取り、運営に反映させている 避難者名簿を作成し情報管理が徹底されている(氏名、年齢、性別、健康状態、保育や介護を要する状況、避難場所、在宅・車中泊、外部からの問い合わせに対する情報の開示/非開示の可否) 相談体制の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談が実施されている 							
③ 暴力防止	・安全の確保							
□ 男女一緒に□ 就寝場所や□ 避難所の核□ 暴力を許さ(啓発ポスクを動する際□ 防犯ブザー	□ 就寝場所や女性専用スペース等へ巡回警備が行われている □ 避難所の校庭など、敷地内に車中泊がいる場合は、車中泊エリアの巡回警備が行われている □ 暴力を許さない環境づくりが整備されている (啓発ポスターの掲示、相談カードの設置、照明の増設、女性や子供は2人以上で行動する、 移動する際はまわりの人に声を掛け合う) □ 防犯ブザーやホイッスルが配布されている							
4 衛生環境	・感染症予防							
□ トイレの使□ トイレ専用□ ゴミの収集□ 炊き出しを食の廃棄が▶ 育児用ミル	□ トイレの使用方法・汚物の処理などの衛生対策が行われている□ トイレ専用の履物(スリッパ等)が使用されている□ ゴミの収集や分別が徹底されている□ 炊き出しを行う際は、調理の手順の表示や食品の管理、主要なアレルゲンの有無の表示、残食の廃棄が徹底されている							
5 在宅避難	者を含む指定避難所以外の避難者への支援							
□ 在宅避難者□ 在宅避難者	を含む指定避難所以外の避難者情報も登録されている(特に要配慮者の把握のため) がを含む指定避難所以外の避難者への食料・物資配布の時間や場所がある がを含む指定避難所以外の避難者への支援情報等を伝達する体制が整っている がを含む指定避難所以外の避難者のニーズを把握する体制がある							

【様式2】To the M			Ma ₁	yor		Evacuation Shelter Name					R	Registry Number					
	Ev	acue	е (Car	d	Date Recorded			(year) / (month) / (date)								
Furigana Household Representative's Name						(6					Cell Phone Number () (or Landline if no Cell Phone)						
Addres		Certificate	Gifu	ı-ken		-shi -cho -mura	-shi										
Type of		□Owned	Hon	ne ne -	Home Conditi on	□Pai □Flo	☐ Totally Destroyed ☐ Half Destroyed ☐ Partially Destroyed/Damaged ☐ Flooding Above Floor ☐ Flooding Below Floor ☐ Water Outage ☐ Electrical Outage ☐ Gas Outage										
Hom	ie	□Other (()		me in liva ble condition?	□Ye	□Yes (Livable) □No				□No (Not Livable)						
Ca	r ı	Car Mode Color:	el:		Plate N Parking		on:			Do you any pet you?				(Typ			
Manner/Location of Shelter (Multiple Answers Possible) □ Evacuation Shelter □ At Home □ Inside of Car □ Outdoor Tent (Location: □ Other ()											
		Name			Age	S Expectant & New Mothers	Care Required		ircumstances (Add d Disa Physical		bilitie Mental		Development	other	ems Allergies	elow) Medication	Other
Fe	Hous	sehold Representative		□M □F	vre			□Exterr									
Family [yrs.			□External □									
Details				□M	vrs			□Exterr □Visua									
•				□N □F	vre			□Exterr □Visua									
				□M □F	yrs.			□External □Interna □Visual □Auditory									
				□N	yrs.			□Exterr □Visua									
For Checked Items Detailed Information																	
Ways You Can Contribute to Evacuation Shelter Operations (Qualifications/Licenses/Skills)																	
May we confirm your safety/ whereabouts to inquiring relatives?*			Yes □N	Ю	*Check Y family me informatio	mbers	s. Those	who d	o not	wish to	public	cize the	eir				
Fill in		Departure	Date		(year) /	(month) /	(date)		Co	ontact	Info						
Time Depa		Post-Depa										-					

*Please note that the above information will be used to make a Disaster Victim Ledger in accordance with Disaster Countermeasure Basic Act Provision 90 Section 3, and to provide information to the Evacuation Shelter Administration Committee and administrative teams in order to operate the evacuation shelter (e.g., provide food and resourc es, respond adequately to special circumstances, etc.).

Rules for Life in the Evacuation Shelter

We hereby set the following rules for life in this evacuation shelter. We ask aH persons living in this shelter to follow these rules.

(shi/cho/mura)

AreaEvacuationShelter Administration Committee

- 1. This evacuation shelter is the base of disaster management and damage mitigation in this region. Persons using this shelter (evacuees) are asked to independently participate in the administration of this evacuation shelter by contributing to various necessary duties.
- In order to operate this evacuation shelter, we wiH organize an Evacuation Shelter Administration Committee (henceforth "the Committee") made up of a representative from the evacuees, as weH as a number of evacuees who wiH manage most of the shelter operations, the municipal employees

(in charge of evacuation shelter aid), and the managers of this facility.

- The Committee wiH have regular meetings every day at ... AM andPM.
- The Committee wiH include the following administration teams, made up of evacuees: the General

Affairs Team, the Evacuee Information Management Team, the Information Distribution Team, the Food & Resource Team, the Living Support Team, and the Hygiene Team.

- When essential utilities such as electricity and water lines are restored, and living spaces are secured for evacuees, the operations of this evacuation shelter wiH first be reduced and then the shelter wiH be closed.
- Evacuees must fiH out and submit Evacuee Cards. One card should be made out and submitted per

family unit.

· When departing the evacuation shelter, please contact the Committee or the Evacuee Information

Management Team.

- 5. Areas other than those which have been permitted by the facility managers cannot be used as shelter space. In addition, the shelter space wiH be regularly reviewed.
 - · Outdoor shoes cannot be worn inside the facilities (inside the rooms).
 - Pets may only be kept in the designated area, and may not be brought into the shelter space.
- - If there are not enough food/living supplies to ensure everyone gets a share, then generally distribution win be halted.

However, there may be instances when persons with special circumstances, having explained said

circumstances to other evacuees, may receive supplies.

- Requests for baby formula, diapers, feminine products, etc. should be made to the Food & Resource Team or the Living Support Team.
- 7. Lights-out wiH be at...... PM. Lights in the living space wiH be turned off at this time.
 - To prevent crime, lights wiH remain on in the halls, around the toilets, and at the administrative

headquarters.

- · After lights-out. please refrain from conversations or cell phone usage in the living space.
- - During busy or crowded times, the public telephone wiH only be available for emergency usage.
- Toilets wiH be cleaned atAM,PM, andPM. Evacuees wiH take turns cleaning the toilets.
 - When using flush toilets, only use the water in the buckets to flush solid waste.
- For public health reasons, always be sure to wash your hands, gargle, and disinfect your fingers
 with alcohol disinfectant when entering and leaving the evacuation shelter, and make an effort to
 wear a mask
 - > Inform the Hygiene Team if you have diarrhea, a fever, etc.
- 11. The drinking of alcohol inside the evacuation shelter is not permitted and neither is smoking outside

of the designated smoking areas.

- 12. As a general rule, fire is forbidden on the facility premises. When using heaters or cookware, first get the approval of the facility managers, and exercise appropriate caution.
- ※下線部を記入のうえ、避難者の自の届くところに掲示します。
 - なお、内容はあくまで例示のため、状況に応じ修正してください。

Regarding Use of the Toilets

- At present, flushing paper (such as toilet paper or flushable tissue) could block the toilet.
- Please do not flush paper down the toilet. It should be thrown away in the trash bin provided. Please ensure that you close the lid on the trash afterwards.
- When you use the toilet, use the provided toilet flushing water (in the bucket or plastic bottle) to flush. Everyone must share this water, so please use it sparingly. If you notice that the toilet flushing water is running low and wiH run out soon, please cooperate and help by fetching more water.
- Because the toilet flushing water is taken from the pool, do not use it to wash your hands. Use the water provided by the sink (hand washing water) to wash your hands.
- Everyone has to share the toilets, so please keep them clean and help by tidying up if you get them dirty.
- AH evacuees in the evacuation shelter wiH take turns cleaning the toilet. Please check when your turn is on the duties chart, and cooperate with everyone to get the cleaning done.

Toilet Management

岐阜県避難所運営ガイドライン様式集(英語)

Р	日本語	英語
7 1	衛生的な手洗い	Hygienic Handwashing
	1流水で手を洗う	Rinse your hands with water.
	2 洗浄剤を手に取る	2. Take some soap in your hands.
	3手のひら、指の腹面を洗う	3. Wash the palms of your hands and front of
		your fingers.
	4手の甲、指の背を洗う	4. Wash the backs of your hands and fingers.
	5指の間(側面)、股(付け根)を洗う	5. Wash betweenyour fingers and the base of
		your fingers.
	6親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う	6. Wash your thumband the skin between
		your thumb and your palm.
	7指先を洗う	7. Wash your fingertips.
	8手首を洗う(内側・側面・外側)	8. Wash your wrists (inner side, outer side,
		sides).
	9 洗浄剤を十分な流水でよく洗い流す	9. Rinse off soap with a sufficient amount of
		water.
	10手をふき乾燥させる	10. Wipe your hands to dry them.
	11アルコールによる消毒	11. Disinfect your hands with alcohol.
7 4	エコノミークラス症候群予防のために心掛けると良	Good Things to Keep in Mind for Preventing
	いこと	Economy-Class Syndrome (Deep Vein
		Thrombosis)
	予防のためには、	In order to preventeconomy-class syndrome,
	①ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う	1)occasionally do light exercises and
	②十分にこまめに水分を取る	stretches.
	③アルコールを控える。できれば禁煙する	2) make sure to drink lotsof fluids and stay
	④ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めな	hydrated
	V	3) avoid alcohol. If possible, don't smoke.
	⑤かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽	4) wear loose, comfortable clothing and do
	くもんだりする	not fasten your seatbelt too tightly.
	⑥眠るときは足をあげる	5) raise your heels up and down and lightly
	などを行いましょう。	massage your calves.
		6) raise your legs when sleeping.
	予防のための足の運動	Leg Exercises to Prevent Economy-Class
		Syndrome (Deep Vein Thrombosis)
	①足の指でグーをつくる	Clench your toes as if making a fist with
	②足の指をひらく	your feet.
	③足を上下につま先立ちする	2) Spread out your toes.

	④つま先を引き上げる	3) Raise your heels up as you would if you
	⑤ひざを両手で抱え、足の力を抜いて足首を回す	were standing on your toes.
	⑥ふくらはぎを軽くもむ	4) Stretch your toes up while keeping your
	Control Charter Charter	heels on the ground.
		5) Hold your knee with both hands, relax your
		leg, and rotate your ankle.
		6) Lightly massage your calves.
7 6	受付	Reception
	・避難所利用者名簿に世帯全員の氏名を記入してく	Write the name of every member of your
	ださい。受付後は、避難者カードを世帯ごとに記入	household on theEvacueeRegistry. After
	し、ご提出ください。	registration, fill in and submit one Evacuee
	・避難所を退所されるときは、お申出ください。	Card per household. • Please report when
		you departfromthe evacuation shelter.
7 7	避難室	Shelter Room
	名称	Name
	号室	Room Number
	対象地区	Area
	禁煙・火気厳禁・盗難注意	No Smoking / Fire Strictly Forbidden / Beware
		of Theft
7 8	トイレ	Toilet
	男性用・女性用	Men's Room / Women's Room
	使用可・使用不可	Availablefor Use / Not Available for Use
7 9	更衣室	Changing Room
	男性用・女性用	Men's Room / Women's Room
	※必ず入室前にノックをしてください!	* Always knock before entering the room!
8 0	授乳室	Breast-Feeding Room
	※必ず入室前にノックをしてください!	* Always knock before entering the room!
8 1	消毒	Disinfectant
	必ず消毒してください。	Always use the disinfectant.
8 2	ゴミ	Garbage
	分別区分	SortingCategories
	可燃・不燃・()	Flammable / Inflammable /
	回収時間	Collection Time(s)
8 3	立入禁止	No Entry
	のため立入禁止とします。	Entry forbidden for the reason listed above.
8 4	女性専用	Women Only
8 5	喫煙所	Smoking Area
8 6	土足厳禁	No Outside Shoes Permitted
	※靴は靴箱へ片付けましょう。	* Please put your shoesaway in the shoe box.

8 7	運営本部	Administrative Headquarters
	※関係者以外立入禁止	* Authorized Personnel Only
8 8	キッズスペース	Kids Space
	(子どもの遊び場)	(Play area for children)
8 9	おむつ交換所	Diaper Changing Space
9 0	掲示板	Billboard

【様式2】致市町村长					避难所名称					受理号码								
	避	难者	手卡	=)	片		填	写日	期		平成	Ì	年	-	月		日	
假名											机号码			()		
家庭	代表	者姓名									(无手机 填家庭					_		
住民址	票登		岐阜	县				市町村										
住宅种类		私有房产 租赁房 其他(状况	□坩	□全部损毁 □一半损毁 □部分损毁 □地上浸水 □地下浸水 □停水 □停电 □煤气供应停止										
		共 他()		可否	居住			不可									
汽车		型: 色:			牌照 : 停车场	汤所:					宠物的]有 (和]无	中类 ※请填	写宠物	勿台帐)
	避难》 可以多		□避ҳ	隹所		家中 □]车中		室外帐篷	(地	点:)		其他(,)
								需特	别关照的	事項			一栏均	真写打	✓ 处ì	详细情 	元)	
	姓名			ł	性別	年龄	孕产妇	需看护		身 体	<i>5</i>	精神	智力	发育障碍	其他	过敏	服药	其他
	家庭	代表			□男 □女	岁			□肢体					lnd.				
家族					□男 □த □女	岁			□肢体									
状					□男 □女	岁			□肢体□视觉		□内部 □听觉							
况					□男 □女	岁			□肢体		□内部 □听觉							
					□男 □女	岁			□肢体 □视觉		□内部 □听觉							
					□男 □女	岁			□肢体 □视觉		□内部 □听觉							
/ 处 详情填写栏																		
能否协助避难所运作(资格・特长)																		
对亲属等安全确认的回答 □可 □				「 □不	可		项取得家 力等原因									受家		
退所	耐	退所年	月日		平成	年	月.		日		联系方	式						
记录		退所后位	主址			都道 府县			市区 町村									

※避难所运营委员会及运营班维持避难所运营(提供食物・物资、对相关事项的注意等)、根据灾害对策基本法第 90 条第 3 项制作受灾者台帐时会使用以上信息,敬请了解。

本避难所遵循以下避难生活守则。

避难所生活守则

在本所避难的人员请自觉遵守。		
	(市・町・村)	地区避难所运营委员会

- 1 本避难所是地区的防灾据点。避难所的使用者请接受排班等,积极参与避难所的运作。
- 2 为确保避难所有效运作,从避难者中选取代表人员及中心成员,与市町村职员(避难所支援负责人)及设施管理者共同组成避难所运营委员会(以下简称"委员会")。
 - ·委员会每天上午 点和下午 点召开例会。
 - ・由避难者组建总务班、避难者情报管理班、情报提供班、食物・物资班、生活支援班、 卫生班等运营组织。
- 3 随着水电等生活设施的恢复、各位避难者的住所得到确保后逐渐缩小、关闭避难所。
- 4 避难所需以家庭为单位填写、提交避难者卡片。
 - 离开避难所时需联系委员会或避难者情报管理班。
- 5 设施管理者允许的场所之外不能作为避难场地使用。另外应定期考虑调整避难场地。
 - ·设施内(屋内)禁止穿室外鞋进入。
 - •宠物仅允许在指定的场所饲养,禁止带入避难场地。
- 6 食品、生活物资于上午 点、下午 点在物资发放所前发放。
 - ·若不能确保全体成员的食品、生活物资,原则上需中止发放。 但有特殊情况的人员可在向其他避难成员说明后有获得分发的可能性。
 - ・若有奶粉・尿布、女性用品等方面的需要请向食物・物资班或生活支援班申请。
- 7 下午_____点为熄灯时间,会降低居住空间的照明亮度。
 - · 走廊、厕所附近及运营本部为防盗将继续亮灯。
 - · 熄灯时间后请避免在居住空间说话及使用手机。
- - 在拥堵的时段公共电话只用于紧急联络。
- 9 避难者轮流于上午 点、下午 点、下午 点清扫厕所。
 - 水洗式厕所仅在大便时用桶内的水冲洗。
- 10 为维护公共卫生,出入避难所时请务必洗手、漱口、酒精消毒手指、佩戴口罩。
 - 若有腹泻、发烧等症状请告知卫生班。
- 11 避难所内禁止饮酒,除特定场所外禁止吸烟。
- 12 设施占地范围内原则上禁火。使用需用火的取暖设备·烹饪设备等时候请在获得设施管理者的许可后小心使用。
- ※下線部を記入のうえ、避難者の目の届くところに掲示します。

なお、内容はあくまで例示のため、状況に応じ修正してください。

トイレを使うときの注意の例 既存トイレを利用する場合

厕所使用注意事项(トイレを使うときの注意)

- 若将纸类物品(厕纸、可溶性卫生纸)冲入该厕所可能造成堵塞。
- 纸类物品请勿冲入便池。请投掷于所配置的垃圾桶内。 投掷后请务必关上垃圾桶的盖子。
- ●如厕后请用所配置的厕所用水(水桶或塑料瓶)冲便池。请节约使用公用水资源。若发现厕所用水即将用完,请互相配合前去挑水。
- 由于厕所用水所使用的是泳池的水,所以请勿用该水 洗手。可在洗手处用所配置的洗手用水洗手。
- 请保持公用洗手间的卫生。请遵守礼节,弄脏后立即 清理干净。
- 避难所的全体使用者轮流负责厕所的清扫。请确认值 班表配合清扫工作。

厕所管理负责人

岐阜県避難所運営ガイドライン様式集(中国語)

Р	日本語	中国語
7 1	衛生的な手洗い	卫生洗手
	1 流水で手を洗う	1 用流水冲洗
	2 洗浄剤を手に取る	2 把清洁剂置于手中
	3 手のひら、指の腹面を洗う	3 清洗手心、指心
	4 手の甲、指の背を洗う	4 清洗手背、指背
	5 指の間(側面)、股(付け根)を洗う	5 清洗指缝、指根
	6 親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う	6 清洗拇指及拇指根部隆起处
	7 指先を洗う	7 清洗指尖
	8 手首を洗う(内側・側面・外側)	8 清洗手腕(内側・側面・外側)
	9 洗浄剤を十分な流水でよく洗い流す	9 用流水充分洗去清洁剂
	10 手をふき乾燥させる	10 把手擦干
	11 アルコールによる消毒	11 用酒精消毒
7 4	エコノミークラス症候群予防のために心掛けると	经济舱综合症预防小贴士
	良いこと	
	予防のためには、	为预防经济舱综合症
	①ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う	① 可时常做简单的体操、伸展运动
	②十分にこまめに水分を取る	
	③アルコールを控える。できれば禁煙する	② 时刻勿忘充分补充水分
	④ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締め	③ 控制饮酒。尽量禁烟
	⑤かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを	④ 穿着宽松的衣物,勿紧系皮带
	軽くもんだりする ⑥眠るときは足をあげる	⑤ 做脚后跟抬起落地运动、按摩腿肚子等
	などを行いましょう。	⑥ 睡觉时加育兄郊 空
	なとを11いましょう。 予防のための足の運動	⑥ 睡觉时架高足部 等。 经济舱综合症足部预防运动
	①足の指でグーをつくる	红矿ル绿白星足的规则色约
	②足の指をひらく	① 脚趾内扣
	③足を上下につま先立ちする	② 脚趾张开
	④つま先を引き上げる	
	⑤ひざを両手で抱え、足の力を抜いて足首を回す	③ 踮脚尖
	⑥ふくらはぎを軽くもむ	④ 脚趾向上翘起
		⑤ 双手抱住膝盖,放松足部,捏揉脚踝
		⑥ 轻轻按摩腿肚子

7 6	受付	前台接待
	避難所利用者名簿に世帯全員の氏名を記入してく	•请在避难所利用者名单上填写全家姓名。
	ださい。受付後は、避難者カードを世帯ごとに記	受理后请按户填写并提交避难者卡片。
	入し、ご提出ください。	・退所时请提出申请。
	・避難所を退所されるときは、お申出ください。	
7 7	避難室	避难室
	名称	名称
	号室	号室
	対象地区	对象地区
	禁煙・火気厳禁・盗難注意	禁烟・禁火・小心偷盗
7 8	トイレ	洗手间
	男性用・女性用	男性专用・女性专用
	使用可・使用不可	可使用・不可使用
7 9	更衣室	更衣室
	男性用・女性用	男性专用・女性专用
	※必ず入室前にノックをしてください!	※进入前请务必敲门!
8 0	授乳室	哺乳室
	※必ず入室前にノックをしてください!	※进入前请务必敲门!
8 1	消毒	消毒
	必ず消毒してください。	请务必消毒。
8 2	ゴミ	垃圾
	分別区分	分类
	可燃・不燃・()	可燃・不可燃・()
	回収時間	回收时间
8 3	立入禁止	禁止进入
	のため立入禁止とします。	因为上述理由禁止进入。
8 4	女性専用	女性专用
8 5	喫煙所	吸烟处
8 6	土足厳禁	禁止穿室外鞋入内
	※靴は靴箱へ片付けましょう。	※请将鞋放入鞋柜。
8 7	運営本部	运营本部
	※関係者以外立入禁止	※无关人员禁止入内
8 8	キッズスペース	儿童区
	(子どもの遊び場)	(儿童活动场所)
8 9	おむつ交換所	尿布更换处
9 0	掲示板	布告栏

【様式2】Para sa Mayor ng Munisipalidad						Pangalan ng Evacuation Shelter						Registration No.					
E	vacue		Petsa Buwan:					Araw: Taon:									
	Furigana				-					ellphone			()		
	natawan/Ulo Sambahayan						(Kung wala, numero ng telepono sa bahay.)							´—			
F	Rehistradong Address	Gifu	ı Ken			shi cha mu)										
Uri ng	arı			agayan Bahay	□Nawasak lahat. □Nawasak ang kalahati. □May parteng nawasak. □Baha sa ibabaw ng sahig. □Baha sa ilalim ng sahig. □Walang suplay ng tubig. □Walang kuryente. □Walang gas.												
Tirahan	□Atbp.()			ibilidad latirahan	□Мо	aaari	□Hindi	maa	ıari.							
Sasakyar	Uri ng Sasaky Kulay:	an:			ate No.: Irking Are	eu .		Kasamang Alaaana Havoo					☐ Mayroon(Uri) ☐ Wala **Punan rin ang record book para sa alagang hayop.				
_	yan ng Paglikas g sumagot kahit ilan.)			ion she labas (elter		□Sa bahay □Sa loob ng sasakyan.) □Atbp.(
						Bagay na kailangan ng pag-iingat. (Isulat sa ibabang bahagi ang tungkol sa detalye ng nilagyan ng ✓.)											
Ķ	PANGALAI	N	KA	ASARIAN	EDAD	B A L			KAPANSANAN A N 8						At		
KAJAGAYAZ	TANGLAN					N T I S	A G A I N		r-s-kal	NO KWOMI		MENT AL	PAGLAKI	At Iba Pa	L E R G Y	INA IAM NO OT	lba Pa
Ä	Kinatawan/Ulo ng Pa	natawan/Ulo ng Pamilya						□ Paa' t Ka □ Paningi	-	□ Internal □ Pandinig							
N G]M]F				□ Paa' t Ka □ Paningi	•	□ Internal □ Pandinig							
P.]M]F				□ Paa't Ka □ Paningi	•	□ Internal □ Pandinig							
A M -]M]F				□ Paa't Ka □ Paningi		□ Internal □ Pandinig							
L Y A]M]F				□ Paa't Ka □ Paningi	_	□ Internal □ Pandinig							
]M]F				□ Paa't Ka □ Paningi	•	□ Internal □ Pandinig							
Isulat ang detalye tungkol sa nilagyan ng 🗸.																	
Magagawang tulong sa pagsasa-ayos ng evacuation shelter. (Kuwalipikasyon·Kakayahan)																	
Kasagutan para sa kumpirmasyon ☐ Maaari ng kaligtasan mula sa kamag-anak ☐ Hindi maaari					Bile	ang kai	na lagyan ragdagan, s onal na imp	igura	ıduhin na	ipaalam	kung	hindi n	ais na i	pagbiga	ıy-alan		
Sagutan	Petsa ng Pag-	alis	Buwa														
Oras ng Pag-alis	Address				To/Do			i/Ku oo (Maabi (Mu	ıra /C.	on							

^{**}Ang mga bagay na dapat punan sa itaas ay para sa gagawing listahan ng mga napinsala ng kalamidad ayon sa Art. 9 Ln. 3; para sa pamamahala sa evacuation shelter (pamimigay ng pagkain at suplay; pagtugon sa mga mahahalagang bagay at iba pa.) ng mga komite na mamamahala sa evacuation shelter at mga grupo na mamamahala sa pagbibigay ng mga impormasyon at pangunahing hakbangin para sa kalamidad kaya't hinihiling ang inyong pang-unawa.

Patakaran ng Pamumuhay sa Evacuation Shelter

Sa evacuation shelter	na ito ay mayroong mga patakaran ng pamumuhay sa paglikas ayon sa mga sumusunod
Para sa mga lilikas,	laging isa-isip ang pagtupad nito.

Komite ng	Evacuation	Shelter
 (shi · cho · m	ura)	Area

- 1. Ang evacuation shelter na ito ay ang sentro sa komunidad para sa pag-iwas sa sakuna. Pakisuyong makipagtulungan ang mga gagamit sa evacuation shelter sa kaayusan sa mga tungkulin ng may kusang-loob.
- 2. Para sa pagpapatakbo sa evacuation shelter na ito, mula sa mga lumikas na mga tao ay magdadagdag ng ilang kinatawan at lider na magpapatakbo at sa pamamagitan ng mga kawani ng munisipalidad (person in charge sa pagtulong sa evacuation shelter) at namamahala sa pasilidad ay mag-oorganisa ng komite ng evacuation shelter (ayon sa ibaba 「Komite」).
 - Magsasagawa ng regular meeting ang mga komite araw-araw sa umaga at hapon
 - Bilang komite na organisadong tagapamahala, bubuo ng grupo para sa pagpapatakbo mula sa mga lumikas tulad ng grupong pangkalahatan, grupong mamamahala sa mga lumikas, grupo na mamamahala sa impormasyon ng mga lumikas, grupo na magbibigay ng mga impormasyon, grupo para sa mga pagkain at suplay, grupo na susuporta sa pamumuhay at grupo para sa kalinisan/kalusugan.
- 3. Ang mga evacuation shelter ay isa-isang isasara depende sa pagpapanumbalik sa mga importante o pangunahing pangangailangan tulad ng kuryente, tubig at iba pa (lifeline) at kasiguruhan sa matitirahan ng mga lumikas.
- 4. Ang mga lumikas ay kinakailangan na magsumite ng sinagutang "Evacuees Card" na para sa isang pamilya.
 - Kung lalabas na sa evacuation shelter, makipag-ugnayan sa komite o kaya ay sa grupong namamahala sa mga lumikas.
- 5. Hindi maaaring gamitin ang ibang espasyo ng likasan maliban sa lugar na pinahihintulutan ng tagapamahala ng pasilidad. Nagsasagawa rin ng regular na pagmamasid sa espasyo ng likasan.
 - Ipinagbabawal ang nakasapatos sa loob ng pasilidad (loob ng silid).
 - Isagawa sa itinalagang lugar lamang ang pangangalaga sa alagang hayop, hindi ito maaaring isama sa espasyo ng likasan.
- 6. Sa harap ng lugar kung saan ipamamahagi ang mga suplay ay mamimigay sa umaga____, tanghali at hapon .
 - Bilang patakaran, kakanselahin ang pamimigay kung hindi magkakasya sa lahat ang pagkain at suplay para sa pamumuhay. Kaya lang, may pagkakataon na mamigay sa mga tao na may mabigat na dahilan o sitwasyon matapos na makapagpaliwanag sa ibang mga lumikas.
 - Humingi sa grupo ng pagkain at suplay o kaya ay sa grupo ng taga-suporta sa pamumuhay kung nangangailangan ng gatas, diaper, napkin at iba pa.
- 7. Papatayin ang ilaw sa hapon ng ala-____ at palalamlamin ang ilaw (dim light) sa espasyo na pinamamalagian.
 - Para maiwasan ang krimen, pananatilihin ang ilaw sa koridor, toilet at tanggapan ng tagapamahala.
 - Matapos na patayin ang ilaw, iwasan ang pag-uusap at paggamit ng cellphone sa espasyo na pinamamalagian.
- 8. Kung nagkaroon ng tawag sa telepono sa pasilidad ang lumikas, tutugunin ito sa pagsasabi na tumatatanggap ng tawag mula _____ ng umaga hanngang _____ ng hapon at ipapa-alam na nakatanggap ng mensahe sa pamamagitan ng paga-anunsyo.
 - Kung punuan o maraming gumagamit ng pampublikong telepono, gamitin lamang ito sa oras ng emergency.
- 9. Palitan ang mga lumikas sa paglilinis ng toilet sa oras na ala-___ng umaga; ala-___ at ala-__ ng hapon.
 - Para sa toilet na ginagamitan ng flush, ang pangbuhos na tubig sa timba ay para sa dumi lamang.
- 10. Para sa pampublikong kalinisan, tandaan na kailangan ang paghuhugas ng kamay, pagmumumog, paggamit ng disinfectant alcohol sa mga kamay at paggamit ng mask sa paglabas-pasok sa evacuation shelter.
 - Para sa mga nagtatae, nilalagnat at iba pa, magsabi sa grupo ng kalinisan/kalusugan.
- 11. Ipinagbabawal ang pag-inom ng alak sa loob ng evacuation shelter at paninigarilyo maliban sa itinalagang lugar.
- 12. Patakaran ang pagbabawal sa paggamit ng apoy sa loob ng compound ng pasilidad. Tungkol sa paggamit ng apoy para sa heater at lutuan, gumamit ng may sapat na pag-iingat matapos na pahintulutan ng tagapamahala sa pasilidad.

トイレを使うときの注意の例 既存トイレを利用する場合 Paala-ala sa Paggamit ng Toilet

- Sa kasalukuyan, ang toilet na ito ay posibleng magbara kung magpa-flush ng uri ng papel (toilet paper at tissue na maaaring i-flush).
- Huwag magflush ng uri ng papel sa toilet bowl, itapon ito sa nakalagay na basurahan at pagkatapon ay siguruhin na isarado ang takip ng basurahan.
- Pagkagamit ng toilet, buhusan ito ng nakahandang tubig (nasa timba o kaya ay pet bottle) para sa toilet. Ang paggamit ng tubig ay para sa lahat kaya' t isa-isip ang pagtitipid. Kung ang tubig na para sa toilet ay mauubos na, makipagtulungan ang taong nakapansin nito sa pamamagitan ng paglalagay muli ng tubig.
- Huwag gamiting panghugas ng kamay ang tubig na para sa toilet, dahil ito ay tubig mula sa pool. Sa paghuhugas ng kamay, gamitin ang nakahandang tubig (panghugas ng kamay) na nasa hugasan ng kamay.
- Ang paggamit ng toilet ay para sa lahat, kaya' t gamitin ito ng may kalinisan. Kapag narumihan, ang paglilinis kaagad nito ay isang kagandahang-asal.
- Ang paglilinis ng toilet ay gagawin ng lahat ng gagamit sa evacuation shelter ayon sa kaniya-kaniyang tungkulin. Tingnan ang iskedyul ng tungkulin at makipagtulungan.

Tagapangasiwa ng Toilet

岐阜県避難所運営ガイドライン(タガログ語)

Р	日本語	タガログ語
7 1	衛生的な手洗い	Malinis na Paghuhugas ng mga Kamay
	1 流水で手を洗う	Hugasan ang mga kamay sa tumutulong tubig.
	2 洗浄剤を手に取る	Gumamit ng sabon sa kamay.
	3 手のひら、指の腹面を洗う	Sabunin ang mga palad hanggang sa bahagi ng mga daliri.
	4 手の甲、指の背を洗う	Sabunin ang likod ng palad hanggang sa bahagi ng mga daliri.
	5 指の間(側面)、股(付け根)を洗う	Sabunin ang pagitan ng mga daliri (gilid) at mga bahagi (joint) nito.
	6 親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う	Sabunin ang hinlalaki at ang nakaumbok na bahagi sa joint.
	7 指先を洗う	Sabunin ang mga dulo ng daliri.
	8 手首を洗う(内側・側面・外側)	Sabunin ang pulsuhan (harap, likod at tagilirang bahagi) .
	9 洗浄剤を十分な流水でよく洗い流す	Magbanlaw mabuti sa tumutulong tubig.
	10 手をふき乾燥させる	Punasan at patuyuin ang mga kamay.
	11 アルコールによる消毒	Magdesimpeksyon sa pamamagitan ng
		alcohol.
7 4	エコノミークラス症候群予防のために心掛けると	Makabubuting Tandaan Upang Makaiwas
	良いこと	sa Economy Class Syndrome
	予防のためには、	Upang makaiwas,
	①ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う	①Paminsa-minsan ay bahagyang
	②十分にこまめに水分を取る	mag-ehersisyo at mag-unat.
	③アルコールを控える。できれば禁煙する	②Uminom paunti-unti ng sapat na inumin.
	④ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締め	③Iwasan ang malasing.
	ない	Hanggat maaari ay huwag manigarilyo.
	⑤かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを 軽くもんだりする	Magsuot ng maluwang na damit at
	をくらんにりする ⑥眠るときは足をあげる	huwag isara ng mahigpit ang sinturon. ⑤I-ehersisyo ang sakong sa pamamagitan
	などを行いましょう。	ng pagtaas at baba nito; bahagyang
	なこで [1 (よ し よ) 。	pisil-pisilin ang kalamnan ng binti.
		Sitaas ang paa kung matutulog.
	予防のための足の運動	Ehersisyo ng Paa Upang Makaiwas
	①足の指でグーをつくる	①Baluktutin ng papaloob ang mga daliri sa
	②足の指をひらく	paa.
	③足を上下につま先立ちする	②lbuka ang mga daliri sa paa.
	④つま先を引き上げる	③Itaas-baba ang mga paa habang
	⑤ひざを両手で抱え、足の力を抜いて足首を回す	nakatukod ang mga dulo ng daliri nito.
	⑥ふくらはぎを軽くもむ	④Unatin ng pataas ang mga daliri ng paa.
		⑤Hawakan ng parehong kamay ang tuhod,
		i-relax ang mga paa at iikot ang
		bukung-bukong.
		©Pisilin ng bahagya ang kalamnan ng mga
		binti.

Р	日本語	タガログ語
7 6	受付	Tanggapan
	避難所利用者名簿に世帯全員の氏名を記入し	· Isulat ang pangalan ng lahat ng kasambahay
	てください。受付後は、避難者カードを世帯	sa listahan ng mga taong gagamit ng
	ごとに記入し、ご提出ください。	evacuation shelter. Matapos makapagpalista,
	・避難所を退所されるときは、お申出くださ	punan ang Evacuees Card 1 para sa bawat
	V _o	sambahayan at isumite ito.
	Ç	· Ipagbigay alam kung aalis na sa evacuation
		shelter.
7 7	避難室	Evacuation room
	名称	Pangalan
	号室	Numero ng Kuwarto
	対象地区	Area
	禁煙・火気厳禁・盗難注意	Bawal Manigarilyo • Huwag Magsindi ng Apoy •
	• •	Mag-ingat sa Magnanakaw
7 8	トイレ	Toilet
	男性用・女性用	Panlalaki · Pambabae
	使用可•使用不可	Maaaring magamit • Hindi maaaring magamit
7 .0		(Ipinagbabawal ang Paggamit)
7 9	更衣室	Silid-bihisan o Locker Room
	男性用・女性用	Panlalaki · Pambabae
0.0	※必ず入室前にノックをしてください!	Kumatok muna bago pumasok!
8 0	授乳室	Kuwarto sa Pagpapasuso o Nursing Room
0.1	※必ず入室前にノックをしてください! ************************************	
8 1	消毒	Desimpeksiyon
0.0	必ず消毒してください。	Siguruhing magdesimpeksiyon.
8 2	ゴミ 	Basura
	分别区分	Uri ng Paghihiwalay
	可燃・不燃・()	Nasusunog · Hindi nasusunog · ()
0.0	回収時間	Oras ng Pangungolekta
8 3	立入禁止	Bawal Pumasok
	上記のため立入禁止とします。	Ipinagbabawal ang pumasok dahil sa nakasaad
0.4	上 从市田	sa itaas.
8 4	女性専用	Pambabae Lamang
8 5	- 奥煙所	Lugar para sa Paninigarilyo
8 6	土足厳禁	Mahigpit na ipinagbabawal ang nakasapatos.
0.7	※靴は靴箱へ片付けましょう。	※Ilagay ang sapatos sa lagayan ng sapatos.
8 7	運営本部 ※関係者以外立み林山	Punong Tanggapan ng Tagapamahala
0.0	※関係者以外立入禁止	*Bawal pumasok ang hindi awtorisadong tao.
8 8	キッズスペース	Espasyong Pambata
0.0	(子どもの遊び場)	(Palaruang pambata)
8 9	おむつ交換所	Lugar ng Pagpapalit ng Lampin
90	掲示板	Bulletin Board

【様	式2]	Ao pre	ito do município			Local de refúgio						Nº de	Rece	ер.					
Ca	rtã	ref	refugiado				Data de preenchimento			20(ano) / _				(mês) /			lia)		
Furig	jana									N	o celul	ar (o	П	,		`			
	esen amília											Nº celular (ou da casa, se não possuir)				0 ()			
Endereço (do atestado de residência)			Gifu-	ken			sl ch mu	10											
Casa]Aluga ∖]Alugada Danos re			□lr	□Destruição total □Semi-destruido □Dano parcial □Inundação acima do piso □Inundação abaixo do piso □Sem água □Sem energia □Sem gás											
		Sullo (,		Esta	ıdia	□F	Possív	/el □I	mp	ossível								
Carro		delo:			laca	: estacion					Animal de estimação]Sim(]Não	% Pr) cher também		
	ıção d	do refú-	□Loc					sa [Carro		Acampa	ment	o (Lo	ocal:	Па	iisia u)	ais	
_	Pode ais de	marcar um)	□Ou	tro ()				-								
								T	precisa	m se		derado ciênci	•	talhar o	s itens	assinala		n √)	
Co	Nome			Sex	exo g	Idade	Gestante	Necessita assistência		Física		Mental	Intelec	Desenv	Outro	Alergia	Medicam.	Outro	
Condições	Representante]M				□Mem	bro□	Intern								
ões -				_]F]м	anos			□Visua □Memb										
	dos			□F		anos	anos				I□Auditiva pro□Intern I□Auditiva								
membro]м]F	anos													
S	σ			□M □F					□Membrol □Visual□										
familiares		□M □ □ □ □Membro□Intern □ □ □ □Visual□Auditiva																	
0,]м]F	anos			□Mem □Visua										
Espaço para especificar os																			
itens assinalados com ✓ Ajuda que pode prestar nos locais de																			
refúgio (Qualificação / habilidade)																			
Permissão para dar resposta sobre a sua segurança aos familiares, etc. □Sim					men	※Marque ✓ somente após obter concordância de todos os membros da família. Não deixe de informar, caso não queira expor as suas informações por motivos de violência doméstica, etc.								etc.					
Espaço Data de para pre- saída					•	ês) /(dia) Contato													
ench	er	End. a				to/do			shi/ku				-						
na saída a saí			a			fu/ken		cho,machi/mura,son											

**Os dados informados acima, serão utilizados pelo Conselho Administrativo do Local de Refúgio e pelos grupos administrativos para o gerenciamento do local de refúgio (fornecer alimentos/suprimentos, considerar as necessidades especiais, entre outros) e para o registro das informações das vítimas do desastre, baseado no art. 90 inciso 3 da Lei Básica de Medidas Contra Desastres Naturais, portanto, solicitamos a sua compreensão.

Regras de convivência nos locais de refúgio

	Estabelecemos as seguintes regras de convivência neste local de refúgio. Solicitamos a colaboração daqueles que levarão uma vida no local de refúgio.
	(shi · cho · mura)
	Conselho Administrativo do Local de Refúgio da região
1	Este local de refúgio é a base para prevenção de desastres da região. Os usuários deverão participar ativamente da administração deste local, através das diversas atribuições, etc.
2	Para a administração deste local, formaremos um Conselho Administrativo do Local de Refúgio (doravante denominado "Conselho"), composto por alguns membros entre os refugiados para exercerem as funções principais de administração e de representante, além do funcionário da prefeitura municipal (responsável pelo apoio aos locias de refúgio) e do administrador do prédio. • O Conselho fará reuniões ordinárias todos os dias às horas da manhã e às horas da tarde.
3	 A estrutura administrativa do Conselho será composta pelos grupos: geral; controle de informações dos refugiados; divulgação de informações; alimentos e suprimentos; apoio ao cotidiano; e higiene. Os locais de refúgio serão reduzidos e/ou extintos à medida que as infraestruturas como energia, água e
4	esgoto se reestabelecerem e houver garantia de moradia aos refugiados. Os refugiados deverão preencher e entregar o Cartão de Refugiado, por família.
	 Ao deixar o local de refúgio, infome ao Conselho ou ao grupo responsável pelo controle de informações dos refugiados, por favor.
5	 Não é permitido utilizar áreas para se refugiar que não sejam autorizados pelo administrador do prédio. Além disso, as áreas para refúgio serão revisados periodicamente. Dentro do prédio (área interna) é proibido andar com sapato.
	 Os animais de estimação devem ser criados nos locais específicos, sendo proibido levar para a área de refugiados.
6	Os alimentos e os suprimentos do cotidiano serão distribuidos em frente ao local de distribuição de suprimentos àshoras da manhã, ao meio dia e às da tarde. • Caso não houver a garantia de alimentos e suprimentos do cotidiano suficiente para a distribuição para
	todos, a distribuição, em regra, será suspensa. Porém, àqueles que possuirem alguma circunstância em especial, e após os devidos exclarecimentos a todos os refugiados, a distribuição poderá acontecer. Itens como leite, fralda, produtos femininos, etc. poderão ser solicitados ao grupo de alimentos e
	suprimentos e/ ou ao grupo de apoio ao cotidiano.
7	As luzes serão desligadas às da noite e as iluminações na área de estadia serão desligadas. • Em prevenção a crimes, as luzes dos corredores, em volta dos banheiros, e da sede administrativa serão mantidas acesas.
0	• Evite conversas e o uso de telefone celular após o horário de desligar as luzes.
8	Caso houver recebimento de ligação para o refugiado do estabelecimento, os recados serão recebidos apenas no período entre ashoras da manhã àshoras da tarde e o recado será dado através de transmissão.
	 A utilização de telefone público em momentos de congestionamento, o uso será autorizado somente em casos emergenciais.
9	A limpeza do banheiro será realizada pelos refugiados alternadamente, àshoras da manhã, àshoras e àshoras da tarde. • Jogue a água do balde no vaso sanitário apenas para dar descarga das fezes.
10	Em colaboração à saúde pública, lave as mãos, faça gargarejo, desinfete as mãos e os dedos com álcool e
	procure usar máscara.
11	 Se estiver com sintomas de diarréia, febre, etc., informe o grupo de higiene, por favor. Dentro dos locais de refúgio é proibido beber bebida alcoólica e fumar em locais não determinados.
12	Dentro da área do prédio, em regra, é proibido a utilização de fogo. Em relação a utilização de fogo, como nos aparelhos aquecedores e nos de cozinha, poderá ser usado com muita cautela após a obtenção da autorização por parte do administrador do prédio.

※下線部を記入のうえ、避難者の目の届くところに掲示します。

トイレを使うときの注意の例 既存トイレを利用する場合

Atenção ao utilizar o banheiro(トイレを使うときの注意)

- No momento, este vaso sanitário poderá entupir, caso jogue qualquer tipo de papel nele (papel higiênico ou lenços que podem ser descartados no vaso).
- Os papeis deverão ser descartados no cesto de lixo disponível, e não no vaso sanitário. Não esqueça de fechar a tampa do lixo.
- Após utilizar o banheiro, jogue a água própria (do balde ou da garrafa PET) para dar descarga no vaso. Essa água é usada por todos, portanto, não desperdice-a. Aquele que notar que a água está acabando, deve colaborar buscando mais água.
- A água usada para a descarga é da piscina, portanto, não utilize-a para lavar as mãos. Para lavar as mãos, utilize a água disponível na lavatório (água própria para lavar as mãos).
- O banheiro é utilizado por todos, portanto, mantenha-o limpo.
 Tenha bons modos: assim que sujar, limpe na mesma hora.
- A limpeza do banheiro é feito por todos os usuários do local de refúgio, alternadamente. Verifique a sua vez na lista e colabore com a limpeza.

Respons. pela gestão do banheiro

岐阜県避難所運営ガイドライン様式集(ポルトガル語)

Р	日本語	ポルトガル語				
7 1	衛生的な手洗い	Higienização das mãos				
	1 流水で手を洗う	Molhe as mãos com água corrente				
	2 洗浄剤を手に取る	Aplique sabão na palma da mão				
	3 手のひら、指の腹面を洗う	Esfregue as palmas das mãos e os dedos				
	4 手の甲、指の背を洗う	Esfregue o dorço das mãos e dos dedos				
	5 指の間(側面)、股(付け根)を洗う	Entrelace os dedos e friccione os espaços interdigitais				
	6 親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う	Esfregue o polegar com o aulíxio da palma da outra mão, fazendo movimentos circulares				
	7 指先を洗う	Esfregue as pontas dos dedos				
	8 手首を洗う(内側・側面・外側)	Esfregue o punho (interno / lateral / externo)				
	9 洗浄剤を十分な流水でよく洗い流す	Enxague a mão, retirando os resíduos de				
		sabão com água corrente				
	10 手をふき乾燥させる	Seque as mãos				
	11 アルコールによる消毒	Desinfetar com álcool				
7 4	エコノミークラス症候群予防のために心掛ける	O que fazer para prevenir a "Síndrome da				
	と良いこと	Classe Econômica"				
	予防のためには、 ①ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う ②十分にこまめに水分を取る	Para prevenir: ①Exercitar-se e alongar-se levemente de vez em quando ②Ingerir líquidos constantemente				
	③アルコールを控える。できれば禁煙する④ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない	③Evitar bebidas alcoólicas. Se possível, não fume				
	⑤かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎ を軽くもんだりする	Usar roupas confortáveis, não usar o cinto apertado demais				
	⑥眠るときは足をあげるなどを行いましょう。	⑤Fazer movimento de elevar e abaixar o calcanhar; massagear levemente a panturrilha				
		©Levantar os pés quando for dormir				
	予防のための足の運動	Exercício dos pés, para se prevenir				
	①足の指でグーをつくる	①Dobrar os dedos do pé				
	②足の指をひらく	 ②Espalhe os dedos do pé ③Levantar e abaixar o pé apoiando na ponta dos dedos ④Levantar a ponta dos dedos ⑤Sagurar os igolhas com as duos mãos 				
	③足を上下につま先立ちする					
	④つま先を引き上げる					
	⑤ひざを両手で抱え、足の力を抜いて足首を回					
	す ⑥ふくらはぎを軽くもむ	Segurar os joelhos com as duas mãos, relevar os pás o girar o terrozzelo.				
	しる, / ひにのは ボノ ひむ	relaxar os pés e girar o tornozelo				
		Massagear a panturrilha de leve				

7 6	受付	Recepção
	・避難所利用者名簿に世帯全員の氏名を記入し	Preencha o nome de todos os membros da
	てください。受付後は、避難者カードを世帯	família que residem na mesma casa, na lista
	ごとに記入し、ご提出ください。	de usuários do Local de Refúgio. Após a
	・避難所を退所されるときは、お申出ください。	recepção, preencha e entregue o Cartão do
		Refugiado, por família.
		 Avise quando for deixar o local de refúgio,
		por favor.
7 7	避難室	Sala para refúgio
	名称	Nome
	号室	Sala nº
	対象地区	Regiões alvo
	禁煙・火気厳禁・盗難注意	Proibido fumar / Proibido utilizar fogo /
		Atenção aos furtos
7 8	トイレ	Banheiro
	男性用・女性用	Masculino / Feminino
	使用可・使用不可	Pode ser usado / Não pode ser usado
7 9	更衣室	Vestiário
	男性用・女性用	Masculino / Feminino
	※必ず入室前にノックをしてください!	*Bata na porta antes de entrar, por favor!
8 0	授乳室	Sala para amamentação
	※必ず入室前にノックをしてください!	*Bata na porta antes de entrar, por favor!
8 1	消毒	Antisséptico
	必ず消毒してください。	Faça a higienização antisséptica sem falta.
8 2	ゴミ	Lixo
	分別区分	Separação do lixo
	可燃・不燃・()	Lixo queimável / Lixo não queimável / ()
	回収時間	Horário da coleta
8 3	立入禁止	Entrada proibida
	のため立入禁止とします。	Motivo:
8 4	女性専用	Exclusivamente feminino
8 5	喫煙所	Área para fumantes
8 6	土足厳禁	Proibido andar com sapatos
	※靴は靴箱へ片付けましょう。	*Guarde o seu sapato na sapateira.
8 7	運営本部	Sede administrativa
	※関係者以外立入禁止	*Proibido a entrada de pessoas não
		autorizadas
8 8	キッズスペース	Área infantil
	(子どもの遊び場)	(Local para as crianças brincarem)
8 9	おむつ交換所	Local para troca de fralda
9 0	掲示板	Mural informativo

[Mẫu 2] Gửi Ban lãnh đạo địa phương			ong	Tên cở sở lánh nạn							Mã số	tiếp nhậ	n					
THỂ THÔNG TIN NGƯỜI SƠ TÁN				Ngày tháng điền thông tin				Ngày 日 tháng 月 năm 年										
Phiên âm Furigana								S	ố đi	ện thoạ	i di d	lộng	,					
Têr	của	người đại								(1	Nếu	không d	có hãy	ghi	() _		
di	ện hộ	gia đình								:	số đi	iện thoạ	i nhà))				
	_	hi trên	Tỉnh	Gifu			nành nôn/x	-	ố									
giấy cư trú Hình thái □Nhà riêr		ıg	Tình trạng			 □Hư hỏng toàn bộ □Hư hỏng 1 nửa □Hư hỏng 1 phần □Nước ngập trên mức sàn nhà □Nước ngập dưới mức sàn nhà 												
nh	à	□Khác ()	Còn ở được				□ Cắt nước □ Mất điện □ Cắt gas								
ở								□Có thể □Không thể										
Xo ô	Ke Loại xe: Biển số: tô Màu sắc: Nơi đỗ xe:			Có thú nuôi đi ☐Có (Chủng loại) cùng hay không ☐Không *Cần ghi cả vào số thú nuôi														
	_	lánh nạn		ni cơ sở bu trại r					nhà □Trong ểm				<u> 1</u>)	□Khác)
					<u>U</u>					Tro	ong n	hĩtnơ mi	ic có d				dòng phí:	a durới)
			Giới 🛒		Niturig	Ī	mục cần được quan tâm (Trong những mục có dấu ✓ hãy ghi chi tiết ở dòng r Khuyết tật					Ι,	l ddol)					
		Họ tên		tính Tuổi		n chăm sóc Phụ nữ nang thai	Cần chăm sóc		Thân thể			Tinh	Trí tuệ	Phát triển	Khác	Dị ứng	Thuốc uống	Khác
Tình	Người	đại diện hộ gia	đình	□Nam □Nữ	Tuổi]	□Tay chân □N									
ıh trạng				□Nam □Nữ	Tuổi				□Tay chân □N □Thị giác □Th									
				□Nam □Nữ	Tuổi]	□Tay chân □N □Thị giác □Th									
gia đình				□Nam □Nữ	Tuổi]	□Tay chân □N □Thị giác □Th									
				□Nam □Nữ	Tuổi]	□Tay chân □N □Thị giác □Th	-								
				□Nam □Nữ	Tuổi]	□Tay chân □N □Thị giác □Th									
		mục có đá chi tiết ở		u ✔ hãy	7													
	ững v	iệc bạn có	s thể l			-												
cơ sở lánh nạn (chứng chỉ/ kỹ năng đặc biệt) Phản hồi khi có yêu cầu xác nhận an toàn từ người thân Cố □Không ** Hãy chắc chắn được sự đồng ý của toàn bộ thành viên trong gia đình điền dấu ✔. Ngoài ra, trong trường hợp không muốn tiết lộ thông tin vì l nhân của bạo lực gia đình,v.v. nhất định hãy thông báo cho chúng tôi.						in vì l												
	c ghi i rời	Ngày tháng	rời đi	Ngày E	tha	áng 月	g 月 năm 年				Số	điện th	ıoại					
khỏ	khỏi cơ sở Địa chỉ sau rời đi		khi		都 Do道 n 府 Ken 県				Shi市 Ku区 Cho町Mura村									

Xin lưu ý rằng chúng tôi sẽ lập danh sách những người bị ảnh hưởng do thiên tai và sử dụng những thông tin này căn cứ theo Điều 90 Khoản 3 tại Luật cơ bản để ứng phó với thiên tai. Thông tin được ghi tại các mục ở trên sẽ được cung cấp đến cho Ủy ban vận hành nơi lánh nạn và Đội quản lý vận hành nhằm mục đích quản lý vận hành cơ sở lánh nạn (như cung cấp thực phẩm/vật dụng và đấp ứng các nguyện vọng cần được chẩm sóc...).

Nội Quy Sinh Hoạt Tại Cơ Sở Lánh Nạn

Tại cơ sở lánh nạn này có quy định nội quy sinh hoạt tại nơi lánh nạn như dưới đây. Kính mong quý vị tuân thủ nội quy trong thời gian sinh hoạt tại đây.

Ủy ban Quản lý Vận hành Cơ sở Lánh nạn Khu vực_____ (Shi • Cho • Son)

- 1 Cơ sở lánh nạn này là cứ điểm phòng chống thiên tai của khu vực. Những người hiện đang lánh nạn tại đây vui lòng chủ động tự nguyện tham gia vào các hoạt động quản lý vận hành nơi lánh nạn thông qua những việc như trực ban,v.v.
- 2 Để quản lý vận hành cơ sở lánh nạn, chúng tôi thành lập Ủy ban Vận hành Quản lý Cơ sở Lánh nạn (sau đây sẽ gọi là "Ủy ban") bao gồm: người quản lý cơ sở, nhân viên công chức địa phương (người đảm nhận hỗ trợ cơ sở lánh nạn), cùng với đại diện và vài người trực tiếp đảm nhận vận hành là người hiện đang lánh nạn.
 - Ủy ban sẽ tổ chức họp định kỳ hàng ngày vào lúc giờ sáng và lúc giờ chiều.
 - Ủy ban sẽ được lập thành các đội từ những người lánh nạn như: Đội tổng vụ, Đội quản lý thông tin người lánh nạn, Đội truyền tin, Đội thực phẩm/vật dụng, Đội hỗ trợ đời sống, Đội quản lý an toàn vệ sinh.
- 3 Cơ sở lánh nạn sẽ lần lượt thu nhỏ quy mô/đóng cửa sau khi người hiện đang lánh nạn đảm bảo được nơi ở và khôi phục được cuộc sống sinh hoạt như điện, nước...
- 4 Người lánh nạn cần phải ghi đầy đủ thành viên trong gia đình trong thẻ thông tin người sơ tán và nộp lại.
 - Khi rời khỏi nơi lánh nạn, hãy thông báo cho Ủy ban quản lý hoặc Đội quản lý thông tin người lánh nạn.
- 5 Chỉ được phép sử dụng khoảng không gian lánh nạn đã được người quản lý cơ sở chấp thuận. Ngoài ra, khoảng không gian lánh nạn sẽ được xem xét định kỳ.
 - Cấm không được đi giày/dép trong khu vực lánh nạn (trong nhà)
 - · Vật nuôi chỉ được phép nuôi tại nơi chỉ định, cấm không được dẫn vật nuôi vào khu vực lánh nạn.
- 6 Thực phẩm/vật dụng sinh hoạt sẽ được phân phát tại trước Quầy phân phát vật dụng vào lúc_____giờ sáng, 12 giờ trưa và lúc_____giờ chiều.
- Trong trường hợp không đảm bảo số lượng thực phẩm/vật dụng sinh hoạt đủ cho tất cả mọi người thì trên nguyên tắc sẽ tạm dừng việc phân phát. Tuy nhiên, có trường hợp chúng tôi sẽ phân phát cho những người có hoàn cảnh đặc biệt sau khi giải thích cho những người lánh nạn khác.
- Những người có mong muốn nhận bỉm/sữa và đồ dùng cho nữ giới,v.v. xin vui lòng thông báo cho Đội thực phẩm/vật dụng hoặc Đội hỗ trợ đời sống.
- 7 Đèn sẽ được tắt tại khu vực sinh hoạt từ lúc giờ tối.
 - Để phòng chống tội phạm, xung quanh khu vực hành lang và nhà vệ sinh, Trụ sở ban quản lý sẽ vẫn bật đèn.
 - Sau khi đèn tắt, xin vui lòng hạn chế nói chuyện và sử dụng điện thoại di động tại khu vực sinh hoạt.
- 8 Trong trường hợp có cuộc điện thoại gọi tới cho người hiện đang lánh nạn tại cơ sở thì chúng tôi sẽ tiếp nhận lời nhắn và thông báo trên loa phát thanh về việc có tin nhắn chỉ trong khung giờ từ giờ sáng đến giờ chiều tối.
 - Điện thoại công cộng trong giờ cao điểm chỉ có thể sử dụng trong trường hợp khẩn cấp.
- 9 Người lánh nạn sẽ thay phiên nhau dọn dẹp nhà vệ sinh và lúc giờ sáng, giờ chiều và giờ.
 - Khi sử dụng bồn cầu xả nước, chỉ đội nước bằng xô nước khi đi đại tiện.
- Để đảm bảo vệ sinh công cộng, khi ra vào cơ sở lánh nạn hãy luôn lưu ý thực hiện việc rửa tay, xúc miệng, khử khuẩn tay, đeo khẩu trang.
 - · Người có triều chứng tiêu chảy, phát sốt, v. v. hãy thông báo cho Đôi quản lý vê sinh.
- 11 Cấm không được uống rượu trong cơ sở lánh nan và hút thuốc ngoài nơi được chỉ định.
- 12 Trên nguyên tắc, cấm không được sử dụng lửa trong khuôn viên cơ sở. Khi sử dụng lửa như thiết bị sưởi ấm/nấu ăn,v.v. cần phải được sự đồng ý của người quản lý cơ sở và phải lưu ý sử dụng an toàn.

Lưu ý khi sử dụng nhà vệ sinh (ví dụ) trường hợp sử dụng nhà vệ sinh có sẵn

- Nhà vệ sinh này hiện nay nếu vứt những chế phẩm từ giấy (giấy vệ sinh, khăn giấy có thể xả trong bồn cầu) thì có khả năng sẽ bị tắc.
- Không vứt chế phẩm từ giấy vào bồn cầu và xả nước. Hãy vứt vào thùng rác được chuẩn bị và nhất định phải đóng miệng thùng rác lại sau khi vứt rác.
- Sau khi sử dụng nhà vệ sinh hãy xả nước bằng nước được chuẩn bị cho nhà vệ sinh (xô nước hoặc chai nước). Đây là nước dùng chung cho mọi người nên hãy chú ý tiết kiệm nước. Khi thấy sắp hết nước dùng cho nhà vệ sinh, hãy cùng vận chuyển nước lại cho những người dùng sau.
- Nước dùng cho nhà vệ sinh là nước bể bơi nên không được dùng để rửa tay. Khi muốn rửa tay hãy sử dụng nước được chuẩn bị ở nơi rửa tay (nước dùng rửa tay).
- Nhà vệ sinh là nơi mọi người dùng chung nên hãy giữ sạch sẽ. Khi bị bẩn hãy làm sạch ngay lúc đó.
- Dọn dẹp nhà vệ sinh là công việc của toàn bộ mọi người đang sử dụng cơ sở lánh nạn thay phiên nhau làm. Xin vui lòng xem tại bảng phân công và hợp tác thực hiện.

岐阜県避難所運営ガイドライン様式集(ベトナム語)

Р	日本語	ベトナム語
7 1	衛生的な手洗い	Rửa tay đảm bảo vệ sinh
	1流水で手を洗う	1 Rửa tay dưới dòng nước chảy
	2洗浄剤を手に取る	2 Lấy dung dịch rửa tay
	3手のひら、指の腹面を洗う	3 Rửa lòng bàn tay, mặt trong của ngón tay
	4手の甲、指の背を洗う	4 Rửa mu bàn tay, mặt trên của ngón tay
	5指の間(側面)、股(付け根)を洗う	5 Rửa mặt ngoài của ngón tay (hai mặt 2
		bên của ngón tay), kẽ ngón tay
	6親指と親指の付け根のふくらんだ部分	6 Rửa kỹ ngón tay cái và phần phình ra kết
	を洗う	nối với ngón tay cái
	7指先を洗う	7 Rửa phần đầu ngón tay
	8手首を洗う(内側・側面・外側)	8 Rửa cổ tay (mặt trong/mặt ngoài/mặt bên)
	9 洗浄剤を十分な流水でよく洗い流す	9 Hãy rửa tay kỹ với xà phòng và dưới vòi
		nước chảy
	10手をふき乾燥させる	10 Lau khô tay
	11アルコールによる消毒	11 Khử trùng với cồn
7 4	エコノミークラス症候群予防のために心	Những điều cần lưu ý để phòng ngừa Hội
	掛けると良いこと	chứng hạng phổ thông
	予防のためには、	Để phòng ngừa, hãy thực hiện:
	①ときどき、軽い体操やストレッチ運動	① Thỉnh thoảng hãy tập thể dục nhẹ nhàng
	を行う	và vận động giãn cơ
	②十分にこまめに水分を取る	② Uống nước đầy đủ, mỗi lần một ít
	③アルコールを控える。できれば禁煙す	③ Hạn chế đồ uống có cồn. Cố gắng
	る	không hút thuốc lá
	④ゆったりとした服装をし、ベルトをき	4 Mặc quần áo rộng thoải mái, không thắt
	つく締めない	chặt dây nịt lưng
	⑤かかとの上げ下ろし運動をしたりふく	⑤ Thực hiện các bài tập nâng gót chân
	らはぎを軽くもんだりする	hoặc xoa bóp nhẹ bắp chân
	⑥眠るときは足をあげるなどを行いまし	⑥ Hãy kê chân cao khi ngủ
	よう。	
	予防のための足の運動	Vận động chân để phòng ngừa
	①足の指でグーをつくる	① Gập ngón chân
	②足の指をひらく	② Mở rộng ngón chân
	③足を上下につま先立ちする	③ Dùng mũi chân để đứng lên xuống
	④つま先を引き上げる	4 Hướng mũi chân lên
	⑤ひざを両手で抱え、足の力を抜いて足 ****ロナ	5 Dùng 2 tay ôm đầu gối, thả lỏng lực ở
	首を回す ⑦ ふくらはぎを軽くもむ	chân và xoay cổ chân
7 6	受付	
' 0	・避難所利用者名簿に世帯全員の氏名を	1
	・ 近無別利用有名簿に世帝至貝の氏名を 記入してください。受付後は、避難者カ	 Hãy ghi họ tên của toàn bộ thành viên trong gia đình vào danh sách người sử dụng
	記入してくたさい。気竹後は、避難有力 一ドを世帯ごとに記入し、ご提出くださ	cơ sở lánh nạn. Sau khi tiếp nhận, hãy ghi
		từng hộ gia đình vào thẻ thông tin người sơ
	V,	tung no gia unin vao the thong tili người sơ

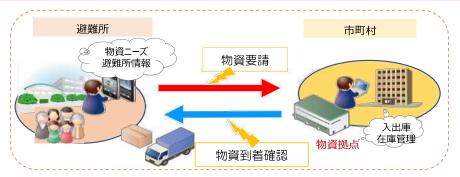
	・避難所を退所されるときは、お申出く	tán và nộp lại.
	ださい。	• Hãy thông báo khi rời khỏi cơ sở lánh nạn
7 7	避難室	Phòng lánh nạn
	名称	Tên
	号室	Số phòng
	対象地区	Khu vực thuộc đối tượng
	禁煙・火気厳禁・盗難注意	Cấm thuốc lá/Cấm lửa tuyệt đối/Chú ý trộm
		cắp
7 8	トイレ	Nhà vệ sinh
	男性用・女性用	Dành cho nam/ Dành cho nữ
	使用可・使用不可	Có thể sử dụng/ Không thể sử dụng
7 9	更衣室	Phòng thay đồ
	男性用・女性用	Dành cho nam/ Dành cho nữ
	※必ず入室前にノックをしてください!	※Nhất định phải gõ cửa trước khi vào
		phòng!
8 0	授乳室	Phòng cho con bú
	※必ず入室前にノックをしてください!	※Nhất định phải gõ cửa trước khi vào
		phòng!
8 1	消毒	Khử trùng
	必ず消毒してください。	Nhất định phải khử trùng
8 2	ゴミ	Rác
	分別区分	Phân loại khu vực
	可燃・不燃・(Cháy được/Không cháy được/()
	回収時間	Giờ thu gom
8 3	立入禁止	Cấm vào
	のため立入禁止とします。	Vì lý donên cấm vào.
8 4	女性専用	Dành riêng cho phụ nữ
8 5	喫煙所	Nơi hút thuốc lá
8 6	土足厳禁	Nghiêm cấm mang giày/dép đi vào
	※靴は靴箱へ片付けましょう。	※Hãy cất gọn giày/dép vào hộp đựng giày
8 7	運営本部	Văn phòng điều hành
	※関係者以外立入禁止	*Người không phận sự miễn vào
8 8	キッズスペース	Không gian dành cho trẻ em
	(子どもの遊び場)	(Nơi vui chơi dành cho trẻ em)
8 9	おむつ交換所	Nơi thay bỉm/tã
9 0	掲示板	Bảng thông báo

_{避難所担当用}「物資調達・輸送調整等支援システム」の使用方法



① 物資関係業務に関して避難所担当がまずやることは、

「避難所ニーズの把握」と「物資の要請」、「物資の到着確認」です



情報 (ニーズ) の流れ 物資の流れ

② PCやスマホ、タブレットからログインできます

●PC用URL: https://busshi.bousai-system.go.jp (https://busshi.bousai-system.go.jp/ アドレスバー ◎ 物資調達・輸送調整等支援シ... × URL欄に記載されてい るアドレスをブラウザ ✓ 物資調達・輸送調整等支援システム に入力し、ログイン画 面を開きます。 物資調達・輸送調整等支援システム 【本番モード】 システムへのログイン 訓練モードでログインする場合はこちら 別途、自治体から通知 ューザル: されるユーザID、パス ワードを入力し、「ロ グイン」ボタンを押し ログイン ます。

●スマートフォン、タブレット用





※ PC用画面とは異なりますので、 画面に沿って操作してください。

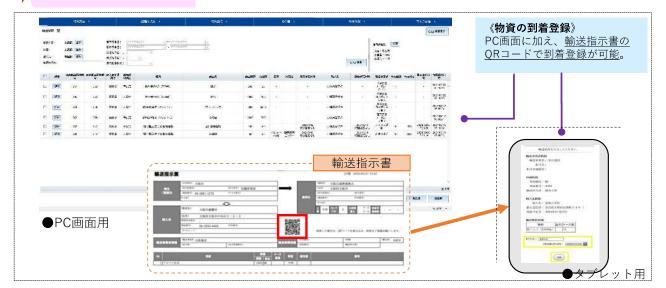
③ ログイン後の基本画面から要請・到着確認画面に移行できます。



④ 物資の要請画面



- ★避難所へ物資が到着したら・・
- ▶ ⑤ 物資の到着登録



問い合わせ先

★本紙はあくまで最低限必要な操作となっています。
★システム運用に必要な体制を早期に確保してください。

<物資関係業務に関すること>

市 課 TEL:

<システムの操作・内容に関すること(サポートデスク)> 保守業務受託会社(日本アイ・ビー・エム(株))

TEL: 050-3172-8977 メール:support.busshi@ibm.com

分散避難システム操作マニュアル

1

01.岐阜県総合防災ポータルサイト

◆岐阜県総合防災ポータルサイト

岐阜県総合防災ポータルサイトからWeb入力フォーム画面へ遷移します。

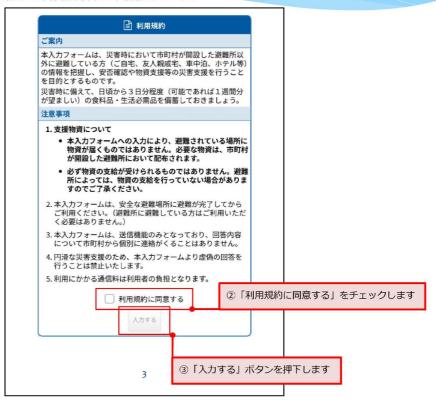


2

02. Web入力フォーム画面

◆Web入力フォーム画面

Web入力フォーム画面の利用規約に同意します。



02. Web入力フォーム画面

◆Web入力フォーム画面

入力フォームから情報を入力します。



02. Web入力フォーム画面

◆Web入力フォーム画面

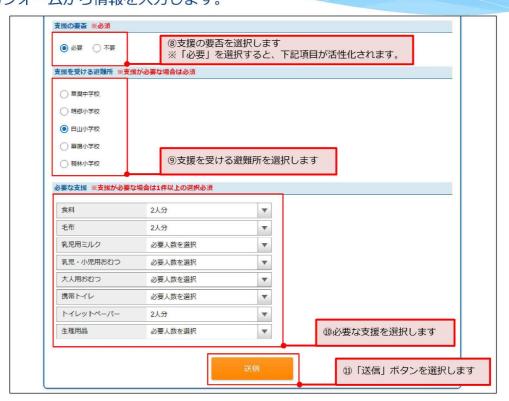
入力フォームから情報を入力します。



02. Web入力フォーム画面

◆Web入力フォーム画面

入力フォームから情報を入力します。



6

02. Web入力フォーム画面

◆Web入力フォーム画面

入力フォームから情報を入力します。

送信完了画面が表示され、管理番号が表示されます。

7

03. 岐阜県被害情報集約システム

◆メニュー画面

分散避難状況一覧画面に遷移します。



03. 岐阜県被害情報集約システム

◆分散避難状況一覧画面 分散避難状況を確認します。



03. 岐阜県被害情報集約システム

→避難者情報詳細一覧画面 避難者情報詳細を確認します。



■ 岐阜市 支援実施避難所一覧

「分散避難状況一覧」ボタンを押下する と、分散状況一覧画面が開かれます。

分散避難状況一覧

「岐阜市支援実施避難所一覧」ボタンを押下すると、岐阜 市の支援実施避難所一覧画面が開かれます。

03. 岐阜県被害情報集約システム

◆支援実施避難所一覧画面

支援実施避難所を確認します。

支援実施している避難所の情報が一覧で確認できます。



「分散避難状況一覧」ボタンを押下 すると、分散状況一覧画面が開かれます。 「避難者情報詳細一覧」ボタンを押下 すると、避難者情報詳細一覧画面が開かれます。

03. 岐阜県被害情報集約システム

◆GIS画面

分散避難情報を地図から確認します。

